

官報 号外

平成十四年十一月二十二日

○第百五十五回 参議院會議録第八号

平成十四年十一月二十二日(金曜日)

午前十一時一分開議

○議事日程 第八号

平成十四年十一月二十二日

午前十時開議

第一 銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律の一部を改正する法律案(第百五十四回国会衆議院提出)

第二 行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律案(第百五十四回国会内閣提出)

第三 行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案(第百五十四回国会内閣提出)

第四 電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律案(第百五十四回国会内閣提出)

第五 母子及び寡婦福祉法等の一部を改正する法律案(第百五十四回国会内閣提出、第百五十五回国会衆議院送付)

第六 学校教育法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第七 有明海及び八代海を再生するための特別措置に関する法律案(衆議院提出)

○本日の会議に付した案件
一、請暇の件
一、預金保険法及び金融機関等の更生手続の特

平成十四年十一月二十二日 参議院會議録第八号

例等に関する法律の一部を改正する法律案、金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法案及び農水産業協同組合貯金保険法及び農水産業協同組合の再生手続の特例等に関する法律の一部を改正する法律案(趣旨説明)

一、構造改革特別区域法案(趣旨説明)
以下 議事日程のとおり

○議長(倉田寛之君) これより会議を開きます。この際、お諮りいたします。

堀利和君から海外渡航のため来る二十七日から九日間の請暇の申出がございました。

これを許可することに御異議ございませんか。
(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(倉田寛之君) 御異議ないと認めます。よって、許可することに決しました。

○議長(倉田寛之君) この際、日程に追加して、預金保険法及び金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の一部を改正する法律案、金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法案及び農水産業協同組合貯金保険法及び農水産業協同組合の再生手続の特例等に関する法律の一部を改正する法律案について、提出者から順次趣旨説明を求めたいと存じますが、御異議ございませんか。
(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(倉田寛之君) 御異議ないと認めます。竹中金融担当大臣。

(國務大臣竹中平蔵君登壇、拍手)

○國務大臣(竹中平蔵君) ただいま議題となりました預金保険法及び金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の一部を改正する法律案及び金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法案につきまして、その趣旨を御説明申し上げます。

まず、預金保険法及び金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、御説明申し上げます。

我が国経済において、金融機関が担う資金決済の安定確保は、極めて重要であります。

このため、金融機関の破綻時に全額保護される決済用預金を設けるとともに、仕掛かり中の決済の結了のための措置等を講ずることにより、我が国の金融機能の一層の安定化を図ることとし、あわせて、流動性預金の全額保護を平成十七年三月末まで継続するため、この法律案を提出することとした次第であります。

以下、その大要を申し上げます。

第一に、為替取引等に用いられ、かつ、要求払い・無利息である預金については、決済用預金として、金融機関の破綻時にその全額を保護することとしております。

第二に、金融機関が破綻前に依頼を受けた振り込み等の仕掛かり中の決済の結了を可能とするため、仕掛かり中の決済債務を全額保護することとしております。また、預金保険機構が、破綻金融機関に対して決済債務の弁済のための資金を貸し付けることを可能とし、あわせて、決済債務の弁済や相殺を可能としております。

なお、流動性預金は、平成十七年三月末まで全額保護することとしております。

次に、金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法案につきまして、御説明申し上げます。

我が国の金融機関においては、収益性の向上に真摯に取り組む、経営基盤の強化を図ることが求められておりますが、合併等の組織再編成はそのための有力な手段であると考えられます。

このような観点から、金融機関等の組織再編成を円滑化するための特別措置を講ずることにより、金融機関等の経営基盤の強化を期し、もって我が国の経済の活性化に資することを目的として、この法律案を提出することとした次第であります。

以下、その大要を申し上げます。

第一に、当分の間の措置として、合併等の組織再編成に伴い必要となる総会手続等を簡素化するための特例を設けることとしております。

第二に、経営基盤の強化に関する計画を平成二十年三月末までに提出し、主務大臣の認定を受けた金融機関について、根拠当権の譲渡に係る特例等の措置を講ずることとしております。

第三に、組織再編成を行うことにより低下した自己資本比率を回復するため、預金保険機構が整理回収機構に委託して、優先株式の引受け等や、協同組織中央金融機関が引き受けた優先出資等に係る信託受益権等の買取りを行う措置を講ずることとしております。

第四に、当分の間の措置として、合併等を行った金融機関等の預金者等に対し、合併等の後一年間に限り、保険基準額の特例を設けることとしております。

以上、預金保険法及び金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の一部を改正する法律案及び金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法案につきまして、その趣旨を御説明申し上げます。何とぞ、御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。(拍手)

請暇の件 議事日程追加の件 預金保険法及び金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の一部を改正する法律案、金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法案及び農水産業協同組合貯金保険法及び農水産業協同組合の再生手続の特例等に関する法律の一部を改正する法律案(趣旨説明)

○議長(倉田寛之君) 大島農林水産大臣。

(国務大臣大島理森君登壇、拍手)

○国務大臣(大島理森君) 農水産業協同組合貯金保険法及び農水産業協同組合の再生手続の特例等に関する法律の一部を改正する法律案の趣旨につきまして、御説明申し上げます。

農漁協システムの信用事業のセーフティネットにつきましては、従来から、他の金融機関のセーフティネットである預金保険制度と同様の農水産業協同組合貯金保険制度を設けているところであり、今後とも、農漁協システムの信用事業が我が国金融システムの一員として適切な運営を行っていくためには、そのセーフティネットについて、他の金融機関と同様の整備を図ることが必要であります。

このため、預金保険制度の見直しに合わせて、農水産業協同組合貯金保険制度について、これと同様の見直しを行うこととし、この法律案を提出した次第であります。

次に、この法律案の主要な内容を御説明申し上げます。

第一に、為替取引等に用いられ、かつ、要求払い・無利息である貯金については、決済用貯金として、農水産業協同組合の破綻時にその全額を保護することとしております。

第二に、農水産業協同組合が破綻前に依頼を受けた振り込み等の仕掛かり中の決済の終了を可能とするため、仕掛かり中の決済債務を全額保護することとしております。また、農水産業協同組合貯金保険機構が、経営困難な農水産業協同組合に対して決済債務の弁済のための資金を貸し付けることを可能とし、あわせて、決済債務の弁済や相殺を可能としております。

なお、流動性貯金は、平成十七年三月末まで全額保護することとしております。

以上、農水産業協同組合貯金保険法及び農水産業協同組合の再生手続の特例等に関する法律の一

部を改正する法律案につきまして、その趣旨を御説明申し上げます。(拍手)

○議長(倉田寛之君) ただいまの趣旨説明に対し、質疑の通告がございます。順次発言を許します。円より子君。

(円より子君登壇、拍手)

○円より子君 ただいま議題となりました三法律案につきまして、民主党・新緑風会を代表し、小泉総理並びに関係各大臣に質問いたします。

我が国の株価は、連日バブル崩壊後の最安値を更新し、下げ止まりの気配を一向に見せません。総理の構造改革が口先ばかりで実態を伴わないことに業を煮やした株式市場が、総理に対してレッドカードを突き付けているのです。

総理は、ある中堅ゼネコンが破綻した際、構造改革が進んでいる証拠だと冷たく言い渡されましたが、本来、構造改革とは、銀行の不良債権を処理するだけでなく、借り手である企業を元気にし経済を活性化することが目的です。ところが、小泉内閣の構造改革路線は、経営体力が弱った企業が破綻するのを傍観するのみで、その後の失業やデフレに対する有効な手当てを全く打たず、国民の将来不安だけを増幅しています。

あなたが総理に就任されてからでも、株は時価総額で百三十兆円以上、土地総額も百兆円以上と、実に人々の国富を二百三十兆円も失ったのに、あなたは平然としておられます。総理は、本

当に構造改革が進捗していると考えているのですか。連日の株安や金融システム不安が国民生活に与える悪影響を甘く見ているのでしょうかと思えません。国富の喪失をまず国民の前に謝罪し、金融システムや将来への国民の不安を取り除くために、どのようにデフレを克服し、不良債権を処理し、財政の健全化を図るのか、総理自身のお考えを伺います。

先週、今年七月九月期の国内総生産の成長率が実質で年率三・〇％と発表され、竹中大臣は景気

は持ち直しの動きが続いているとコメントされましたが、多くの国民は景気回復の気配などみじんも感じておりません。竹中大臣は、景気が持ち直しているとお思いなのでしょう。

これまで内需の低迷をカバーし景気の底割れを防ぐ役割を果たしてきたのはアメリカ向けの輸出です。ところが、頼みの綱であるアメリカでも、

ITセクターの不調、企業の会計不信により株価はピーク時から大幅に下落、個人消費や設備投資にも変動が見え始めています。世界恐慌のときのように、証券市場のバブル崩壊が産業活動を混乱させるだけでなく、銀行システムや実体経済にまで悪影響を及ぼし、世界同時不況を引き起こすとの懸念も強まっております。アメリカ経済の長期停滞は、日本経済を再びマイナス成長に陥らせ、日本発の世界同時不況さえ起こしかねないのではないかと。竹中大臣、お答えください。

アメリカ頼りの甘い経済見通しをまず修正すべきであり、デフレ対策に重点を置いた経済運営に転換することを、小泉総理、ここで明言すべきではありませんか。

次に、預金保険法改正案ですが、本法律案は、政策の決定過程において様々な矛盾や問題が明らかになっております。

まず、総理は、内閣発足以来再三にわたり、金融システムは健全であり金融危機は起こっていない、ペイオフ完全解禁は構造改革の一環であると言明されてきました。ペイオフ完全解禁の二年延期、これは明らかに政策を転換したものでしょう。それを金融システム安定化に対する政策強化と繰り返されるばかりで、政策転換に関する説明責任を一切果たされておられません。

(議長退席、副議長着席)

結局、これまでの金融行政が株安のショックで破綻してしまったため、ペイオフ解禁延期や、その口実としての決済用預金保護という苦しい紛れのある政策を取らざるを得なくなっただけではないですか。

小泉総理は、政策転換を行った理由を国民に明らかにすべきです。明確な御説明を求めます。

また、決済システムの安定確保は健全な経済活動を維持するために必要なことですが、決済用預金のシステム導入に伴い、かえって実務面で金融機関に重い負担を強いることにならないか、総理の答弁を求めます。

今年四月、みずほグループのシステムトラブルでは、監督当局のチェック能力の欠如も混乱の一因であると指摘されました。金融機関の決済システムに関する検査体制の整備はどの程度進んでいるのか、併せてお尋ねいたします。

さらに、決済用預金が導入された場合、経営体力の弱い金融機関では、全額保護の対象ではない普通預金や定期預金が決済用預金に預け替えられ、資金繰りの悪化が起ることが懸念されます。金融機関の資金繰りは根本的に解決されず、本法律案の目的である金融機能の一層の安定化は達成されません。金融担当大臣はこの点についてどのようにお考えでしょうか。

次に、農漁協システムの貯金保険法等の改正案に関連して伺います。

先日、岡山県のJA大原町に公的管理命令が発動されました。同農協は、組合長による経営の私物化が行われ、業務が著しく不適切であったと報道されています。これを受け、農水省では、各農協の信用事業の総点検を始めたわけですが、各農協は地域社会の有力者が組合長を務めることが多く、大原町のようなワンマン経営を行っている経営者も少なからず存在していると聞いております。系統金融の信頼性を維持するためには、そのような農漁協をなるべく早期に発見し、業務改善を行うことが不可欠と考えますが、農林水産大臣の見解をお聞かせください。

続いて、金融機関組織再編成特別措置法について伺います。

本法案が主に想定している合併の対象である協同組織金融機関を含む地域金融機関は、ペイオフ

が一部解禁された本年四月までに、すべて経営基盤が万全な金融機関になっていると説明されていたはずですが、事実、ペイオフ凍結期間中には百五十件以上もの地域金融機関が破綻などで姿を消しております。なぜ、健全な金融機関同士が合併する必要があるのでしょうか。政府が健全と認めた金融機関に対し、組織再編成を促進させようとする理由は何なのか。竹中大臣の答弁を求めます。

単なる数合わせ的な発想で金融機関を合併させる政策からは、地域金融に係る基本理念や哲学が全く感じられません。どのような御認識でこの法案を提案されたのか。竹中大臣、お答えください。

やみくもに組織を再編しても、みずほのシステム統合の失敗や経営合理化による収益改善等、経営体力強化が数字に全く結び付かず、その効果には疑問を抱かざるを得ません。そうした中、地域に根差したサービスを提供する地域金融機関にまで合併を促進させるのは、メリットどころか顧客である地域住民に多大な不便を掛ける結果にはなりません。また、地域のデフレを加速させる懸念があります。総理の明確な答弁を求めます。

本法案による資本注入に当たっては、厳格なリストや役員退任といった経営責任の追及は特に求めない方針のようですが、それでは経営者のモラルハザードを招きかねません。健全を装ってはいても、実態は経営危機にあるような金融機関の救済にこの合併スキームが悪用されるおそれはないのか。竹中大臣の答弁を求めます。

先月、政府は、不良債権処理の加速策を打ち出しましたが、小泉政権になって、一体、不良債権の最終処理を言い出すのは何年度目なんですか。主要行は不良債権処理を更に加速させる姿勢を打ち出しています。しかし、本業のもうけが出ずに、しかも、有価証券の含み損が出ている銀行の財務状態で、一体、どこから不良債権の処理原資を捻出するのでしょうか。総理の答弁を求めます。

多額の不良債権処理を毎年行っても不良債権残高は増え続け、処理計画に実効性がないことは明らかなのに、本当に十六年度以内に不良債権の最終処理ができるかと思いのではないでしょうか。総理、御答弁ください。

今まで、小泉政権の政策は、デフレを深刻化し、不良債権を拡大再生産させてきただけではいいですか。その検証や反省がまず必要だと思えます。総理、お答えください。

さて、現行の枠組みで不良債権処理を加速するに当たって公的資金の投入額はどの程度必要とお考えでしょうか。これも総理の答弁を求めます。

十四年三月末で金融再生法上の不良債権公表額は五十二兆円ですが、金融危機対応勘定で準備されているのはたった十五兆円。不足しているのは明白です。総理はどうなさるつもりなのか。また、現行法では、公的資金注入を行った場合の厳格な経営者責任を問う仕組みとなっていないことが、これでは公的資金を湯水ののごとく注入した挙げ句銀行経営が脆弱な今までと何ら変わりがありません。明確な答弁を求めるとともに、資本注入方法について強制的に一斉注入することも考えておられるのか。竹中大臣に伺います。

さて、産業再生機構ですが、そもそも、なぜこの機構が必要なのか、その機能、実効性とともに、明確な説明がまだなされておりません。総理の説明を求めます。

産業再生機構という公的機関が民間企業の生き死にを峻別することですが、公的機関が企業や産業の再生を成功させる保証はどこにあるのか。総理、お答えください。

公的機関が再生事業に手を付けることによって企業や産業が再生できるのであれば、とくに日本経済は立ち直っています。また、単なる企業の救済機関では産業界の供給過剰の問題は解消されません。政府のこの入力で経営不振企業が立ち直るならば、更に厳しい競争にさらされる同業企業からすれば不公平で、一種のモラルハザードが生

じる可能性があります。政府が民間の市場競争に手を突っ込むことの弊害を、総理、伺います。

さらに、機構はだれがどのように運営していくのか。機構のトップは民間人であっても、その実行部隊が経済産業省、国土交通省といった業界と結び付きの強い官僚が業界擁護に回れば、結果として不振企業の延命に力をかす可能性があると危惧します。組織の人材をどうするのか、総理の答弁を求めます。

また、産業再生機構が経営不振企業を銀行から買い取る資金として、本来、預金者保護のための組織である預金保険機構の資金を充てる方針のようですが、再生に失敗して倒産ということにでもなれば、当然、政府が税金で穴埋めしなければなりません。一部企業の再生のために巨額の税金を充てることについては国民のコンセンサスを得られるのでしょうか。どうやって得るのか、総理の答弁を求めます。

整理回収機構との役割分担も明確ではありません。法改正をして整理回収機構の機能を拡充したにもかかわらず、別の組織を作って再生事業を行わせるのは矛盾しています。これをどう説明するのか。RCC送りという言葉に表せるように、回収イメージが強く、RCCに送られた企業は再生困難との印象がありますので、別組織を設けるといふことも背景にあるようですが、なぜ、産業再生機構が大企業等の再生を手掛け、RCCが回収に特化することにでもなれば、RCCに債権を売却された企業のイメージは更に悪くなり、それこそ債務者企業の息の根が止められてしまうという懸念も生じます。

それなら、いっそ整理回収機構を産業再生機構と改称して一括再生に当たる方が実効性上がるのではないかと、その設置期間をどうするかも併せて、総理に伺います。

金融再生プログラムの検討過程では、会計上の見せ掛けの資本として認められていた税効果会計による繰延税金資産について米国の並みの算入制限

を設けるとの報道がなされましたが、竹中大臣と銀行と自民党幹部のこの間のどたばた喜劇ならぬ悲劇を国民は見せ付けられ、そしてつたもんだの末、繰延税金資産の算入適正化の問題は今後の検討課題になりました。

その結果、先を見越した銀行が、自己資本比率維持のためのリスクアセットの抑制に動かざるを得なくなり、更なる貸出しの抑制に動き出しています。今回のプログラムによって不良債権処理を加速する前に、貸し渋り、貸しはがしを加速してしまつた罪は大きいのではないかと。総理の答弁を求めます。

さらに、今回、繰延税金資産の算入適正化などを厳密に行うことですが、アメリカの制度を表面的に取り入れれば、税制面の手当てもなしで、自己資本が減るのは目に見えています。これを回避するための迂回融資もしてはいけません。そうすれば、銀行としては貸出しを圧縮するしか自己資本比率を維持する方法はありません。貸し渋り、貸しはがしスパイラルに陥らせた政府の責任の重大さ、これについて竹中大臣の見解を伺います。

加えて、四年後から新BIS規制の強化があります。このことについてどう考えるのか。貸し渋りを防ぐため、大銀行と中小銀行を同じ基準にする必要はないと思います。併せて見解を伺います。

さて、銀行の貸出しは中小企業向けが大変減少しております。中小企業を大切にしないで元気な日本の再生はできません。政府の無策によって次々に中小企業が整理されましたら、一体だれがこの国の産業を支えるのか。これからどういう社会を築き、中小企業はどうするのか。総理の考えをお尋ねします。

総理は、昨日、歳入欠陥が明らかになったことで、国債発行枠三千兆円の公約を破棄したそうですが、あなたの公約は破られるためにあったのでしょうか。そもその歳入見積り自体が過大なも

のだったし、あなたの経済失政のせいでは不良債権は増え続け、そして歳入は減ったのではないですか。総理、お答えください。

小泉政権になってから、株価はバブル崩壊後の最安値を更新し、不良債権の残高は過去最高となるなど、どれを見ても過去最悪の水準になっています。このままでは過去最悪の総理として歴史に名を残されるのではないですか。銀行に厳格な自己査定を求める前に、総理自身の政治責任の自己査定の厳格化を強く求め、私の質問を終わります。（拍手）

〔内閣総理大臣小泉純一郎君登壇、拍手〕
○内閣総理大臣（小泉純一郎君） 円議員にお答えいたします。

今後の経済財政運営とこれまでの責任についてのお尋ねでございます。

政府は、先般、不良債権処理の加速を含む金融、産業の再生、経済活性化に向けた構造改革加速策のほか、雇用や中小企業対策などのセーフティネットの拡充を含む総合対応策を取りまとめたところであります。さらに、この総合対応策を補完、強化するため、改革加速プログラムを策定し、平成十四年度補正予算において必要な措置を講ずることとしたところであります。

こうした取組により、金融システム改革、税制改革等の構造改革を加速し、日本経済のための政策強化を行い、デフレを抑制しながら、民間需要主導の持続的な経済成長を実現してまいりたいと思います。

なお、財政規律を維持する観点から、「改革と展望」におけるプライマリーバランス黒字化の目標を堅持していくことが必要であると考えております。

今後とも、経済情勢に応じて大胆かつ柔軟に対応しながら構造改革を着実に推進し、国民の期待にこたえていくのが私の責任であると感じております。

ペイオフ解禁と決済用預金の導入に関するお尋ねであります。

不良債権処理は構造改革を進める上での最重要課題であり、その加速を図るためには、同時に金融システムの安定と中小企業金融等の金融の円滑化に十分配慮することも必要であります。このような観点から、ペイオフについては不良債権問題が終結した後の十七年四月から実施することとしたものであります。

決済用預金の導入に当たっては、金融機関においてシステム対応等のコスト負担を要することとなりますが、その実施までは二年余りの期間があり、その間に周到に準備を進めることが可能と考えられており、また、金融機関においては、決済に果たすその役割やセーフティネット整備の重要性にかんがみ、適切な対応をされるものと考えております。

金融機関のシステムリスクについての検査に関しては、民間出身の専門家の登用やシステム専門班の編成などにより厳正な検証に努めてまいります。

金融機関組織再編特措法案に関連して、合併促進の効果についてのお尋ねであります。

本法案は、金融機関の組織再編成を円滑化することを目的としておりますが、これにより金融機関の経営基盤の強化が図られ、融資の円滑化等を通じて地域経済の活性化にもつながるものと考えております。本法案による政策支援の前提として金融機関が提出する経営基盤強化計画の認定に当たっては、金融の円滑化が阻害されないことを要件とするなど、地域金融の円滑化に対する配慮を行っているところであります。

不良債権処理についてでございますが、不良債権の処理は資金、資源の効率的配分を促すものであり、他の分野の構造改革とともに実施することにより、我が国経済の再生に必要なものと認識しております。これまでも推進してまいりました。

先般、現下の経済情勢にかんがみ、平成十六年度には不良債権問題を終結させるとの基本方針を示し、これを踏まえ、金融担当大臣は不良債権処理をこれまで以上に加速するための金融再生プログラムを取りまとめたところであります。

これにより、主要行の不良債権比率を十六年度末までに現状の半分程度に低下させ、問題の正常化を図るとともに、構造改革を支えるより強固な金融システムの構築を目指してまいります。

今後は、金融再生プログラムを確実に実施に移すことが重要であり、各行においても、不良債権処理を進めつつ健全性を確保していくため、収益力の向上による財務基盤の強化に取り組むことが期待されます。

なお、公的資金注入については、そのこと自体が目的ではなく、一つの結果として行われるものであるため、現時点でどの程度の額の公的資金が必要かについては想定しているものではありません。

産業再生機構の組織、機能についてのお尋ねですが、不良債権処理の加速化に併せ、企業、産業の再生を一体として進めるため、産業再生機構を設立し、金融機関からの債権買取りなどにより、メインバンクとともに強力に企業のリストラ、経営再建を推進することとしております。

産業再生機構の組織、人事については、金融界や産業界から専門家の派遣を要請するなど、可能な限り民間部門の力を活用していく方針で検討することとしております。

産業再生機構は、原則として破綻懸念先以下の債権の買取りを行っている整理回収機構とは異なり、要管理先等に分類される企業のうち、メインバンク・企業間で再建計画が合意されつつある債権などを買い取り、再生を図っていくものであります。新機構は期限を限って設置することとしており、具体的な期間については今後検討してまいります。

公的機関が再生を成功させる保証と国民の合意形成などについてのお尋ねでございます。

産業再生機構は、メインバンクなど民間部門の情報やノウハウ、資金、人材を最大限に活用していくこととしており、政府全体の協力を得て、産業再編を視野に入れた企業の再生策を策定、実行することとしております。

また、新機構は、産業再生・雇用対策戦略本部の定める基本方針に従い、再生可能性が高い企業の再建を促す役割を担うものであり、市場における競争をゆがめるとの指摘は当たらないと思っております。

今後、産業再生機構の創設に関する法案の提出を予定しており、法案の作成及び審議の過程を通じて国民の理解と協力が得られるよう努めてまいります。

繰延税金資産の算入適正化と貸し渋りについてのお尋ねであります。

不良債権の処理は、他の分野における構造改革とともに実施することにより、我が国経済の再生に必要なものであると考えます。こうした観点から、先般、不良債権問題の終結に向けて金融担当大臣が取りまとめた金融再生プログラムにおいては、御指摘の繰延税金資産の算入適正化を含む自己資本の充実に加え、資産査定の厳格化、ガバナンスの強化といった様々な面から政策強化を行い、全体として構造改革を支えるより強固な金融システムを構築し、金融の円滑化を図ることとしております。

なお、中小企業への資金供給の重要性にかんがみ、先般取りまとめた総合対応策において中小企業への貸出しには万全を期しているところであります。

中小企業の実態の現状認識と対応についてですが、厳しい経済環境の中で、中小企業向けの貸出し残高が減少するなど、中小企業をめぐる金融環境は大変厳しいものと認識しております。

そうした中で、やる気と能力のある中小企業が破綻する事態を回避するため、金融セーフティネット対策に万全を期すとともに、新規創業や新事業展開を促進し、中小企業の果敢な挑戦を強力に後押ししていきたいと思ひます。

歳入見積りが過大だったのではないかとのお尋ねであります。

十四年度予算における税収見積りについては、政府経済見通しの経済指標を基礎とし、予算編成時点までの課税実績等を勘案して、最も適切と考えられる見積りを行ったものであります。しかしながら、十四年度税収については、土台となる十三年度決算における税収が景気の悪化による法人税の減少等により大幅な減収となったことの影響など、予算編成時には予見できなかった事情により、二兆円を上回る減収となることは現時点で避けられないと考えております。

残余の質問については、関係大臣から答弁させていただきます。(拍手)

(国務大臣竹中平蔵君登壇、拍手)

○国務大臣(竹中平蔵君) 議員にお答え申し上げます。

まず、景気の現状についてのお尋ねがあります。

我が国の景気は、これまでに、輸出の増加、生産の持ち直しの動きが企業収益や設備投資の面に広がりとつあるなど、引き続き持ち直しに向けた動きが見られる一方で、これまで景気の牽引役となってきた輸出や生産を中心に景気回復のテンポは緩やかになっているというのが現状でございます。先行きについては、景気は持ち直しに向かうことが期待されますが、アメリカ経済等の先行き懸念や日本の株価の低迷など、環境は厳しさを増しており、今後の動向については一層の注視が必要であるというふうと考えております。

政府としては、今般、改革加速プログラムを策定し、平成十四年度補正予算において措置を

講ずることとしたところであります。これらの取組によりまして、構造改革を加速して、デフレを抑制しながら民需主導の持続的な成長を是非実現していきたいというふうと考えております。

アメリカの経済についてのお尋ね、日本への影響についてのお尋ねがございました。

アメリカ経済につきましては、住宅建設は高い水準にありますけれども、個人消費の伸び悩み、伸びの鈍化、生産の減少など、景気回復に弱い動きが見られておりまして、また、先行きについても不透明感が高まっております。日本の経済につきましては、今申し上げましたように、アメリカ経済への先行き懸念、株価の低迷など、環境が厳しさを増しており、最終需要が下押しされる懸念が強まっております。政府としては、本日の総理の改革加速プログラム策定の指示も踏まえ、今後とも適切に動向に対応してまいりたいというふうに思っております。

決済用預金の導入によりまして金融機関の資金繰りが悪化するのではないかとのお尋ねがありました。

決済用預金は、普通預金と同様、要求払い預金であります。いずれに預けられていまして、金融機関の資金繰りへの影響は変わらないものというふうにご考えられます。

また、定期性預金については、既に本年四月に一預金者当たり一千万円までの元本とその利息の保護に移行しております。決済用預金導入後も定期性預金の保険水準は変わりありません。したがって、定期性預金から決済用預金への預け替えが顕著に進むとは考えにくい状況であるというふうにご考えております。

金融機関の組織再編成の促進の理由、基本理念、哲学は何なのかというお尋ねがありました。

金融機関を取り巻く厳しい状況にかんがみまして、中長期的に見まして、金融機関がその公的な使命であります金融の仲介機能、決済機能を十全

に発揮するためには一層の経営基盤強化が必要であります。そのための有力な手段の一つが合併等の組織再編成であるというふうに思ひます。

この法案は、金融機関が自主的な合併を進めるに際して様々な手続等の障壁が存在することを踏まえて、組織再編成を円滑に実施するための特別措置を講ずることによって金融機関の経営基盤の強化を図って、よって我が国の金融システムを強化し、融資の円滑化等を通じて地域経済の活性化に貢献するということを期待しているわけであり

ます。

経営危機の状況にある金融機関の救済に本法案のスキームが活用される可能性があるのではないかとのお尋ねがございました。

金融機関がこの法案により資本増強等の特別措置を受けるためには、経営基盤強化計画の認定を受けることが必要になります。その要件としては、対象となります合併等の組織再編成が健全な金融機関同士の組織再編成であることや、収益性が相当程度向上すること認められることを求めているわけでありまして、また、認定を受けた計画については、公表するとともに、履行状況の報告を求め、フォローアップを行うことにしています。

したがって、今申し上げた認定やフォローアップを適切に行いまして、制度の適正な運用に努めてまいりたいというふうにご考えております。公的資金について、注入時の経営責任及び強制注入についてはどうかというお尋ねがありました。

万一、金融危機のおそれがあると判断され、預金保険法に基づく資本増強を行う場合には、経営責任の明確化のための方策等の実行が見込まれるということがその要件とされております。

今般の金融再生プログラムにおきまして、こうした場合には、金融機関を代表する経営者については責任の明確化を厳しく求めるというふう

に明記したところであります。また、預金保険法では必要性の認定後に当該金融機関が資本増強の申込みを行うこととされており、これは制度上、資本増強の申込みを強制することはできません。

いずれにしても、今後、我が国の信用秩序の維持に極めて重大な支障が生じるおそれがある場合には、資本増強の必要性の認定を行う等、法令に従い的確に対処してまいりたいというふうに思ひます。

自己資本への算入制限等と貸し渋りの関係についてのお尋ねがありました。

不良債権処理は、それ自体が銀行の経営の健全化を通じて我が国経済の再生に資するものであるというのが基本であります。このため、総理より、十六年度には不良債権問題を終結させよという指示を受けて、先般、金融再生プログラムを取りまとめたところであります。御指摘の繰延税金資産に関する算入条件についても、この中で様々な要因を考慮しながら速やかに検討するとうふうにしていくところであります。

一方で、御指摘のように、経済の基盤を支える中小企業への円滑な金融の確保は、これは極めて重要な問題であります。金融庁としては、不良債権の早期処理等を理由に貸し渋りや貸しはがしが行われないことなどについて、金融機関に対し繰り返し要請を行っておりますが、さらに、この金融再生プログラムにおいて、中小企業の金融環境が著しく悪化することのないよう、各種のセーフティネットを講ずることとしたところでございます。

BIS規制についてのお尋ねがありました。

現在、バーゼル銀行監督委員会で行われているBIS規制の見直しは、自己資本比率の分母に当たりますリスクの計算方法について精緻化を図るものでありまして、分子であります自己資本について見直しをしようとしているものではございません。

しかしながら、銀行の健全性を見るに当たっては、自己資本の質も重要な要素であると考えており、先般の金融再生プログラムに沿って、日本の銀行の自己資本の在り方についても、今後、問題を整理してまいりたいというふうに思っております。

最後に、自己資本比率規制における大銀行と中小銀行の扱いについてお尋ねがございました。

中小の銀行においても、大銀行と同様、広く国民から預金を受け入れるなど、金融システムの一翼を担っております。したがって、こうした役割を踏まえれば、中小銀行に対しても、大銀行と同様、国際的に用いられている自己資本比率という客観的な基準に基づいて透明かつ公正な行政を行い、預金者等からの信任を得ていくとともに、金融機関の自助努力を促すことは必要であるというふうに思います。

いずれにしても、中小地域金融機関に関しては、先般取りまとめた金融再生プログラムにおいて、これは多面的な尺度から検討した上で平成十四年度内にプログラムを策定するということをしておりますので、その中で検討を深めてまいりたいというふうに思っております。(拍手)

(国務大臣大島理森君登壇、拍手)

○国務大臣(大島理森君) 円議員の御質問にお答え申し上げます。

農漁協系統金融についてのお尋ねでありました。JA大原町の事件を踏まえてのお尋ねでございました。

農漁協系統金融の信頼を確保するためには、農林中央金庫を中心に系統の総合力を結集して、問題農協等を早期に発見して早期に是正することが

最も重要であると思っております。

昨年の農協改革法によるJAバンクシステムは、農林中央金庫が中心となりまして自主ルールを作成し、これに基づいて農協等を指導するというものであり、正に、早期発見、早期是正をねらったものでございます。

こうしたシステムの確立と並行して、問題農協等の処理を強力に進めてまいりました結果、農協貯金は本年四月以降も対前年同期比で一%前後の伸びを示すなど、系統金融は総体としては安定した状況にあるものと考えております。

組合長が行政検査を拒否したJA大原町は極めて特異なケースであり、また遺憾なことでございますが、これを機に、農漁協系統の信用事業の指導監督を一層強化して、経営体制の面も含めて、問題農協等の早期発見、早期是正に努めていく所存でございます。(拍手)

○副議長(本岡昭次君) 池田幹幸君。

(池田幹幸君登壇、拍手)

○池田幹幸君 私、日本共産党を代表して、預金保険法改正案等三法案について、小泉総理に質問します。

政府は、十月三十日、本法案の政策的基礎となった改革加速のための総合対応策を発表しました。そこでは、不良債権処理を加速することにより、金融仲介機能の速やかな回復を図るとともに、資源の新たな成長分野への円滑な移行を可能にし、金融及び産業の早期再生を図ると説明されております。

不良債権の処理を加速したら、銀行の貸し渋りや貸しはがしはなくなり、必要なところに資金が

供給され、経済が生き返るというのでありますが、小泉総理、あなたは本気でそう考えているのですか。

ここには二つの誤った認識があると言わざるを得ません。

一つは、不良債権をデフレの原因だとして、不良債権の最終処理を進めれば不況から脱却できるという認識であります。これは逆立ちした見方であり、不況が深刻化する中で債務の返済が滞る企業が増加し、不良債権が増加したのであって、正に不況こそが不良債権問題の原因であります。

事実、銀行が不良債権を処理しても処理しても新規の不良債権が発生し、その残高は減るどころか増加しました。とりわけ、小泉総理、あなたが構造改革の最重要課題として不良債権の早期最終処理政策を掲げて以来、不良債権は急速に増加し、新規発生額は十七兆円に達し、不良債権残高は十兆円も増大したではありませんか。

景気対策を強化して企業の業況を改善することなしには不良債権問題の真の解決はありません。総理、結果がここまではつきりと現れている以上、認識を百八十度転換させるべきではありませんか。

いま一つは、銀行が不良債権の処理を進め収益を改善させたら、中小企業など融資を必要としているところに資金を供給するようになるという認識であります。この認識の誤りもまた、事実が明瞭に示しているではありませんか。

政府が巨額の税金を使って不良債権を処分し、わずかに十億円で外資に渡した新生銀行はその典型であります。新生銀行は誕生から二年間で約一千

五百億円もの利益を出しました。ところが、その間に国内向け貸出しは七兆五千億円から四兆八千億円と、実に二兆七千億円も減らしています。とりわけ正常債権を二〇%も減らしています。更に問題なのは、中小企業向け貸出しは二〇〇三年三月までに約一兆円も減らそうとしています。

新生銀行から融資を受けている中小企業から、きちんと返済しているのに、突然一括返済を求められた、金利を三倍にすると言われたといった訴えが寄せられています。新生銀行の八城社長はある経済誌のインタビューで、当行ではリスクが取れませんと取引をお断りする場合もあると、平然と貸し渋り、貸しはがしを行っていることを認めております。ここにあるのは利潤追求のみで、銀行業務の公共性などどこにも見られません。

だからこそ、金融庁も新生銀行に業務改善命令を出さざるを得なかったではありませんか。正に、収益力の回復が、貸出しの増加、特に中小企業向け貸出しの増加につながる明確な証明ではないのですか。

総理、七日の党首討論で日本共産党の志位委員長は、あなたに、主要行がマニュアルを作り、強引な金利上げや貸し渋りを行っている実態を示しました。あなたは、この事態を放置してよいとお考えですか。主要行にマニュアルを撤回させた上で、公共性に見合った社会的責任を果たさせる手だてを取るべきではありませんか。

以下、法案に即して具体的にお聞きします。まず、預金保険法改正案についてであります。深刻な不況と信用不安の下でのペイオフ解禁は、経済的に一層の混乱を招きます。現在、ペイオフ解禁の条件がないことは明らかであり、本法

案によってペイオフ解禁を延期すること自体は当然でしょう。問題は、延期の期間を二年に限ったことでもあります。小泉総理は、その理由を衆院本会議で、不良債権処理の加速を図るためには、金融システムの安定と中小企業金融等金融の円滑化に十分配慮することと必要だという観点から二年間に限定した旨答弁されました。正に、金融再生プログラムに沿って不良債権処理を加速するためその環境づくりをしようということであり、これが、こういった手法がいかなる事態をもたらすか、昨年来の経過を見れば明らかではありませんか。

小泉内閣が発足以来進めてきた不良債権の早期最終処理策の下で、猛烈な中小企業への貸し流し、貸しはがしが横行して倒産が激増、五十六の信用金庫、信用組合と二つの銀行が破綻に追い込まれました。これは、本年四月の定期性預金のペイオフ解禁に向け、健全行だけを残すとの理由で、金融庁が、大手金融機関への検査基準をそのまま信金、信組に適用し、中小企業の業績を評価する際、大企業と同じ基準で画一的に検査して、大幅な引当金の積み増しをさせるなど、無理やり破綻に追い込んだ結果にはかなりません。

小泉総理、あなたはまたもやペイオフ解禁をこれにして金融機関の再編、淘汰を進めようとしているのでありますが、これでは地域における金融不安が一層拡大されるだけではありませんか。このような誤った手法は繰り返してはなりません。答弁を求めます。

次に、金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法案についてお聞きします。

本法案は、金融機関等の収益力の強化、経営基

盤の強化を図るためとして、公的資金の投入や税制上の優遇などによって金融機関等の合併、再編を促進させようとするものであります。

地域金融機関に収益性の相当程度の向上を求める、すなわち収益力の強化を求めることが何をもちたらずか、これもまた証明済みであります。地域金融機関は、中小零細企業に対し無理な金利の引上げを求めざるを得ない。結局、不良債権の最終処理同様、中小零細企業に対する貸し流し、貸しはがしが起り、倒産と雇用喪失による地域経済の不安定化を更に拡大するだけではありませんか。

小泉総理は、組織再編による経営基盤の強化が金融機関の組織対応力の強化につながると答弁していますが、どこにその根拠があるのですか。貸し流し、貸しはがしによって、万が一、金融機関の経営基盤が強固になったとしても、顧客をつぶして自分だけ生き残るのであれば、それは金融機関としてどういう意味があるのでしょうか。何の意味もないではありませんか。

塩川財務大臣は、資本金一千億円以上とか預金八千億円以上など、金融機関の規模が合併の基準になるような発言を繰り返しております。しかし、この問題について、衆院財務金融委員会において、全国地方銀行協会会長を始めとするすべての参考人が、金融機関の適正規模は地域によって違う、規模の大小で物差しを当てるということについて余り賛成できないと、一律に金融機関の規模で合併を促進する政府のやり方に否定的な態度を示しています。総理、このような現場の発言に真摯に耳を傾け、尊重するべきではありませんか。

本来、信金、信組は、地域の会員、組合員の出資による営利を目的としない相互扶助のための金融機関であり、地域に根付いた融資等を繰り広げることにより地域経済の発展に寄与してきたのであります。

総理、地域経済を無視し、上から合併を促進するような愚策は捨て去るべきではありませんか。今、地域金融に求められているのは、貸し流し、貸しはがしをやめさせ、中小企業の経営を支援し、地域経済の発展に貢献することであり、我が党は、この立場から、本院に地域金融活性化法案を提出しています。総理はこれに反対の態度を示されたのでありますが、地域経済が深刻の度合いを深めている今日、この方向での立て直しこそ王道であるということを重ねて申し上げ、質問を終わります。(拍手)

(内閣総理大臣小泉純一郎君登壇、拍手)

○内閣総理大臣(小泉純一郎君) 池田議員にお答えいたします。

不良債権処理の加速と景気対策についてでございますが、不良債権処理の加速は、金融機関の収益力の改善や貸出し先企業の経営資源の有効利用などを通じて、新たな成長分野への資金や資源の移動を促すことにつながるものであり、他の分野における構造改革とともに実施することにより、我が国経済の再生に必要なものと考えております。

政府としては、先般取りまとめた総合対応策において、不良債権処理の加速を含む金融、産業の再生策に加え、都市再生、規制改革など、構造改革の加速策を講ずることとしており、あわせて、雇用、中小企業のセーフティーネット策にも万全

を期すこととしております。

なお、総合対応策を補完、強化する改革加速プログラムを作成し、平成十四年度補正予算において措置を講ずることとしたところであり、現下の金融・経済情勢に応じ、構造改革の取組への更なる政策強化を行ってまいります。

今後、これらの施策を早急に具体化し、デフレを抑制しながら、民間需要主導の持続的な経済成長の実現を図っていく考えであります。

銀行の収益力向上策と、また貸し流しについての御指摘でございます。

銀行が収益力を高め、経営基盤を強化することは、資金仲介者として経済活動に必要な資金を安定的に供給するために必要なことであります。また、健全で将来性のある中小企業への円滑な資金供給については、改革加速のための総合対応策でも十分配慮することとしたところでありますが、さらに、必要に応じ、法令に基づき適切な監督上の措置を講じてまいりたいと考えます。

ペイオフ解禁により、金融機関の再編、淘汰を進めるのかとお尋ねでございます。

ペイオフについては、預金者による金融機関の選別と、それを前提とした金融機関の緊張感を持った経営により、金融システム全体を効率化させるとの観点から、本来、実施していくものと考えております。

いずれにせよ、政府としては、平成十六年度には不良債権問題を終結させるとの方針の下、先般取りまとめた金融再生プログラムに沿って、不良債権処理をこれまで以上に加速させるとともに、中小企業貸出しに対しては十分な配慮を行うことなどにより、金融についての不安がない

状態で平成十七年四月からペイオフを実施したいと考えております。

金融機関組織再編成特措法案に関連してのお尋ねであります。

本法案は、金融機関の経営基盤の強化のための有力な手段の一つである組織再編成を円滑化する措置を講ずることにより、金融機関による金融仲介機能、決済機能の十全な發揮、ひいては地域経済の活性化等につながるものであります。

また、本法案に基づき政策支援を行う場合は、地域金融の円滑に対し適切に配慮することとしており、顧客である企業や地域経済を犠牲にしてまで経営基盤を強化させるとの考えは取っておりません。

加えて、本法案は、あくまでも各金融機関が自らの特性等を勘案しつつ、自主的な経営判断により合併等の組織再編成を行い経営基盤の強化を図ろうとする場合にこれを円滑化する措置を講じるものであり、上から一律の基準により合併を促進するものではありません。(拍手)

○副議長(本岡昭次君) 平野達男君。

(平野達男君登壇、拍手)

○平野達男君 国会改革連絡会(自由党・無所属の会)の平野達男でございます。

ただいま議題となりました法案に関し、国連を代表し、小泉総理、竹中金融財政担当大臣、塩川財務大臣に質問いたします。

なお、法案の中身についての質問は委員会に譲ることとし、ここでは法案に関連した質疑をさせていただきます。

まず、冒頭に総理にお伺いします。

総理は経済は生き物とよく言われます。総理は経済をどのようにとらえ生き物と言っているのか、具体的に教えていただきたい。さらに、生き物であれば、それはどういう性格の生き物かについても併せて教えていただきたい。

構造改革なくして景気なしと小泉改革はスローガンを掲げ、構造改革の最重要課題は不良債権処理であると繰り返して言ってきました。しかし、過去十数年において主要行だけでも約六十七兆円の不良債権の処理が行われてきたにもかかわらず、いまだに景気低迷からの脱却のめどは立たず、地価は下落し続け、株価は底なしの模様さえ見せ始めています。不良債権は処理しても処理しても新しく出てくる状況は変わらず、むしろ悪化の傾向を示しています。

こうした中で、突如、総理が打ち出したのが不良債権処理の加速であります。しかし、不思議なことに、加速とは具体的に何を意味するのか、総理自身がきちんと説明しているのを聞いたことがありません。先日、この発言を受ける形で出された総合デフレ対策においても、その意味するところは明確になっておりません。

ここで小泉総理にお伺いします。

不良債権処理の加速とは具体的に何なのか、特にこれまでの特別検査を含めた不良債権処理と比較し、何がどのように変わるのか。さらには、今、不良債権処理を加速させることがなぜデフレ克服につながり、新規の不良債権の発生を抑制するのか、きちんと分かりやすく説明をしていただきたい。

不良債権の処理は整然と進めなければならないのは当然であります。しかし、これまでの実態が

示すのは、デフレ克服、景気の回復には、不良債権の処理は必要条件ではあっても十分条件ではないということでありまして。むしろ、不良債権処理だけを進めていけば、これがデフレ圧力になり、経済を一層減速させる要因となることでもあります。

デフレの克服、景気回復に最も必要とされるのは、不良債権処理とともに強力な需要喚起であります。竹中大臣は、総合デフレ対策をまとめるに当たって、まずこのことを明確に国民に説明すべきであったと思いますが、大臣の所見を伺います。

さらに、需要喚起のための政策の柱は、規制緩和とともに、中途半端な先行減税ではなく恒久減税でなければなりません。その財源は、特殊法人の独立行政法人化への看板の付け替えに象徴されるようなごまかしの措置ではなく、徹底した行政の無駄の見直しによる歳出節減によって生み出すことは十分可能であります。財務大臣の所見を伺うものであります。

総合デフレ対策に関し、もう一つお伺いします。

主要行を対象とした金融再生プログラムの作業工程表は十一月を目途に作成することとしております。一方、中小地域金融機関の不良再建処理については、時期を遅らせリレーションシップバンクキングの在り方を多面的な尺度から検討した上で、平成十四年度内を目途にアクションプログラムを策定することとしております。

景気低迷が著しい地方にあって、中小地域金融機関の果たす役割は一層重要となってきたところであります。こうしたことにかんがみ、こうした地域金融

の望ましい姿を示すとともに、その実現に向けた政府の政策を年内には示し、中小地域金融機関の活発な活動を促すべきではありませんか。竹中大臣の所見を伺います。

預金保険法等の一部改正法案が提出された背景には、来年四月に予定されていたペイオフ全面実施の二年間の延長があります。法案の検討に入る前に、なぜペイオフ実施が延期されたかについて、政府はきちんと整理し、国民に説明する義務があります。

(副議長退席、議長着席)

小泉総理も竹中大臣も、ペイオフの実施は予定どおり実施すると発言してきました。竹中大臣は、ペイオフの実施の延期は政府の信用を損ねるとの趣旨の発言もされております。来年四月からのペイオフの完全実施は政府の公約でもありました。

しかし、七月の総理の柳澤金融担当大臣への決定的預金の保護についての検討指示に始まり、ペイオフ完全実施に向け黄色信号が出たかと思うと、結局、二年間のペイオフ延期の決定へと大きく政策転換をしてしまいました。

これに関し、政府は、ペイオフ実施延期は日本経済再生のための政策強化の一環、不良再建処理の加速を図る上での金融システムの安定策と強弁し、ペイオフの実施延期に積極的な意味合いがあるように説明しています。しかし、この説明に納得している人はいません。

竹中大臣は、民間出身の大臣であり、また学者でもあります。竹中大臣に期待されるのは、情勢を客観的かつ冷静に分析し、それらを踏まえ、しっかりとした対応策を打ち出す、さらには、以上のようなことをきちんと国民に論理立てて説明

預金保険法及び金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の一部を改正する法律案、金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法案及び農水産業協同組合の再生手続の特例等に関する法律の一部を改正する法律案（趣旨説明） 議事日程追加の件 構造改革特別区域法案（趣旨説明）

早急に具体化することに加え、総合対応策を補完、強化するための改革加速プログラムを策定しまして、平成十四年度補正予算において措置を講ずることとしたところであります。現下の金融・経済情勢に応じ、構造改革の取組への更なる政策強化を行ってまいりたいと思っております。地域金融機関の望ましい姿及びそれに対する政府の施策を示すべきではないかというお尋ねがありました。

地域金融機関は、リレーシヨシップバンキングの考え方をベースに、引き続き地域に根差してきめ細やかなサービス、企業のニーズに対応することによりまして地域経済の発展等に貢献していくことが基本になると考えられます。

こうした考えから、このリレーシヨシップバンキングの在り方、そもそもの在り方を多面的な尺度から幅広く検討した上で、年度内を目途にアクションプログラムを策定するというふうに日程上の調整を行ったものでございます。もちろん、その間も金融再生プログラムに示された中小企業金融に係る施策については着実に実行していくつもりであります。

ペイオフ実施延期は政策強化の一環であるとの説明は実情のごまかしではないのかというお尋ねがありました。

構造改革を進める上で不良債権処理は優先して取り組むべき最重要課題と認識しておりまして、今般、この不良債権処理を抜本的に加速するための具体策を金融再生プログラムとして取りまとめたいところであります。

この不良債権処理の加速化という政策強化を行う中で、ペイオフについては、決済機能の安定確保

保のため制度面での手当てを行い、解禁の準備を備えまされども、その実施は、金融システムの安定確保の観点から、不良債権問題が終結した後の十七年四月からとしたところであります。

こうした対応によって、金融システムの安定に配慮しながら、不良債権処理を加速するとともに、中小企業金融等金融の円滑化に万全を期することができると考えておりまして、政策全体として構造改革を一層加速するものになっているというふうに考えております。

ペイオフの実施延期の真意と不良債権処理加速化との関係についてお尋ねがありました。

ペイオフについては、金融機関の経営努力を促し、その健全化、構造改革を促進するものであることから、これそのものは大変重要であるということから考えております。

しかし、一方で、この九月以降の経済情勢の変化の中で、総理からは、改革なくして成長なしとの路線を確固たる軌道に乗せていくために、日本経済を取り巻く不確実性を除去し、政府、日銀一体となってデフレ克服に取り組み、平成十六年度には不良債権問題を終結させるとの基本方針が示されたところであります。

不良債権処理は構造改革を進める上での最重要課題であり、その加速を図るためには、同時に金融システムの安定と中小企業金融等金融の円滑化に十分配慮することも必要であります。このような観点から、ペイオフについては、不良債権問題が終結した後の十七年四月から実施するというふうにしたわけでございます。

以上、お答え申し上げます。（拍手）

（国務大臣塩川正一郎君登壇、拍手）

○国務大臣（塩川正一郎君） 私に對しましては、中途半端な先行減税をするのではなくして、恒久的な減税を行って、それで民需を振興しろと、こういうお尋ねだったと思っております。

確かに、数次にわたりまして税制改正をし、減税を中心にしてまいりましたが、これが必ずしも民需を振興した結果とはならなかったけれども、しかしそれなりに景気の下支えを十分にしてきたことは事実であったと思っております。

今回、税制改正をいたしますにつきましては、将来の見通したあるべき税制の姿ということを目指してございまして、一つは企業の活性化、すなわち研究開発であるとかあるいはまた設備投資に對しますところの減税措置をして構造改革を進めていきたいと思っておりますし、もう一つの考え方といたしましては、個人の資産をうまく活用する方法を考えて、個人資産が内需、需要に喚起していくような方向を考えたいと思っております。

なお、大量に国債発行を行っております現況にありましては、歳出削減は、極力新規国債の発行を縮減する方向に努力してまいりたいと思っておりますことを付け加えておきます。（拍手）

○議長（倉田寛之君） これにて質疑は終了いたしました。

○議長（倉田寛之君） この際、日程に追加して、構造改革特別区域法案について、提出者の趣旨説明を求めたいと存じますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）
○議長（倉田寛之君） 御異議ないと認めます。鴻池

池国務大臣。

（国務大臣鴻池祥肇君登壇、拍手）

○国務大臣（鴻池祥肇君） このたび、政府から提出いたしました構造改革特別区域法案について、その趣旨を御説明申し上げます。

我が国が直面する最重要の課題は、厳しさを増す環境の中にある日本経済の再生です。我が国経済の活力を取り戻すためには、構造改革を加速させる必要があります。

このような現状にかんがみ、日本経済を活性化させる大きな柱として、七月二十六日に閣議決定により内閣総理大臣を本部長とする構造改革特区推進本部を設置し、構造改革特区制度を推進するため、規制の改革は全国一律の形でなければいけないという従来の発想から、地方の特性に応じて様々な規制の在り方があるという発想に転換し、実現するためにはどうすればいいかという方向で検討を重ねてまいりました。十月十一日に開催された第三回本部において、構造改革特区を推進するための具体的な制度の骨格、構造改革特区において特例措置を講ずることができる規制等について構造改革特区推進のためのプログラムを決定いたしました。

そこで、このプログラムを実現することにより、構造改革を更に加速させるための突破口として構造改革特区制度を推進し、我が国経済構造の改革及び地域の活性化を図るため、この法律案を提出する次第であります。

この法律案の概要を申し上げますと、第一に、構造改革特別区域の設定を通じて、経済社会の構造改革を推進するとともに、地域の活性化を図り、もって国民生活の向上及び国民経済の発展に寄与

することを目的としております。

第二に、構造改革特別区域を通じた経済社会の構造改革の推進及び地域の活性化に関する構造改革特別区域基本方針を閣議において決定することとしております。

第三に、地方公共団体による構造改革特別区域計画の申請や内閣総理大臣による計画の認定等の所要の手続を定めております。

第四に、学校教育法の特例など、構造改革特別区域において講ずることができる法令の特例の内容について定めております。

第五に、構造改革の推進等に必要の施策を集中的かつ一体的に実施するため、内閣総理大臣を本部長とする構造改革特別区域推進本部を内閣に設置することとしております。

第六に、法律の施行後も、規制の特例措置について定期的に調査を行い、必要な見直しを行うこととしております。

以上が、この法律案の趣旨でございます。

(拍手)

○議長(倉田寛之君) ただいまの趣旨説明に対し、質疑の通告がございます。順次発言を許します。佐藤泰介君。

(佐藤泰介君登壇、拍手)

○佐藤泰介君 私は、民主党・新緑風会を代表して、ただいま議題となりました構造改革特区法案に関して、小泉総理並びに関係大臣に質問をいたします。

本題に入る前に、小泉総理の経済失政の責任を厳しく追及したいと思います。

小泉総理就任以来、日本経済の低迷の一途をた

どり、奈落の底に突き進んでいます。総理は、改革なくして成長なしと繰り返すばかりで、不良債権問題の処理など、日本経済を再生させるための抜本的な構造改革を先送りさせてきました。

小泉内閣の無為無策により、中小企業は貸し渋り、貸しはがしに遭い、経営危機や倒産に直面し、塗炭の苦しみを味わっています。サラリーマンはリストラ地獄に陥り、若者は就職の夢を絶たれています。地方の経済は疲弊し、産業は空洞化し、日本は失業列島、倒産列島の様相を呈してきています。不況による生活苦が、自殺者が三年連続三万人を超えるという、経済有事と言わずしてほかにどんな表現があるのでしょうか。

総理は、自民党をぶっつぶすとして改革を進めると豪語していたのに、その実態は、国民生活をぶっつぶしてでも政権の延命を図るということではありませんか。

去る十月三十日に政府が決定した総合デフレ対策は、お粗末極まりないものでした。対策は閣議決定の手続きを経ておらず、金融再生プログラムに至っては要望事項がメジロ押しという位にたらくであり、国民を愚弄するものでした。不良債権処理も目途が立たず、中小企業や雇用のセーフティーネットも穴だらけのまま、新産業・雇用創出につながる大胆な政策も盛り込まれていません。これでは、デフレを食い止めるどころかデフレを拡大するものと酷評する以外にありません。そもそも、小泉内閣の経済政策は、不公正な競争を放置したまま、強きを助け弱きをくじくというたぐいのものでしかありません。政府は、住宅ローンや教育費が払えなくなった勤労者、身ぐるみはがされている中小企業者には冷たい態度を

取っている上に、ゼネコンなどの大企業への借金棒引きを見逃しています。日銀が大銀行の株式を買い取るという禁じ手は全世界からブーイングを受けています。産業再生機構なるぬえ的な組織を作って、市場が見放した企業の再生を手助けする計画が進んでいますが、そもそも個別企業の経営に国が関与することが許されていないのでしょうか。

小泉総理は、本日二十二日にも閣議で正式に補正予算の編成を指示する方針だと伺っております。そして、来年一月召集の通常国会の冒頭に提出し、早期成立を目指すとの予定と聞いております。しかし、まず補正予算を編成せざるを得ない状況に至ったこの事態について、総理を始めとする内閣の責任を明らかにすべきではありませんか。日本が経済危機に陥ったのは、正に総理自らが主たる原因ということを見逃すわけにはいきません。補正予算を提出するには、小泉内閣が経済失政にけじめを付けるという絶対条件が不可欠です。総理の明快な御所見を求めます。

また、本日に補正予算編成が必要であると考えらるなら、なぜ来年の通常国会に提出するという中途半端なことをするのですか。この国会こそが経済再生・デフレ克服国会ではなかったのですか。世界の経済市場が一つになり、マネーが国境を越えて動いている今日の状況においては、ちよつとした政策決定の遅れが命取りになります。補正予算を組むなら、この会期中にやらないと意味がありません。なぜ年明けでないといけないのか、全く理解に苦しみます。総理から答弁をいただきました。

小泉内閣の失政により、経済危機が深刻化し、その結果、約二兆八千億円の税収不足が生ずる見込みと言われています。さらに、景気対策の補正予算を組めば、今年度の新規国債発行は首相が公約していた三十兆円を維持できず、大幅に突破する可能性もあると聞いております。

異常な国債発行、天文学的な債務累増に歯止めを掛けるためにも、何らかの縛りを掛けるのは当然のことであり、国債発行を三十兆円枠内に抑えることは一つの選択肢だと考えます。私たちはそれを義務付ける法案を提出した経緯があります。国債の三十兆円枠は、民主党がこだわっていることではなく、政府は無関係であるかのように強弁する最近の小泉総理の発言は納得できません。今年二月の施政方針演説で、国債発行三十兆円を守り、税金を無駄遣いしない体質へ改善するとともに、将来の財政破綻を阻止するための第一歩を踏み出すことができた述べたのは、小泉総理、あなた自身ではありませんか。歳入欠陥が生じたなら、景気対策でも財源が必要になったなら、まずやるべきことは何でしょうか。企業で行われている合理化、節減化、家計で行われているやりくりと同様、政府も同じぐらい、いやそれ以上に汗をかくべきです。

また、今年度予算の執行期間は四か月以上も残っています。無駄な公共事業関係経費の見直し、内閣官房報償費及び外務省報償費等の見直し、行政経費の削減、特殊法人向け歳出の見直しなどで当初予算に大なたを振る、財源を捻出すべきであります。大胆に予算の内容を組み替え、それで景気対策を中心とした補正予算を編成すべきではありませんか。それとも、今年度予算には

無駄な一円もなく、全部国債を発行して財源を補うべきとお考えでしょうか。小泉総理の答弁を求めます。

民主党は、タイムスケジュールを明らかにして現下の不況に対応すべきと考えます。まず、一刻の猶予もならない緊急対策に全力を注ぎ、将来ビジョンを伴った再チャレンジ可能でリスクに見合ったリターンが得られる公正な経済社会づくりを同時に進めることが基本であります。

危機回避のための緊急対策の主要な第一の柱は、雇用対策です。失業保険の給付延長、求職者の能力開発、失業者の健康保険料、住宅ローン及び家計負担の軽減などを図るべきであります。

緊急対策の第二の柱は、中小企業対策です。まず、貸し渋り、貸しはがしと戦う中小企業を強力に支援すべきです。モラルハザードを防ぐ手だてを講じた上での特信用保証の臨時的復活、金融アセスメント法の制定や政府系金融機関の活用に取り組むべきであります。さらに、起業こそ我が国経済の活性化の源泉との認識から、起業時の法人税免税、特別融資枠の創設などを通じ、百万社起業の実現を目標とすべきであります。

第三の柱は、税制です。住宅、教育費等のローン利子控除制度を創設し、また住宅の売却損を税制で補う措置を講ずるべきです。また、NPO税制を強化し、株式譲渡益課税を限定的にゼロ税率にすべきです。来年度税制改正の議論を待たずして、この国会に法案を提出し、対策を実行に移すべきです。NPO税制については、野党案が既に提出しており、総理の決断によって与党も賛成に踏み切るべきです。

こうした緊急対策にどう取り組むのか、この国会で何をどう実現するのか、総理の答弁を求めます。

今日の経済状況は、将来がどうなるか分からないという不安も大きな要因です。経済の再生、国民生活の質の向上に向けた、安心と信用を基調とした新しい経済社会の建設を進めるべきであります。政府は、日本の将来ビジョンをどのように描いているのか、どんなタイムスケジュールでどのような方策によって進めていくのか、総理の答弁を求めます。

それでは、構造改革特区法案について、幾つかのポイントに絞ってお伺いします。

まず、この構造改革特区については、先ほど触れた政府の総合デフレ対策の中にこの位置付けられております。すなわち、「民間活力を最大限に引き出し、民業を拡大することにより、経済を活性化する」とあり、「このため、構造改革特区の推進を始め、規制改革を強力かつ迅速に進める」と。

そこで、総理に基本的な認識についてお尋ねをいたします。構造改革特区がなぜデフレ対策なのか、御答弁をいただきたいと思います。

また、政府案が成立すれば民間活力が最大限に引き出され、民業が拡大し、さらには、経済が活性化されるのでしょうか。この点、総理から分かりやすく説明をいただきたい。

さらに、具体的に特区法案では十四の個別法改正項目が盛り込まれておりますが、それぞれどのような経済活性化効果があるとお考えですか。この点、鴻池大臣より簡潔明瞭な答弁をお願いいたします。

次に、構造改革特区の意味を伺いたい。

政府案の項目を見ると、それらは規制改革特区と呼ぶのがふさわしいのではないかと考えます。つまり、規制緩和を特定の地域に限定して実施することであろうと思えます。政府が今回あえて構造改革と称されたのはどのような意味があるのでしょうか。総理の考えをお聞かせください。

特区法案の目的は、第一条に、自治体の自発性を尊重した特区を設定し、その地域の特性に応じた規制の特別措置の適用をとりありますが、政府は、規制緩和のパイロットケース、すなわち全国展開に向けた先駆けとして位置付けておられるのか、それとも単なる地域振興策、経済政策として位置付けられておられるのか、はっきり分かります。恐らく地域振興策としての効果は極めて限定的であろうと思われることから、むしろパイロットケースとしての位置付けをもっと明確に打ち出すべきではないかと考えますが、鴻池大臣の見解を求めます。

政府案にある規制緩和項目については、その内容や想定される効果などを考えれば、余りに中途半端なものにとどまっていると思えます。また、盛り込まれた項目にも、即座に全国展開すべきではないかと思われるものが多々見受けられます。特別地域において規制の特別措置が可能であるならば、官庁の抵抗に負けず、即座に全国一律で規制改革を実施すべきではないかと考えますが、この点、総理の見解を伺います。

本法案は構造改革の推進を目的とされ、方向性としては評価できる点も多々ありますが、一部の規制特例が地域の利権化することの懸念への対応や、地方自治体にとって依然不透明である霞が関

の法令の解釈の透明化など、更に改善を求めたい点もございます。良識の府参議院を代表して入閣され、各省庁と交渉を重ねながら規制改革に取り組まれている鴻池大臣が、真の構造改革の実現に向け、さらに、本構想をより良きものとしていくためにリーディングシップを発揮されることをより強く期待したいと存じますが、大臣の決意を聞かせてください。

次に、構造改革特区にかかわる効果を評価し、将来の規制改革につなげるためには、その適正かつ客観的な評価制度が必要になると思いますが、この点は政府はどのように考えをお持ちか、鴻池大臣の見解をお願いします。

今回の特区制度の実施により、特定地域において既得権益化しないか懸念されます。政府案にその防止策があるのかどうか、鴻池大臣の答弁を求めます。

また、法案では、国による財政措置が行われないこととされていますが、今後も財政支援を行わないことを明確にさせる必要があるのではないのでしょうか。ただ、一方で地方自治体の負担がどうなるかという点も気になります。これらの点についても鴻池大臣の見解を求めます。

最後に、総理は、政府の方針は四季に依りて葉っぱの色が変わるようなものと言われまして、今は初冬、木の葉の色が変われば葉っぱは落ちます。国民生活も枯れ落ちていくことを総理は御存じですか。

以上で質問を終わります。(拍手)

(内閣総理大臣小泉純一郎君登壇、拍手)
○内閣総理大臣(小泉純一郎君) 佐藤議員にお答えいたします。

補正予算の編成及び提出時期についてのお尋ねであります。

私は、改革なくして成長なしという方針は全く変更しておりません。構造改革を推進して、経済情勢の変化に応じて大胆かつ柔軟に対応する、これは私の一貫した考えであります。厳しさを増す経済情勢に対応するため、さきに取りまとめました総合対応策を補完、強化することとし、本日、十四年度補正予算を編成することを指示したところであります。

今後、各省庁からの要望を取りまとめた上で、補正予算の概算がまとまるのは十二月下旬となる見込みであり、年明けの通常国会へ提出することができるよう準備を進めてまいります。

補正予算における財源の捻出についてでございますが、今般の補正予算の編成に当たっては、まず雇用対策などにおいて既存予算の積極的な活用を図ることとし、さらに既存予算を可能な限り削減することにより財源を捻出し、公債追加発行をできる限り抑制してまいりたいと考えております。

民主党提案の緊急対策についてどうかというお尋ねであります。

民主党の提案する個々の政策、余り具体的には申し上げませんが、例えて挙げれば、雇用保険の給付日数の延長、金融機関の自主的な経営判断を過度に拘束しかねない金融アセスメント法の制定、公益性の認定基準に疑義のあるNPOの税制など、いろいろ提案がなされておまして、検討するのに値するようなものも確かにあると思いますが、現時点で賛成し難い面もあります。

いずれにせよ、政府としては、税制改革につき

ましては、一兆円を超える、できる限りの規模を目指した減税を先行させることとし、今、税制議論をしている最中でございます。この税制改革の議論、十五年度予算に反映させていきたい、なおかつ雇用や中小企業対策につきましても、不良債権処理が進む上で必要な痛みのないように、万全の対策を取っていききたいと思っております。

将来ビジョンとそれに向けた取組についてのお尋ねでございますが、構造改革が目指すのは、まず自助と自律の下に、国民一人一人や企業や地域が持っている大きな潜在力を自由に発揮させる、これが二十一世紀の我が国にふさわしい活力ある豊かな社会の実現につながるのではないかと、こういう環境をいかに整備するかであります。そのためには構造改革が必要である。今後とも、当初以来進めてまいりました行政改革、税制改革、金融改革、歳出改革、規制改革、決められた諸点を着実に進めていきたいと思っております。

構造改革特区がデフレ対策になるのかというお尋ねでございます。

構造改革特区は、規制は全国一律でなければならぬという考え方から、地域の特性に依じた規制を認めるという考え方に転換を図り、地域の実態に合わせた規制改革を通じ、それぞれの地方が知恵と工夫の競争による活性化を目指すことで全国に多様な構造改革特区の実現を目指すものであります。全国規模の規制改革の突破口となる有効な手段であり、金融システム改革、税制改革、歳出改革とともに実施することにより、デフレの抑制及び我が国経済の再生につながるものと考えております。

構造改革とした意味についてのお尋ねでございますが、経済の活性化のためには規制改革によって民間活力を最大限に引き出すことが必要ですが、全国的な規制改革の実施は様々な事情により進展が遅い分野があるのも現状であります。

構造改革特区は地域の特性に依じた規制を認めるという考え方でありまして、これが全国に広がっていくには、これはかえっていい結果をもたらす、つながらないものは地域からまず突破口を作るといふ考え方でありまして、私は、この改革が、それぞれの地方が知恵と工夫の競争による活性化を目指すことによって、全国規模の規制改革の突破口となる有効な手段の一つではないかと考えております。

こうしたことから、官から民へ、国から地方へという構造改革を加速させるものであり、構造改革特区という名称もふさわしいものと考えております。

残余の質問については、関係大臣から答弁させていただきます。(拍手)

(国務大臣鴻池祥肇君登壇、拍手)

○国務大臣(鴻池祥肇君) 佐藤議員から、私に對しまして六つの質問をちょうだいをいたしてあります。

まず、個別法改正項目それぞれの経済活性化効果についてのお尋ねであります。

今回の十四の個別法改正項目は、いずれも規制改革によって民間活力を引き出すことにつながり、これによって経済の活性化があり、国民生活の向上させる効果が期待されるところでございます。

例えば、株式会社による農業経営や特別養護老

人ホームの運営など、これまで民間参入が限定されておりました分野について、規制改革を行うことによって民間事業者の新規参入が進み、経済が活性化するという効果がござります。

また、港湾施設の民間企業への貸付けや外国人研究者の在留期間に関する上限の延長など、地域特性に応じた規制改革を行うことにより、地域特性を生かした産業の集積によって経済活性化するという効果が見込まれるわけであります。

このように、特定の地域における構造改革の成功事例を示すことにより、全国的な構造改革へと波及し、我が国全体の経済の活性化を図ることを期待をいたしているところであります。

次に、パイロットケースとしての位置付けをもっと明確にすべきではないかという御意見がありました。

議員御指摘のように、構造改革特区の導入によりまして、特定の地域における構造改革の成功事例を示すことと相なり、十分な評価を通じて全国的な構造改革へと波及するものであります。

一方、構造改革特区の導入により、地域特性が顕在化し、その特性に応じた産業の集積や新規産業が創出され、そして実現されていく、地域経済が活性化するという効果も期待をいたしているところであります。

いずれにいたしましても、構造改革特区において実現しました規制の特例措置について、一定期間後にその評価を行い、全国的な展開などに向けて検討を行ってまいりたいと思っております。

本構想をより良きものにするためにリーダーシップ発揮ができるかどうかの御意見がございました。

この制度をより良くしようという御提案に關しましては、与野党を問わず私は十分に耳を傾けたいと考えております。しかし、担当大臣といったしましては、本法案を最善のものとして成立に全力を尽くしてまいりたいと思っております。

まずは、制度をスタートさせた上で、第二回の提案募集もございまして。一月十五日締切りであるわけでございまして、より良きものとするために、見直すべき点がありましたら、真摯に私は対応していきたいと存じております。

次に、将来の規制改革につなげるためには、適正かつ客観的な評価制度が必要なのではないかというお尋ねでありました。

構造改革特区において実施しました規制の特例措置の結果や影響を評価して、特区制度を更に充実させるとともに、全国的な展開を図ることを検討することは非常に重要でございまして。

このため、十月十一日に構造改革特区推進本部に決定されました構造改革特区推進のためのプログラムにおいて、特区法案成立後、一年以内に構造改革特区において実施される規制の特例措置の効果、影響等を評価するための体制を定めるところにいたしております。

具体的な評価の体制、方法等については、ただいまのところ固まったものはないと思いますが、本法案成立後直ちに検討に着手して、適切に対応してまいれる所存でございまして。

特区制度の実施により既得権益化しないかというお尋ねもございました。

法案では、関係行政機関の長は、規制の特例措置の適用状況について定期的に調査を行い、その

結果を構造改革特別区域推進本部に報告することとされております。また、調査結果や地方公共団体の意見を踏まえ、必要な措置を講ずることとしたしております。

さらに、閣議決定される構造改革特別区域基本方針において、関係行政機関の長からの報告を踏まえ、特区において規制改革の評価方法等について定める予定であります。これにより、適切な評価体制の確立を通じて、全国的な規制の在り方の見直しを行ってまいるところであります。

今後とも国による財政措置を行わないということを確認にさせる必要があるのではないかとこのお尋ねでありました。

本年九月二十日の第二回構造改革推進本部で決定いたしました基本方針におきまして、地域の自助と自立の精神を生かすため、構造改革特区においては従来の財政措置は講じないことと決定されているところであります。また、本決定は特に時限を設けているものではなく、特区に関する財政措置の方針は明確に示されているものと考えております。

一方、地方公共団体の負担につきましては、地方公共団体が構造特区を推進するに当たり、自発的に各省市の予算を効率的に活用するというところにより、より地域の活性化の効果を高めようとすることは否定するものではございません。

また、特区においてどのような事業を実施するかについては、地方公共団体が自発的に作成する計画次第であり、正に地方公共団体の知恵と工夫が試されるものと考えております。(拍手)

○議長(倉田寛之君) 吉川春子君。

(吉川春子君登壇、拍手)

○吉川春子君 私は、日本共産党を代表して、構造改革特別区域法案について、小泉総理に質問いたします。

政府は、構造改革特区を総合デフレ対策の柱として位置付け、これまでできなかった財界の要求する規制緩和と構造改革特区を設けて行い、更に全国に波及させようとしています。

小泉内閣は、不良債権処理の加速による大規模な企業倒産と失業者の発生、さらに、医療、介護、年金、雇用保険など、三兆円を超える新たな負担を国民に押し付けようとしています。これでは経済を疲弊させるばかりです。構造改革特区は、経済の活性化に役立つどころか、国民生活と地域経済に大きな打撃を与えるものであり、自民党政権によって作り出された地域経済の危機を何ら救うものではなく、その行き詰まりを覆い隠そうとするものにほかなりません。

以下、具体的に法案について質問いたします。まず第一に、本法案は、これまで進めてきた規制緩和によって国民に激痛を与えてきたことの反省が見られず、更に痛みを与えるものであるという問題です。

構造改革によって、大型店出店に際してわずかに残る規制さえ取り払うものです。総理は、この特区によって、大型店の撤退で空洞化が進んでいる中心市街地に大型店の出店が促進され、地域経済の活性化になると答弁しています。しかし、アメリカの要求に屈した政府が、大型店の規制緩和、規制廃止を行い、集中豪雨的な大型店の出店攻勢を引き起こし、中小零細商店や街の顔である

商店がシャッター通りと化し、経済に大きな打撃を与え、地域社会を崩壊させてきました。中心市街地の疲弊、空洞化を作り出したこれまでの規制緩和について、総理、あなたは反省はないのですか。

いろんなお店があり、老人が徒歩や自転車買い物に出掛けられ、祭りがあればみこしの担ぎ手がいる、小学生の登下校を見守る、そうした商店街の地域社会で果たしている役割を総理は評価しないのですか。

大きなスーパーが勝手に出店し、また撤退すること、専門店や小さなお店などが形作る商店街が立ち行かなくなった日本、この上、特区を設けて更に規制緩和を進めて、どうして地域経済を活性化することになるのですか。小泉総理の答弁を求めます。

第二に、特区は、すべてを市場原理にゆだねる規制緩和を更に進めるものです。我が党は、古い、実情に合わない規制は廃止するのは当然だとは思いますが、同時に、国民の世論と運動によって生み出してきた規制のルールは守るべきであり、必要な規制は強化されるべきであると考えています。

これまで財界の要求で政府が推進してきた労働分野の規制緩和は、八〇年代の労働者派遣事業の合法化に始まり、裁量労働制、変形労働時間制の導入によって、八時間労働制が形骸化し、長時間労働と過労死が激増したではありませんか。

男女共通規制は棚上げのまま、女性の深夜業、残業時間規制を撤廃した結果、男女とも育児、介護の家族的責任を果たせず、女性はパート労働などの不安定雇用労働者とならざるを得なくなり、

賃金格差に泣いています。大企業のリストラ解雇で失業者が激増し、過労死と対称を成しています。総理、規制緩和が貧富の差を拡大する大きな原因になったとは思いませんか。

電機大手各社を始め、大企業の海外進出はすさまじいばかりです。その一方で、国内での工場の閉鎖、関連下請企業の倒産が相次いでいます。電機産業の国内労働者の減少は、大手十三社だけでも八万一千人、一九・四％も減少しています。企業として社会的責任意識のない電機産業の海外移転、空洞化は雇用の縮小、地域経済の崩壊を招いています。今こそ大企業に社会的責任を果たさせるルールの確立が必要なのではありませんか。

すべてを市場原理にゆだねれば万事うまくいくという規制緩和万能主義では、憲法の生存権、労働の権利も保障できないと考えますが、総理の認識を伺います。

さらに、特区を認定する立場にある小泉総理に伺いますが、鴻池大臣は答弁で、今回の制度においては規制の強化や規制の新設を行うことも可能としています。認識は一緒ですか。また、これは海外移転による空洞化、大企業リストラに対する一定の規制を設ける考えがあるということでしょうか、伺います。

第三に、構造改革特区は公共事業の新たな無駄を作り出すおそれがあるという問題についてです。

小泉総理は、構造改革特区において、地方公共団体が自発的に各省庁の予算を効率的に活用することにより、より地域の活性化を高めようとすることを否定するものではないと答弁されています。国土交通省の来年度概算要求では、計画連携

等推進費の創設二千五百億円を計上し、構造改革特区を支える基盤整備のために必要な連携事業を強力に進めるためとしています。特区に指定されたところには連携事業に予算を優先的に配分されるようになっており、従来の巨大プロジェクト推進と一体で進めることも可能です。北九州市国際物流特区構想や三河港国際自動車特区構想では流通基盤の大規模な整備が必要になるなど、新たに無駄な公共事業を作り出し、地方財政危機を一層深刻化することになるのではないのでしょうか。

第四に、農業経営や特別養護老人ホームへの株式会社への参入についてです。

農地法における耕作主義は、農地改革の成果を引き継ぎ、耕作者の土地所有と権利保護を目的としたもので、戦後日本農業の発展の土台となった原則です。農業経営への株式会社への参入を認めることは、耕作主義を否定するものであり、農地法に風穴を空け、農地を企業に明け渡す一歩となるではありませんか。

小泉総理は、担い手不足により農地の遊休化が進行し、農地の荒廃という状況に直面している地域において特例的に行うと答弁されています。

しかし、生産者が耕作できない農地を借り受けている市町村出資公社の未貸付地は、中山間地が八割を占めています。企業が農業に参入する場合、平地で一定規模まとまっているなど、経済性を追求できる農地への参入を求めるものであり、採算に合わない中山間地での農業に参入するとは考えられません。それとも、小泉総理は、遊休化し、荒廃した農地を企業が使うとでもお考えなのでしょうか。

特区は、自治体が悩んでいる高齢化、担い手不足による耕作放棄に歯止めを掛けるものではなく、耕作放棄地の解消にはつながらないものではないでしょうか。

また、食料を安全、安定的に供給することは国の責務であり、日本農業再生のための農産物輸入の有効な規制、米を始めとする主要農産物の価格支持政策、中山間地への直接支払の抜本的な拡充など、農政を転換することこそ必要ではないでしょうか。

次に、特養ホームへの株式会社への参入について

小泉総理は、この特例措置により、特養老人ホームが不足している地域での整備の促進の効果が期待されると答弁しています。しかし、特別養護老人ホームなどの介護施設を整備することは国の責任です。全国に多くの入所待機者がいる中で、国として一刻も早く特養ホームの整備を行わなければならない責任があるのです。

これまで、厚生労働省は特別養護老人ホームへの株式会社への参入を認めてきませんでした。それは、長期で安定したサービスを保証するために、営利を追求する株式会社の活動はなじまない分野であるからではないのですか。それを規制緩和することは、国の責任放棄ではありませんか。

第五に、国有財産を特定企業に安く使用させる規制緩和についてです。

構造改革特区では、民間事業者が格安の使用料で長期間、港湾施設を占有して利用できるようにあります。港湾施設は公共、公益利用が原則とされています。それを緩和して、民間事業者が長期間貸し付けられることができるようになるのです。

行政財産である港湾施設を民間事業者が長期間貸し付けて使用させれば、公共性を担保することができなくなるのではありませんか。

また、国立大学・研究機関の数百億円あるいはそれ以上もする研究・実験設備を特定大企業の開発研究に利用させる際の廉価使用の要件を特区で更に緩和することは、国民の財産を特定企業の利益のために供することにならないのですか。

以上、経済を疲弊させ、国民に激痛を与える構造改革特区路線を転換して、国民の需要を拡大する方向に政策を改めることを主張して、質問を終わります。(拍手)

(内閣総理大臣小泉純一郎君登壇、拍手)
○内閣総理大臣(小泉純一郎君) 吉川議員にお答えいたします。

中小市街地対策と大規模小売店舗立地法の特例についてのお尋ねであります。

中心市街地の商店街は、地域住民の買物や交流の場を担う中核として、地域経済社会において重要な役割を果たしてまいりましたが、近年、自家用車での買物など消費者行動の変化、経営者の高齢化といった事情により、厳しい状況に置かれているものが多いと認識しております。このため、中心市街地活性化法等による市街地整備や商業活性化などに積極的に取り組んでいるところであります。

今般の大規模小売店舗立地法の特例は、大型店の退店問題等により疲弊している中心市街地に対し、手続を簡素化し、大型店の迅速な出店や空き店舗対策を促進することによって地域経済の活性化に貢献しようとするものであります。

規制緩和に伴う長時間労働についてのお尋ねですが、我が国の年間総実労働時間の推移を見ると、裁量労働制等が創設された昭和六十二年度の二千二百二十時間と比べ、平成十三年度は千八百四十三時間と着実に減少してきており、規制緩和によって長時間労働になっているとは考えておりません。

しかしながら、過労死の防止については非常に重要な問題と認識しており、今後とも、時間外労働の削減や労働者の健康確保の徹底等の対策を進め、その予防に努めてまいりたいと思います。

労働分野の規制緩和についてですが、女性の時間外労働や深夜業の規制緩和においては、女性の職域拡大と男女間の均等取扱いの観点から実施したものであり、その一方で、労働者が育児や介護などの家族的責任と仕事との両立を図ることができるよう、育児・介護休業法において子育て・介護期間中の深夜業及び時間外労働の規制を設けているところであります。

また、パート就労等による賃金格差の問題については、現在、厚生労働省において正社員との均衡を考慮した処遇の在り方等につき検討を進めており、その結果を踏まえて対応してまいりたいと思います。

いずれにせよ、労働分野の規制緩和により、労働者が多様な就業形態を選択できるとともに、就業形態の違いに関係なくその能力を有効に発揮できるような環境づくりを進めていくことが重要と考えております。

電機産業の海外移転と大企業に対する規制の強化についてですが、近年、電機産業の海外への生産拠点の移転が進んでいることは事実であります。

す。同時に、企業においては、可能な限り配置転換や職種転換に努めるなど、雇用の維持に向け最大限の努力が行われているものと考えます。産業の空洞化、海外移転に歯止めを掛けるためには、技術革新などを通じて国内産業の高付加価値化を進め、国際競争力の強化に努めることが肝要と考えます。

今回の制度においては、規制の強化や規制の新設を行うことも可能であり、実際に地方自治体からも伝統ある都市や町並みの保存といった提案が出されているところであります。

なお、お尋ねの大企業の海外移転に対する規制の強化のような提案は一切なされておられません。規制緩和と生存権、労働の権利との関連性についてでございますが、現在、政府が進めているのは単なる規制緩和ではなく、生活者・消費者本位の経済社会システムの構築と経済の活性化を同時に実現する体系的、包括的な規制改革であります。

それぞれの規制改革を検討するに当たっては、生命、身体、健康や個人の権利等に係る問題について当然ながら十分に配慮しつつ、情報開示の義務付け、外部評価や監視体制の整備等、安全、安心のための新たなルール作りにも同時に取り組んでいく必要があるものと考えております。

特区が巨大プロジェクトと一体で進められ、地方財政危機を深刻化させているのではないかと御指摘であります。

構造改革特区においては、地域の自助と自立の精神を生かすため、国として従来型の財政措置は講じないこととしております。一方、地方公共団体が自発的に各省庁の予算を効率的に活用するこ

とにより、より地域の活性化の効果を高めようとすることを否定するものではありません。

また、特区になることによって地方財政に新たな負担が生じることについては、地方公共団体が自発的に作成する計画次第であり、正に地方公共団体の知恵と工夫が試されるものと考ええます。

構造改革特別地域における株式会社農業者への参入を認める措置については、担い手不足により農地の遊休化が進行している地域において特例的に行うものであり、これにより、農地法のいわゆる耕作主義という基本的な考え方を変更するものではありません。

また、構造改革特別区域内における具体的な貸付け農地については、耕作放棄地に限定されず、遊休農地の解消や農地の効率的利用の観点から、地域において個別的に判断すべきものと考えております。

特別養護老人ホームへの株式会社参入でございますが、特別養護老人ホームにおいては、長期間安定した形で介護サービスを提供する必要があることなどから、現在、その経営主体としては自治体と社会福祉法人のみが認められているところであります。

今回、自治体からの提案もあり、有料老人ホーム等について既に株式会社参入を認めていることなどを踏まえ、特区においてこれを認めることとしたものであり、利用者の保護に配慮し、自治体が十分関与できる公設民営方式とPFI方式に限って参入を認めることとしております。

なお、この特例措置により、特別養護老人ホームが不足している地域での整備の促進の効果が期待されるものと考えております。

港湾施設の民間への貸付けについてでございますが、今般、民間の経営能力を活用した港湾施設の効率的な運営などを通じて、我が国港湾の国際競争力の強化を図るため、港湾施設の民間への貸付けを可能とする措置を導入することとしたものであります。

実際の貸付けに当たっては、港湾全体の公共的利用を確保しつつ、港湾内の一部の施設を貸し付けることとしていること、災害等公的利用の必要が生じた場合には港湾管理者が解除をすることができるとなどの措置を講じることとしており、港湾そのものの公共性は担保されるものと考えております。

国立大学の研究施設等の廉価使用についてでございますが、今回の特例措置は、産学官連携の一層の促進を通じ、民間企業全般を対象として地域経済の活性化を図る観点から、企業が国立大学等との研究交流に際し、その研究施設等を廉価使用することができるよう要件を緩和するものであり、特定の大企業の利益を図ることを念頭に置いたものではありません。(拍手)

○議長(倉田寛之君) 島袋宗康君。

(島袋宗康君登壇、拍手)

○島袋宗康君 ただいま議題になりました構造改革特別区域法案について、国会改革連絡会・自由党・無所属の会を代表して、小泉総理並びに関係大臣に質問をいたします。

今回、政府から提案されました特区法案は、立法の理念や考え方において従来のそれとは全く概念を異にする法案であり、また内容的にも二十一世紀の日本の形を模索する大胆な実験を行おうとするものでありますので、本院においては様々な角度から慎重な審議が必要であるということを経初に申し上げておきたいと思ひます。

小泉総理は、今期臨時会の所信表明において、「日本経済を活性化させる大きな柱として、構造改革特区を実現します。規制は全国一律という発想を、地方の特性に応じた規制に転換します。四百を超える提案に示された知恵と意欲をしっかりと受け止めて、教育、農業、福祉などの分野で思い切った規制改革を実行します。」と、さも構造改革特区が現下の日本経済活性化の切り札や特効薬になるかのごとき印象を振りまきながら演説されたのであります。

言うまでもなく、真の意味の規制改革は、規制が設けられた意義や効果を、また規制の特例を設ける場合にはその影響するところをよく吟味しながら改革の制度設計を進めていくべきであり、根気の要る息の長い作業であります。

しかし、政府の特区法案の策定過程は余りにも拙速であり、また法案には規制の特例や特区認定の手続的なことは書いてありますが、構造改革特区を設けることが日本の経済の活性化にどのようなつながっていくのか、また特区による日本経済再生への道筋をどのように描こうとしておられるのか、明らかではありません。

まず、この点について総理並びに鴻池担当大臣の御所見をいただきたい。

小泉内閣になって一年七か月がたちました。こ

の間、景気の底入れ宣言があつたものの、日本経済の悪化はだれの目にも明らかであり、目を覆うばかりの株価下落、相次ぐ企業倒産、高失業率、巨額の税収不足、これらすべては小泉内閣の経済財政政策の失敗によるものと言っても過言ではありませぬ。構造改革特区法案の提案が、この小泉内閣の失政をカムフラージュするものであつたり、経済活性化への幻想を振りまくものであつてはならないと思ひますが、この点について総理の御所見をいただきたい。

構造改革特区の法案が成立した暁は、総理大臣の認定により日本列島の北から南まで全国各地に様々な種類の特区が出現することになり、その結果、特区ではないところと特区の認定を受けたところが日本地図上にまだら模様を描くようなことになるかと思ひます。そこで、たとえ個々の特区構想が良いものであつても、結果として日本各地でいたずらに混乱をもたらすこととならないよう、制度設計及びその具体化に当たっては慎重な配慮があるべきだと思ひます。

そこで、特例地域と特例でない地域が混在することによる行政や経済取引上の混乱の防止や、特区導入後うまくいかなかった場合の後始末を本法案ではどのように考えておられるのか、鴻池担当大臣から御所見を伺いたいと思ひます。

小泉内閣は、特区の枠組みは作った、後は地方自治体や民間の創意工夫にゆだねるというだけでは余りにも無責任ではありませんか。法案には、国の援助としては、「認定構造改革特別区域計画の円滑かつ確実な実施に関し必要な助言その他の援助を行うように努めなければならない。」とあるだけで、従来型の財政措置は講じない方針と伝え

られておりますが、これで果たして構造改革特区がうまく立ち上がると政府は考えているのか。特区に対して新たな財政措置はないとしても、規制改革全般を強力に進めるには地方への思い切った財源移譲が必要ではないか。これらの点について小泉総理の御所見をお伺いしたい。

次に、復帰三十年を迎えた沖縄の立場から質問をさせていただきます。

日本の中でも、最も特色のある地域は沖縄であります。戦後、米軍統治下にあつても県民の努力によって自由と自治を獲得し、また米国流の制度を受け入れてまいりましたが、復帰後は、本土との格差は正という大方針の下に、規制の面でも本土の制度に強くなり込まれ、本土に一本化されました。

今日まで七兆円を超える沖縄振興開発事業費がつぎ込まれ、施設面を中心に本土との格差は正は進みましたが、一人当たり県民所得は依然として全国平均の七割、完全失業率は九%を超えるなど、沖縄の経済社会は極めて厳しい現実にあります。

復帰後、沖縄が制度面で本土と一体化したことがかえって沖縄の経済発展を阻害しているのではないかと、その要因ではないかと思われてならないのであります。

規制改革というならば、日本で最も特色のある沖縄こそ各種制度を一国二制度的な方向に変えていくことが、二十一世紀の沖縄の発展につながる、また日本やアジア太平洋地域の発展にも寄与すると考えておりますが、この点について小泉総理の御所見を伺いたい。

本年三月、新たな沖縄振興特別措置法が成立いたしました。そこでは、特別自由貿易地域、情報

通信産業特区などに加えて、金融特区の制度が創設されました。

これら沖縄の特区は今回提案の構造改革特区とは全く異なるものであります。沖縄の特区と構造改革特区を併存させることによって新しい沖縄振興を更に加速化させる必要があると思ひます。この点について、細田沖縄担当大臣の御所見をいただきたい。

最後に、国会で審議中の法案と政府広報の関係について質問をいたします。

構造改革特区が小泉改革の数少ない目玉であり、大いに宣伝したい気持ちは理解できないではありません。政府と国会との関係において考えるとき、国会で審議中の、しかも賛否両論ある法案にかかわることを血税を使った政府広報として取り上げることは、一定の節度があつてしかるべきだと考えております。

最近、政府広報による構造改革特区関連のテレビ番組が大変に目立っております。政府提供の番組名とその総経費を明らかにしていただきたい。また、国会審議中の法律案と政府広報の関係について、福田内閣官房長官の御所見をいただきたい。

以上で私の質問を終わりたいと思ひます。

ありがとうございます。(拍手)

(内閣総理大臣小泉純一郎君登壇、拍手)
○内閣総理大臣(小泉純一郎君) 島袋議員にお答えいたします。

構造改革特区の創設と日本経済の活性化についてのお尋ねでございますが、もとより、この特区だけで日本経済が活性化するとは思っておりません。特区に併せまして、行財政改革あるいは金融

改革、税制改革、歳出改革、様々の構造改革が必要なのは言うまでもございません。本日、十四年度の補正予算の編成を指示したところであります。不良債権処理を進めていく過程での雇用対策、中小企業対策、併せて総合的な対策が必要であるという点というものを否定するものではありませんし、また、そのことを総合的に進めていくことが日本経済の活性化につながるものと思っております。

従来型の財政措置を講じないで構造改革特区が実現できるのか、地方への財源移譲が必要ではないかという御質問であります。

この構造改革特区は、地方が自主性を持って知恵と工夫の競争による活性化を図ることを意図しております。したがって、従来型の財政措置を講じないこととしておりますが、なお、地方への財源の移譲については、この構造改革特区の取組とは別であります。現在、税制改革の一環あるいは地方分権の在り方等、こういう点を踏まえまして、国庫補助負担金、地方交付税、税源移譲を含む税源配分の在り方、これを三位一体で検討しているところでありまして、来年度予算編成にあるべき改革の芽を少しでも出したいと思ひまして総務大臣に検討を指示しているところであり、総務大臣も、今、真剣に精力的にその努力を継続中でございます。

沖縄の振興、発展についてのお尋ねでございますが、政府はこれまでも、税制面の特例措置を伴う情報特区や金融特区の創設など、本土との格差の是正だけでなく、沖縄の特性を生かした自立型経済の構築に力を入れてまいりました。

今後、規制緩和を中心とした構造改革特区を併せて活用し、県、市町村などと連携しながら、産業の振興や雇用の創出を始めとする諸施策を推進し、沖縄の更なる発展に努力してまいりたいと思ひます。

残余の質問については、関係大臣から答弁させます。(拍手)

(国務大臣鴻池祥肇君登壇、拍手)

○国務大臣(鴻池祥肇君) 島袋議員から私に二点、質問をちょうだいをいたしております。

まず、構造改革特区の創設が日本経済にどのように影響しているか、どのような活性化につながるかという御質問であります。

一般的に特区制度によって期待される経済効果としては、農業経営、特別養護老人ホームの運営など、これまで民間参入が限定されておりました分野について規制改革を行うことによって、民間事業者の新規参入が進み、経済が活性化するという効果がござります。大規模港湾における港湾施設の民間への貸付け等、地域特性に応じた規制改革を行うことにより、地域特性を生かした産業の集積によって経済を活性化するという効果が見込まれるわけでございます。

このように、特定の地域における構造改革の成功事例を示すことにより、全国的な構造改革へと波及し、我が国全体の経済の活性化を図ることを目的としたところでありまして。

次に、特区の認定に伴う経済取引上の混乱の防止などについてのお尋ねがございました。

今回の制度は、それぞれの地方が知恵と工夫、競争による活性化を目指すことで、全国に多様な

構造改革特区の実現を目指すものであります。

構造改革特区の認定の際には、内閣総理大臣による公示が行われることとされており、さらに各地方公共団体においても住民等に対し必要な周知が図られることとなり、行政の混乱や経済取引上の混乱は生じないものと考えております。

また、仮に、特区の認定後、計画が円滑に実施されず効果を上げていない場合等には、計画が認定した基準を満たさなくなった場合には、その計画の一部又は全部を取消しを行うことができることとされておるわけであります。

ただ、取消しを直ちに行うことは想定されず、総理は認定を受けた地方公共団体に対し、必要な場合には計画の適正な実施に関し所要の措置を講ずることを求めるなどの対応を取ることとしております。

このように、議員御指摘のような場合が生じないよう、政府といたしましても必要な対応に努力をいたしてまいります。(拍手)

(国務大臣細田博之君登壇、拍手)

○国務大臣(細田博之君) 沖縄の特区と構造改革特区の併存についての御質問がございました。

沖縄振興特別措置法に基づく情報通信産業特別地区、金融業務特別地区、特別自由貿易地域等の沖縄固有の特別地区制度は税制上の特例措置を中心とするものであり、規制緩和を中心とした今般の構造改革特区とは互いに補完し得る関係であると認識しております。

こうした点から、沖縄においては、沖縄振興特別措置法に基づくこれらの諸制度とともに、今般の構造改革特区についても、その活用が図られ、

可能な限り相乗的な効果が発揮されることを期待しております。(拍手)

(国務大臣福田康夫君登壇、拍手)

○国務大臣(福田康夫君) 島袋議員から構造改革特区関連の政府提供のテレビ番組名とその経費についてお尋ねがございました。

構造改革特区につきましては、これまで、「そこが聞きたい 構造改革」、「新ニッポン探検隊」及び「政策対談 明日への架け橋」の三つの政府広報番組において広報を実施し、その経費は約二百九十万円であります。

そしてまた、もう一件、まだ法案審議中の構造改革特区法案について政府広報するのは節度がないのではないかというような御意見がございました。

このことにつきましては、構造改革は、六月二十五日に基本方針二〇〇二において構造改革特区の導入を閣議決定した後に、制度の趣旨等について、その施策が所要の法律が成立した後に実施されるものであるということを明確にした上で政府広報を実施してまいりました。

今後とも、構造改革特区制度の趣旨等について広く国民の皆様にお知らせし、御理解を得るべく広報を実施してまいります。(拍手)

○議長(倉田寛之君) これにて質疑は終了いたしました。

○議長(倉田寛之君) 日程第一 銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律の一部を改正する法律案(第百五十四回国会衆議院提出)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。財政金融委員
長柳田稔君。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

〔柳田稔君登壇、拍手〕

○柳田稔君 ただいま議題となりました法律案につ
きまして、委員会における審査の経過及び結果
を御報告申し上げます。

本法律案は、銀行等の株式等保有制限の実施に
伴い、銀行等の株式の処分が銀行等と事業法人と
の株式持ち合いを解消するものである場合に、事
業法人による銀行等の株式の処分の円滑を図るた
め、銀行等保有株式取得機構が一定の要件の下で
事業法人から銀行等の株式を買い取ることができ
るようにするものであります。

委員会におきましては、発議者を代表して、衆
議院議員相沢英之君から趣旨説明を聴取した後、
機構の株式取得と日銀の株式買入れが果たす役割
の違い、機構及び日銀が取得した株式の権利行使
を行う際の考え方、銀行株の買取りの上限を特別
買取り価額の二分の一とした理由等について質疑
が行われましたが、その詳細は会議録に譲りま
す。

質疑を終了し、討論に入りましたところ、民主
党・新緑風会を代表し大塚耕平委員、日本共産党
を代表し大門実紀史委員、国会改革連絡会(自由
党・無所属の会)の平野達男委員より、それぞれ
本法律案に反対する旨の意見が述べられました。
討論を終了し、採決の結果、本法律案は多数を

もって原案どおり可決すべきものと決定いたしま
した。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(倉田寛之君) これより採決をいたしま
す。

本案の賛否について、投票ボタンをお押し願
います。

〔投票開始〕

○議長(倉田寛之君) 間もなく投票を終了いたし
ます。——これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長(倉田寛之君) 投票の結果を報告いたしま
す。

投票総数

二百二十九

賛成

百三十三

反対

九十六

よって、本案は可決されました。(拍手)

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長(倉田寛之君) 日程第二 行政手続等にお
ける情報通信の技術の利用に関する法律案

日程第三 行政手続等における情報通信の技術
の利用に関する法律の施行に伴う関係法律の整備
等に関する法律案

日程第四 電子署名に係る地方公共団体の認証
業務に関する法律案

(いずれも第百五十四回国会内閣提出)
以上三案を一括して議題といたします。

銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律の一
部を改正する法律案 行政手続等における情報通信の技術の利用に
関する法律案外二件

まず、委員長の報告を求めます。総務委員長山
崎力君。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

〔山崎力君登壇、拍手〕

○山崎力君 ただいま議題となりました三法律案
につきまして、総務委員会における審査の経過と
結果を御報告申し上げます。

これら三法律案は、いずれも第百五十四回国会
に本院に提出され、継続審議となっていたもので
あります。

まず、行政手続等における情報通信の技術の利
用に関する法律案は、行政機関等に係る申請、届
出その他の手続等に関し、電子情報処理組織を使
用する方法その他の情報通信の技術を利用する方
法により行うことができるようにするための共通
する事項を定めようとするものであります。

次に、行政手続等における情報通信の技術の利
用に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に
関する法律案は、行政手続等における情報通信の
技術の利用に関する法律の施行に伴い、関係法律
の規定の整備等を行うとするものであります。

次に、電子署名に係る地方公共団体の認証業務
に関する法律案は、電磁的方式による申請、届出
その他の手続における電子署名の円滑な利用の促
進を図るため、電子署名に係る地方公共団体の認
証業務に関する制度その他必要な事項を定めよう
とするものであります。

委員会におきましては、三案を一括して議題と
し、行政手続オンライン化のメリット、住民基本
台帳ネットワークシステムの利用事務拡大の必要

性、電子政府・電子自治体における個人情報保護
の在り方、電子自治体構築に向けた財政支援策、
公的個人認証サービスの内容と開始時期等につ
いて熱心な質疑が行われました。

質疑を終了し、討論に入りましたところ、日本
共産党を代表して宮本岳志委員、社会民主党・護
憲連合を代表して又市征治委員より、それぞれ三
法律案に反対する旨の意見が述べられました。

討論を終了し、順次採決の結果、三法律案はい
ずれも多数をもって原案どおり可決すべきものと
決定いたしました。

なお、三法律案に対し附帯決議が付されてお
ります。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(倉田寛之君) これより三案を一括して採
決いたします。

三案の賛否について、投票ボタンをお押し願
います。

〔投票開始〕

○議長(倉田寛之君) 間もなく投票を終了いたし
ます。——これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長(倉田寛之君) 投票の結果を報告いたしま
す。

投票総数

二百三十

賛成

百三十七

反対

九十三

よって、三案は可決されました。(拍手)

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

母子及び寡婦福祉法等の一部を改正する法律案
の特別措置に関する法律案

学校教育法の一部を改正する法律案 有明海及び八代海を再生するた

○議長(倉田寛之君) 日程第五 母子及び寡婦福祉法等の一部を改正する法律案(第百五十四回国会内閣提出、第百五十五回国会衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。厚生労働委員長金田勝年君。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

〔金田勝年君登壇、拍手〕

○金田勝年君 ただいま議題となりました法律案につきまして、厚生労働委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、近年の離婚の急増など母子家庭等をめぐる諸状況の変化に対応し、母子家庭等の自立を促進するため、子育て支援の充実、就業支援の強化、扶養義務の履行の確保、児童扶養手当制度の見直し等の総合的な対策を推進しようとするものであります。

委員会におきましては、実効ある就業支援策の必要性、養育費確保のための施策の在り方、児童扶養手当の一部支給停止措置の是非等について質疑を行うとともに、参考人から意見を聴取いたしました。その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終局した後、民主党・新緑風会を代表して山本理事より、児童扶養手当法第十三条の二第一項の政令を定めるに当たり、父の児童に対する扶養義務の履行の状況、受給資格者の就職の状況等を勘案しなければならない旨の規定を加えることを内容とする修正案が提出されました。

次いで、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して小池委員、社会民主党・護憲連合を代表して大脇委員より、それぞれ原案及び修正案に反対する旨の意見が述べられました。

討論を終局し、採決の結果、修正案は否決され、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し附帯決議が付されております。

以上、御報告を申し上げます。(拍手)

○議長(倉田寛之君) これより採決をいたします。

本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長(倉田寛之君) 間もなく投票を終了いたします。——これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長(倉田寛之君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数

二百三十

賛成

百九十一

反対

三十九

よって、本案は可決されました。(拍手)

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長(倉田寛之君) 日程第六 学校教育法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。文教科科学委員長大野つや子君。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

〔大野つや子君登壇、拍手〕

○大野つや子君 ただいま議題となりました法律案につきまして、文教科科学委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、大学等の教育研究活動等の充実を図るため、認可が必要とされている大学の学部の設置等について、一定の場合には届出で足りることとするともに、大学等に対する勧告等の制度及び大学等の認証評価制度を設け、あわせて、専門職大学院制度を設ける等の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、参考人からの意見聴取、法務委員会との連合審査会を行うとともに、大学院における法曹養成の必要性と法学部の在り方、法科大学院の質の担保策、認証評価の義務化の理由及び認証評価と資源配分の関係等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願いたいと存じます。

質疑を終局し、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して畑野委員より反対の意見が述べられ、続いて採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対して附帯決議が付されております。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(倉田寛之君) これより採決をいたします。

本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長(倉田寛之君) 間もなく投票を終了いたします。——これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長(倉田寛之君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数

二百三十一

賛成

二百四

反対

二十七

よって、本案は可決されました。(拍手)

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長(倉田寛之君) 日程第七 有明海及び八代海を再生するための特別措置に関する法律案(衆議院提出)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。農林水産委員長三浦一水君。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

〔三浦一水君登壇、拍手〕

○三浦一水君 ただいま議題となりました法律案につきまして、農林水産委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、有明海及び八代海を豊かな海として再生するため、基本方針を国が定めるとともに

に、実施すべき施策に関する計画を関係県が策定し、その実施を促進する等特別の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、参考人を招致してその意見を聴取するとともに、有明海及び八代海の再生に関する基本方針の考え方、諫早干拓排水門の開門総合調査の現状と今後の方針、汚濁負荷量の総量の削減方策等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知を願います。

質疑を終局し、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して紙理事より反対である旨の意見が述べられました。

討論を終局し、採決の結果、本法律案は賛成多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(倉田寛之君) これより採決をいたします。

本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長(倉田寛之君) 間もなく投票を終了いたします。——これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長(倉田寛之君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数 二百三十
賛成 百五十

反対

よって、本案は可決されました。(拍手)

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長(倉田寛之君) 本日はこれにて散会いたします。

午後零時四十四分散会

出席者は左のとおり。

議長 倉田 寛之君
副議長 本岡 昭次君

議員
大江 康弘君 森 ゆうこ君
渡辺 孝男君 山本 香苗君
高橋 紀世子君 平野 達男君
遠山 清彦君 沢 たまき君
岩本 莊太君 広野 だし君
高野 博師君 島袋 宗康君
西川 きよし君 荒木 清寛君
福本 潤一君 松 あきら君
山下 栄一君 木村 仁君
加納 時男君 平野 貞夫君
田村 秀昭君 魚住 裕一郎君
山口 那津男君 山本 保君
鶴保 庸介君 入澤 肇君
松岡 満壽男君 山本 正和君
日笠 勝之君 森本 晃司君
風間 昶君 木庭 健太郎君
月原 茂皓君 泉 信也君
西岡 武夫君 田名部 匡省君

渡辺 秀央君	統 訓弘君	西銘 順志郎君	段本 幸男君
浜四津敏子君	白浜 一良君	伊達 忠一君	柏村 武昭君
鶴岡 洋君	草川 昭三君	山内 俊夫君	世耕 弘成君
浜田 卓二郎君	扇 千景君	加治屋 義人君	小泉 顯雄君
椎名 一保君	田村 耕太郎君	小齊 平敏文君	小林 温君
阿南 一成君	佐藤 昭郎君	脇 雅史君	山下 善彦君
岸 宏一君	吉田 博美君	中川 義雄君	武見 敬三君
森元 恒雄君	松山 政司君	国井 正幸君	常田 享詳君
舩添 要一君	藤井 基之君	田村 公平君	田浦 直君
福島 啓史郎君	森下 博之君	鈴木 政二君	亀井 郁夫君
中島 啓雄君	愛知 治郎君	林 芳正君	谷川 秀善君
有村 治子君	大仁田 厚君	橋本 聖子君	中原 爽君
斉藤 滋宣君	有馬 朗人君	保坂 三蔵君	松村 龍二君
市川 一朗君	山崎 力君	西田 吉宏君	野間 起君
大野 つや子君	仲道 俊哉君	清水 達雄君	佐藤 泰三君
山下 英利君	荒井 正吾君	狩野 安君	服部 三男雄君
岩永 浩美君	岩井 國臣君	魚住 汎英君	河本 英典君
景山 俊太郎君	金田 勝年君	竹山 裕君	真鍋 賢二君
中島 眞人君	南野 知恵子君	中曾 根弘文君	陣内 孝雄君
北岡 秀二君	阿部 正俊君	山東 昭子君	松田 岩夫君
溝手 顕正君	上野 公成君	沓掛 哲男君	野沢 太三君
加藤 紀文君	矢野 哲朗君	桜井 新君	黒岩 宇洋君
太田 豊秋君	吉村 剛太郎君	岩本 司君	榎葉 賢津也君
尾辻 秀久君	松谷 倉一郎君	沢村 正二君	信田 邦雄君
山崎 正昭君	片山 虎之助君	大淵 絹子君	中村 敦夫君
鴻池 祥肇君	田中 直紀君	池口 修次君	若林 秀樹君
若林 正俊君	清水 嘉子君	辻 泰弘君	大塚 耕平君
関谷 勝嗣君	大島 慶久君	後藤 博子君	近藤 剛君
宮崎 秀樹君	久世 公堯君	高橋 千秋君	谷 博之君
青木 幹雄君	森山 裕君	山本 一太君	藤井 俊男君
森田 次夫君	岩城 光英君	佐藤 雄平君	小川 敏夫君
田嶋 陽子君	野上 浩太郎君	小宮 山洋子君	海野 徹君

郡司 彰君	櫻井 充君
三浦 一水君	佐藤 道夫君
今泉 昭君	伊藤 基隆君
朝日 俊弘君	平田 健二君
齋藤 勁君	谷林 正昭君
小野 清子君	柳田 稔君
薬科 満治君	堀 利和君
川橋 幸子君	峰崎 直樹君
江本 孟紀君	篠瀬 進君
井上 吉夫君	斎藤 十朗君
勝木 健司君	広中和歌子君
山下八洲夫君	江田 五月君
北澤 俊美君	奥石 東君
宮本 岳志君	井上 哲士君
又市 征治君	松井 孝治君
鈴木 寛君	紙 智子君
大門実紀史君	福島 瑞穂君
神本美恵子君	藤原 正司君
山根 隆治君	八田ひろ子君
小泉 親司君	大田 昌秀君
福山 哲郎君	内藤 正光君
浅尾慶一郎君	大沢 辰美君
井上 美代君	西山登紀子君
大脇 雅子君	小川 勝也君
本田 良一君	高嶋 良充君
林 紀子君	小池 晃君
池田 幹幸君	淵上 貞雄君
和田ひろ子君	円 より子君
山本 孝史君	小林 元君
畑野 君枝君	富樫 練三君
岩佐 恵美君	吉川 春子君
直嶋 正行君	角田 義一君
長谷川 清君	千葉 景子君

岡崎トミ子君	佐藤 泰介君
吉岡 吉典君	筆坂 秀世君
市田 忠義君	
内閣総理大臣	小泉純一郎君
総務大臣	片山虎之助君
財務大臣	塩川正十郎君
文部科学大臣	遠山 敦子君
厚生労働大臣	坂口 力君
農林水産大臣	大島 理森君
国務大臣 (内閣官房長官)	福田 康夫君
国務大臣 (沖縄及び北方対策担当大臣)	細田 博之君
国務大臣 (金融担当大臣) (経済財政政策担当大臣)	竹中 平蔵君
国務大臣	鴻池 祥肇君
内閣府副大臣	伊藤 達也君
内閣府副大臣	根本 匠君
農林水産副大臣	太田 豊秋君

議長の報告事項
一昨二十日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

法務委員
辞任 松山 政司君 補欠 青木 幹雄君
財政金融委員
辞任 清水 達雄君 補欠 段本 幸男君

厚生労働委員	補欠	大沢 辰美君
農林水産委員	補欠	松山 政司君
国土交通委員	補欠	小池 晃君
環境委員	補欠	清水 達雄君
決算委員	補欠	大仁田 厚君
行政監視委員	補欠	田村耕太郎君
議院運営委員	補欠	椎名 一保君
民生生活・経済に関する調査会委員	補欠	神本美恵子君
共生社会に関する調査会委員	補欠	椎名 一保君

同日議長において、次のとおり調査会委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

国民生活・経済に関する調査会委員
辞任 鈴木 政二君 補欠 田村耕太郎君
辞任 大仁田 厚君 補欠 加治屋義人君
辞任 清水 達雄君 補欠 椎名 一保君
辞任 郡司 彰君 補欠 神本美恵子君
辞任 中野 爽君 補欠 椎名 一保君

同日調査会において選任した理事は次のとおりである。

国際問題に関する調査会
理事 田村 秀昭君 (広野ただし君の補欠)
同日議員から次の議案が提出された。
政治資金規正法の一部を改正する法律案(池田幹幸君外二名発議)(参第四号)
政党助成法を廃止する法律案(池田幹幸君外二名発議)(参第五号)
国の行政機関の職員等の営利企業等への就職の制限等に関する法律案(宮本岳志君外二名発議)(参第六号)
永住外国人に対する地方公共団体の議会の議員及び長の選挙権及び被選挙権等の付与に関する法律案(池田幹幸君外六名発議)(参第七号)
同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を委員会に付託した。

独立行政法人国民生活センター法案(閣法第一号)
郵便法の一部を改正する法律案(閣法第六四号)
平和祈念事業特別基金等に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第一三三号)
独立行政法人通信総合研究所法の一部を改正する法律案(閣法第一四号)
地方公務員災害補償法の一部を改正する法律案(閣法第一五五号)

総務委員会に付託
独立行政法人国際協力機構法案(閣法第一六号)
独立行政法人国際交流基金法案(閣法第一七号)
外交防衛委員会に付託

獨立行政法人雇用・能力開発機構法案(閣法第三三三號)

する法律案（閣法第一〇号）

法律案

西銘順志郎君
鴻池 祥肇君

財政金融委員

辞任 補欠

段本 幸男君 清水 達雄君

厚生労働委員

辞任 補欠

狩野 安君 荒井 正吾君

鴻池 祥肇君 西銘順志郎君

大沢 辰美君 小池 晃君

森 ゆうこ君 大江 康弘君

農林水産委員

辞任 補欠

市田 忠義君 富樫 練三君

国土交通委員

辞任 補欠

荒井 正吾君 狩野 安君

小池 晃君 大沢 辰美君

富樫 練三君 市田 忠義君

大江 康弘君 森 ゆうこ君

環境委員

辞任 補欠

清水 達雄君 段本 幸男君

決算委員

辞任 補欠

大仁田 厚君 加治屋義人君

行政監視委員

辞任 補欠

小川 勝也君 羽田雄一郎君

議院運営委員

辞任 補欠

加治屋義人君 大仁田 厚君

羽田雄一郎君 小川 勝也君

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

沖繩及び北方問題に関する特別委員

辞任 補欠

信田 邦雄君 岡崎トミ子君

政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員

辞任 補欠

佐藤 道夫君 榎葉實津也君

同日委員会において選任した理事は次のとおりである。

厚生労働委員会

理事 浅尾慶一郎君（浅尾慶一郎君の補欠）

同日衆議院から次の内閣提出案を受領した。

預金保険法及び金融機関等の更生手続の特例等

に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第六十一号）

金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措

置法案（閣法第六十二号）

農業取締法の一部を改正する法律案（閣法第六十六号）

農水産業協同組合貯金保険法及び農水産業協同

組合の再生手続の特例等に関する法律の一部を

改正する法律案（閣法第六十三号）

構造改革特別区域法案（閣法第六十九号）

同日委員長から次の報告書が提出された。

銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律の

一部を改正する法律案（第百五十四回国会衆第

二五号）審査報告書

行政手続等における情報通信の技術の利用に関

する法律案（第百五十四回国会閣法第一〇二号）

審査報告書

行政手続等における情報通信の技術の利用に関

する法律案（第百五十四回国会閣法第一〇二号）

審査報告書

行政手続等における情報通信の技術の利用に関

する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する

法律案（第百五十四回国会閣法第一〇三号）審

査報告書

電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関す

る法律案（第百五十四回国会閣法第一〇四号）審

査報告書

母子及び寡婦福祉法等の一部を改正する法律案

（第百五十四回国会閣法第六十六号）審査報告書

学校教育法の一部を改正する法律案（閣法第四

号）審査報告書

有明海及び八代海を再生するための特別措置に

関する法律案（第百五十四回国会衆第三号）審

査報告書

審査報告書

銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律

の一部を改正する法律案

右は多数をもって可決すべきものと議決した。

よって要領書を添えて報告する。

平成十四年十一月二十一日

財政金融委員長 柳田 稔

参議院議長 倉田 寛之殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、銀行等による株式等の保有の制

限の実施に伴う銀行等による株式の処分の円滑

を図り、あわせて当該株式の処分が銀行等と銀

行等以外の会社とが相互にその発行する株式を

保有する関係を解消するものである場合におけ

る当該会社による当該銀行等の株式の処分の円

滑を図るため、銀行等保有株式取得機構が銀行

等以外の会社から株式を買取取ることができ

ようにするものであり、おおむね妥当な措置と

認める。

一、費用

本法律施行に伴い、別に費用を要しない。

銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律

の一部を改正する法律案

右の本院提出案をここに送付する。

平成十四年七月二十三日

衆議院議長 綿貫 民輔

参議院議長 倉田 寛之殿

銀行等の株式等の保有の制限等に関する法

律の一部を改正する法律

銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律

（平成十三年法律第三十一号）の一部を次のよう

に改正する。

第一条中「図り」の下に、「あわせて当該株式の

処分が銀行等と銀行等以外の会社とが相互にその

発行する株式を保有する関係を解消するものであ

る場合における当該会社による当該銀行等の株式

の処分の円滑を図り」を加える。

第五条中「併い、銀行等の保有する株式の短期

間かつ大量の処分」を「併う銀行等によるその保有

する株式の処分及びこれに伴う当該銀行等と相互

にその発行する株式を保有する銀行等以外の会社

による当該銀行等の株式の処分が短期間かつ大量

に行われること」に、「株式の処分」を「株式の処分

等」に改める。

第十九条第二項第二号中「平成十八年十月一日」を「平成十九年四月一日」に改める。

第三十四条第一項第四号中「前三号」を「前各号」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三 第三十八条の二第一項の規定による株式の買取り並びに当該買取り取った株式の管理及び処分

第三十八条の見出しを「(会員からの株式の買取り等)」に改め、同条の次の次の一条を加える。

(銀行等以外の会社からの株式の買取り)

第三十八条の二 機構は、特別株式買取りを行った場合において、当該特別株式買取りの申込みをした会員からその申込みと同時に当該会員が発行する株式(当該会員の総株主の議決権の過半数を一の株式会社が保有している場合においては、当該一の株式会社が発行する株式を含む。以下この項において同じ。)の購入の請求があつたときは、当該会員が発行する株式を、当該特別株式買取りに係る株式を発行する銀行等以外の会社(当該会員と相互に株式を保有する関係にあるものとして内閣府令・財務省令で定める関係にあるものに限る。以下「発行会社」という。)から買取り取ることが出来る。

2 前項の規定による株式の買取りは、同項の特別株式買取りを行った日から六月以内において、発行会社から機構に対して買取りの申込みがあつた場合に行うことができるものとする。

3 第一項の規定による株式の買取りの価額は、同項の規定による購入の請求をした会員が当該請求と同時に付した特別株式買取りの申込みに

係る株式の買取価額の二分の一の範囲内でない限りならない。

4 前条第三項及び第四項前段の規定は、第一項の規定による株式の買取りについて準用する。第四十二条中「会員から」を「会員又は発行会社から」に改める。

第四十三条第一項に後段として次のように加える。

手数料を業務規程の定める納期限までに納付しない発行会社についても、同様とする。

第四十八条第一項第二号イ中「特別株式買取り」の下に「(第三十八条の二第一項の規定による株式の買取りを含む。ロ及び次条第一項において同じ。)」を加える。

第四十九条第一項中「平成十八年十月一日」を「平成十九年四月一日」に改める。

第六十七条第五号中「第三十八条第四項」の下に「(第三十八条の二第四項において準用する場合を含む。)」を加える。

附 則

この法律は、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

審査報告書

行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律案

右は多数をもって可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

平成十四年十一月二十一日

総務委員長 山崎 力
参議院議長 倉田 寛之殿

平成十四年十一月二十一日 参議院会議録第八号

銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律の一部を改正する法律案 行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律案

要領書

一、委員会の決定の理由

本法は、国民の利便性の向上を図るとともに、行政運営の簡素化及び効率化に資するため、行政機関等に係る申請、届出その他の手続等に関し、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行うことができるようにするための共通事項を定めるものであつて、おおむね妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行った。

一、費用

本法施行のため、別に費用を要しない。

附帯決議

政府は、本法の施行に当たり、左記の事項の実現に努めるべきである。

一、電子政府、電子自治体の構築に当たっては、国民の理解を得つつ、行政サービスの質の向上が図られるよう情報通信基盤の整備を進めるとともに、地域間格差が生じないよう地方公共団体に對し、必要な支援を行うこと。

二、情報通信技術の利用の有無により行政サービスの内容に差異が生じることのないよう十分留意するとともに、国民の情報通信利用技術の向上のための施策を一層進めること。

三、行政手続のオンライン化、地方公共団体の認証業務を行うに当たっては、情報の改ざん、漏えい、不正使用等が行われないよう、技術革新に対応したセキュリティ対策、個人情報保護のための措置を講じ、業務の信頼性・安全性が

確保されるよう万全を期すること。

四、行政手続のオンライン等に從事する関係者のモラルの維持・向上、徹底したデータの管理、法令の遵守、責任体制の明確化を図ること。

五、プライバシー保護及び個人情報保護の重要性にかんがみ、住民基本台帳ネットワークシステムの目的外使用・安易な利用の拡大を行わないこと。

六、本年八月に稼働した住民基本台帳ネットワークシステムに関しては、セキュリティを確保する観点から、地方公共団体において、その実施状況を自ら点検し、必要に応じ外部監査を受けるようにするとともに、政府は住民基本台帳ネットワークシステムの運用状況等について適時公表すること。

七、行政手続のオンライン化が国民生活及び国民の権利に密接に関係することから、本法律施行に伴う政省令の制定及びその運用に当たっては、国会における論議及び地方公共団体等の意見を十分踏まえるとともに、状況の変化に応じた必要な見直しを行うこと。

行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律案

右 国会に提出する。

平成十四年六月七日

内閣総理大臣 小泉純一郎

行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律案

行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律

(目的)

第一条 この法律は、行政機関等に係る申請、届出その他の手続等に関し、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行うことができるようにするための共通する事項を定めることにより、国民の利便性の向上を図るとともに、行政運営の簡素化及び効率化に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 法令 法律及び法律に基づく命令をいう。

二 行政機関等 次に掲げるものをいう。

イ 内閣、法律の規定に基づき内閣に置かれる機関若しくは内閣の所轄の下に置かれる機関、宮内庁、内閣府設置法(平成十一年法律第八十九号)第四十九条第一項若しくは法律第二項に規定する機関、国家行政組織法(昭和二十三年法律第二十号)第三条第二項に規定する機関若しくは会計検査院又はこれらに置かれる機関

ロ イに掲げる機関の職員であつて法律上独立に権限を行使することを認められたもの

ハ 地方公共団体又はその機関(議会を除く。)

二 独立行政法人(独立行政法人通則法(平成十一年法律第三十三号)第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。)

ホ 法律により直接に設立された法人、特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人(独立行政法人を除く。)

又は特別の法律により設立され、かつ、その設立に行政手続の認可を要する法人のうち、政令で定めるもの

行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律案

行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律案

行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律案

行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律案

行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律案

行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律案

行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律案

行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律案

行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律案

行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律案

行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律案

行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律案

行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律案

行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律案

行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律案

行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律案

行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律案

行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律案

行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律案

行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律案

行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律案

行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律案

行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律案

行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律案

行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律案

行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律案

行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律案

行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律案

行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律案

行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律案

行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律案

行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律案

行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律案

行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律案

行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律案

行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律案

行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律案

行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律案

行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律案

行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律案

行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律案

行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律案

行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律案

行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律案

行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律案

行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律案

行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律案

行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律案

行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律案

行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律案

行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律案

行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律案

行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律案

行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律案

行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律案

行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律案

行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律案

行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律案

行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律案

行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律案

行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律案

行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律案

行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律案

行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律案

質屋営業法(昭和二十五年法律第百五十八号)	第八条第一項及び第四項	第四条
地方税法(昭和二十五年法律第百二十六号)	第十六条の二第二項(第六百一条第六項、第七百条の二第二項及び第七百一条の五十六項において準用する場合を含む。)	第四条
農業委員会等に関する法律(昭和二十六年法律第八十八号)	第十一条において準用する公職選挙法第八十六条の四第一項、第二項及び第五項	第三条
旅券法(昭和二十六年法律第二百六十七号)	第三条第一項(都道府県知事を経由して行う申請に係る部分を除く。)、第四条第一項(領事官に対する請求に係る部分を除く。)、第八條第一項及び第二項(同条第二項に於いては、領事官に対する請求に係る部分に限る。)、第九條第一項ただし書(都道府県知事を経由して行う申請に係る部分を除く。)、第十條第一項及び第二項(同条第二項に於いては、領事官に対する請求に係る部分に限る。)、第十二條第一項(都道府県知事を経由して行う申請に係る部分を除く。)、並びに第十九條の三第二項に於いて準用する場合を含む。)	第三条
出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三百十九号)	第七條第一項及び第四項(これらの規定を第八條第三項、第九條第四項、第十條第三項及び第十二條第三項において準用する場合を含む。)	第四条
	第四十一條第一項、第四十九條第一項及び第六十一條の二第四項	第三条
	第七條の二第一項、第十三條第二項及び第六項、第十六條第三項、第十七條第二項、第十八條第三項、第十八條の二第二項、第十九條の二第二項、第二十一條第四項、第二十二條の二第三項(第二十一條の二第四項、第二十三條第四項、第二十二條第三項(第二十一條の二第四項、第二十三條第四項を含む。))において準用する場合を含む。)	第四条
	第二十二條の三において準用する場合を含む。)	
	第二十三條の三において準用する場合を含む。)	
	第二十六條第二項、第三十七條第九項、第三十九條第二項、第四十七條第二項、第四十九條第五項(第六十三條第二項、第六十一條の二第三項並びに第六十一條の二の六第一項)	
	第二十九條第二項、第三十條第二項、第三十八條第一項、第四十五條第二項及び第四十八條第四項	第六条
外国人登録法(昭和二十七年法律第百二十五号)	第三條第一項、第六條第一項、第六條の二第一項及び第二項、第七條第一項、第八條第一項及び第二項、第九條第一項並びに第十一條第一項	第三条

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六條に基づき施設する合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う特別措置法(昭和二十七年法律第百四十号)	第十三條第一項	第六条
売春防止法(昭和三十一年法律第百十八号)	第二十五條第三項において準用する犯罪者予防更生法第三十二條及び第二十八條第二項において準用する同法第五十條第一項	第三条
地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第百六十二号)	第八條第一項	第三条
核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和三十三年法律第百六十六号)	第五十九條の二第五項	第四条
銃砲刀剣類所持等取締法(昭和三十三年法律第百八号)	第四條の二第一項(第五條の四第三項、第七條の三第三項、第九條の五第四項及び第九條の十第三項において準用する場合を含む。)	第三条
婦人補導院法(昭和三十三年法律第百七十七号)	第七條第一項、第九條の五第二項、第九條の十第二項及び第十五條第一項	第四条
国稅徵收法(昭和三十四年法律第百四十七号)	第六十七條第四項において準用する國稅通則法第五十五條第二項並びに第百四十六條第二項及び第三項	第四条
道路交通法(昭和三十五年法律第百五十五号)	第八十九條第一項、第百條の二第五項、第百一条第一項及び第百七十七條の七第二項	第六条
	第八條第三項、第五十八條第一項、第五十八條の三第二項、第五十九條第三項、第六十三條第三項及び第四項、第七十五條第九項(第七十五條の二第二項において準用	第四条

国税通則法(昭和三十一年法律第六十八号)	第五十五條第二項 第八十一條第三項及び第九十一條第二項	第四條 第六條
住居表示に関する法律(昭和三十一年法律第九十九号)	第五條の二第二項	第三條
自動車の保管場所の確保等に関する法律(昭和三十一年法律第四十五号)	第六條第一項(第七條第二項(第十三條第四項において準用する場合を含む。))及び第十三條第四項において準用する場合を含む。)	第四條
市町村の合併の特例に関する法律(昭和四十年法律第六号)	第四條第一項及び第十一項並びに第四條の二第一項及び第十五項 第四條の二第三十項において準用する地方自治法第七十條の二第二項	第三條 第五條
住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)	第二十二條第一項、第二十三條、第二十四條及び第二十五條	第三條
警備法(昭和四十七年法律第七十七号)	第四條の二第五項、第四條の四第二項、第十一條の三第二項及び第五項(同条第五項については、第十一條の三第六項において準用する場合を含む。))並びに第十一條の六第二項	第四條
外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法(昭和六十一年法律第六十八号)	第九條第一項及び第十七條第一項	第三條
日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特別法(平成三年法律第七十一号)	第四條第三項及び第五條第三項 第六條第一項及び第二項	第三條 第四條
化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律(平成七年法律第六十五号)	第十七條第一項	第四條
特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)	第四十一條第二項	第四條
無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律(平成十一年法律第四百十七号)	第二十二條第三項及び第二十六條第三項	第三條

平成十四年十一月二十二日 参議院會議録第八号

行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律案
施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案

自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律(平成十三年法律第五十七号) 第五條第五項

審査報告書

行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案
右は多数をもって可決すべきものと議決した。
よって要領書を添えて報告する。
平成十四年十一月二十一日
総務委員長 山崎 力
参議院議長 倉田 寛之殿

要領書

一、委員会の決定の理由
本法律案は、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の施行に伴い、会計検査院法その他の関係法律の規定の整備等を行うとするものであって、おおむね妥当な措置と認める。
なお、別紙の附帯決議を行った。
一、費用
本法律案の施行のため、別に費用を要しない。

附帯決議

政府は、本法の施行に当たり、左記の事項の実現に努めるべきである。
一、電子政府、電子自治体の構築に当たっては、国民の理解を得つつ、行政サービスの質の向上が図られるよう情報通信基盤の整備を進めるとともに、地域間格差が生じないよう地方公共団体に對し、必要な支援を行うこと。
二、情報通信技術の利用の有無により行政サービスの内容に差異が生じることのないよう十分留意するとともに、国民の情報通信利用技術の向上のための施策を一層進めること。
三、行政手続のオンライン化、地方公共団体の認

第四條

証業務を行うに当たっては、情報の改ざん、漏えい、不正使用等が行われないよう、技術革新に對したセキュリティ対策、個人情報保護のための措置を講じ、業務の信頼性・安全性が確保されるよう万全を期すること。
四、行政手続のオンライン等に從事する関係者のモラルの維持・向上、徹底したデータの管理、法令の遵守、責任体制の明確化を図ること。
五、プライバシー保護及び個人情報保護の重要性にかんがみ、住民基本台帳ネットワークシステムの目的外使用・安易な利用の拡大を行わないこと。

六、本年八月に稼働した住民基本台帳ネットワークシステムに関しては、セキュリティを確保する観点から、地方公共団体において、その実施状況を自ら点検し、必要に応じ外部監査を受けるようにするとともに、政府は住民基本台帳ネットワークシステムの運用状況等について適時公表すること。
七、行政手続のオンライン化が国民生活及び国民の権利に密接に関係することから、本法律施行に伴う政省令の制定及びその運用に当たっては、国会における論議及び地方公共団体等の意見を十分踏まえるとともに、状況の変化に應じて必要な見直しを行うこと。
右決議する。

行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案
右
国会に提出する。
平成十四年六月七日
内閣総理大臣 小泉純一郎

を「受払い」に改め、「他の書類」の下に「当該書

に規定する電子情報処理組織を使用して行われた品触れについては、到達の日付を記載す

において「情報通信技術利用法」という。第十二条の規定を適用する場合においては、同条中

第十九条第二項の次に二項を加える改正規定の次に次のように加える。

第十九条に次の一項を加える。

7 第一項の品触れについては、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成十四年法律第 号)第四条の規定は、適用しない。

第三章 総務省関係

(私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部改正)

第七条 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和二十二年法律第五十四号)の一部を次のように改正する。

第六十九条の四の次に次の一条を加える。

第六十九条の五 行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成十四年法律第 号)第二条第七号に規定する処分通知等であつて、この法律又は公正取引委員会規則の規定により書類の送達により行うこととしていたるものについては、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成十四年法律第 号)第一条の規定にかかわらず、当該処分通知等の相手方が送達を受ける旨の公正取引委員会規則で定める方式による表示をしないときは、電子情報処理組織(同項に規定する電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。)を使用して行うことができない。

公正取引委員会の職員が前項に規定する処分通知等に関する事務を電子情報処理組織を使用して行ったときは、第六十九条の三において準用する民事訴訟法第九十九条の規定による送達に関する事項を記載した書面の作成及び提出に代えて、当該事項を電子情報処理組織を使用して公正取引委員会の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。)に備えられたファイルに記録しなければならない。

(地方自治法の一部改正)

第八条 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。

第二百三十四条第五項中「契約書を」と「契約

書又は契約内容を記録した電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下本項において同じ。)を」とに、「契約書に記名押印し、又は契約内容を記録した電磁的記録に当該普通地方公共団体の長若しくはその委任を受けた者及び契約の相手方の作成に係るものであることを示すために講ずる措置であつて、当該電磁的記録が改変されているかどうかを確認することができる等これらの者の作成に係るものであることを確実に示すことができるものとして総務省令で定めるものを講じなければならない」に改める。

別表第一旅券法(昭和二十六年法律第二百六十七号)の項中「及び第二項」を「から第三項まで」に改める。

(公職選挙法の一部改正)

第九条 公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)の一部を次のように改正する。

第十九条第四項中「事項の全部又は一部を記載した書類。第二十九条第二項において同じ。」を「全部若しくは一部の事項又は当該事項を記載した書類」に改め、同条に次の一項を加える。

5 選挙人名簿の調製については、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成十四年法律第 号)第六条の規定は、適用しない。

第二十九条第二項中「抄本の下に」(第十九条第三項の規定により磁気ディスクをもつて選挙人名簿を調製している市町村の選挙管理委員会にあつては、当該選挙人名簿に記載されている全部若しくは一部の事項又は当該事項を記載した書類)を加える。

第三十条の二第四項中「抄本」の下に「(前項の規定により磁気ディスクをもつて在外選挙人名簿を調製している市町村の選挙管理委員会にあっては、当該選挙人名簿に記載されている全部若しくは一部の事項又は当該事項を記載した書類)を加える。

平成十四年十一月二十一日 参議院会議録第八号

行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案

簿を調製している市町村の選挙管理委員会にあつては、当該在外選挙人名簿に記載されている全部若しくは一部の事項又は当該事項を記載した書類)を加え、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 在外選挙人名簿は、政令で定めるところにより、磁気ディスクをもつて調製することができる。

第三十条の二に次の一項を加える。

6 在外選挙人名簿の調製については、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成十四年法律第 号)第六条の規定は、適用しない。

第三十条の三第一項中「を記載しなければならない」を「記載(前条第四項の規定により磁気ディスクをもつて調製する在外選挙人名簿にあっては、記録)をしなければならない」に改める。

第三十条の十第二項中「記載内容の下に」(第三十条の二第四項の規定により磁気ディスクをもつて調製する在外選挙人名簿にあっては、記録内容。第三十条の十三において同じ。)を、「その記載の下に」(同項の規定により磁気ディスクをもつて調製する在外選挙人名簿にあっては、記録)を加える。

第四十四条第一項中「事項の全部又は一部を全部若しくは一部の事項又は当該事項」に改める。

第五十五条中「在外選挙人名簿又はその抄本」の下に「(当該在外選挙人名簿が第三十条の二第四項の規定により磁気ディスクをもつて調製されている場合には、当該在外選挙人名簿に記載されている全部若しくは一部の事項又は当該事項を記載した書類。次条において同じ。)」を加える。

第二百三十六条第二項中「第九條第二項」の下に「及び第三項」を加える。

第二百三十九條の見出し中「騷擾罪」を「騷擾罪」に改め、同条中「騷擾し」を「騷擾し」に改

め、「関係書類」の下に「(関係の電磁的記録媒体(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて電子計算機による情報処理の用に供されるものに係る記録媒体をいう。を含む。))を加え、「毀壞を」に改める。

(電波法の一部改正)

第十条 電波法(昭和二十五年法律第三十一号)の一部を次のように改正する。

第五條第四項中「人工衛星の無線局(電気通信業務を行うことを目的とするものを、人工衛星の無線局)に改める。

第八十三條に次の一項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成十四年法律第 号)第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して異議申立てがされた場合には、異議申立書正副二通が提出されたものとみなす。

(地方税法の一部改正)

第十一条 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

目次中「第三百五十八條」を「第三百五十八條の二」に改める。

第五百五十一條第四項中「次條第一項」を「第五百五十二條第一項」に改め、同條の次に次の一條を加える。

(自動車税の徴収の方法の特例)

第五百五十一條の二 道府県は、納税者が行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成十四年法律第 号)第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して道路運送車両法第七條、第十二條又は第十三條の規定による登録の申請及び次條第一項の規定による申告書又は報告書の提出を行う場合には、前條第三項から第六項までの規定によるほか、当該道府県の条例の定めるところにより、当該納税者が当該登

録の申請をした際に、当該登録の申請に係る自動車に係る自動車税を総務省令で定める方法により徴収することができる。

第六百六十三条第三項中「第五百五十一条第四項」の下に「若しくは第五百五十一条の二を加える。」第三章第二節第一款中第三百五十八條の次に次の一条を加える。

(行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の適用除外)

第三百五十八條の二 第三百八十条第一項の規定による備付け、第三百八十一条第八項の規定による作成、第三百八十二条第二項の規定による閲覧、第三百八十七条第一項の規定による備付け、同条第三項の規定による閲覧、第四百四十五条第一項の規定による作成、第四百四十六條第一項の規定による閲覧、第四百四十九條第四項の規定による作成及び同条第六項の規定による閲覧については、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律第四條、第五條及び第六條の規定は、適用しない。

第七百五十四條の次に次の一条を加える。

(行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の適用除外)

第七百五十四條の二 地方税関係帳簿書類並びに第七十四條の二第三項及び第四項並びに第四百六十五條第三項及び第四項に規定する書類については、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律第六條の規定は、適用しない。

(行政書士法の一部改正)

第十二條 行政書士法(昭和二十六年法律第四号)の一部を次のように改正する。

第一条の二第二項中「官公署に提出する書類」の下に「その作成に代えて電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供され

るものをいう。以下この条及び第十九条第一項において同じ。)を作成する場合における当該電磁的記録を含む。以下この条及び次条において同じ。」を加える。

第十九条第一項中「別段の定めがある場合」の下に「及び定型のかつ容易に行えるものとして総務省令で定める手続について、当該手続に關し相當の経験又は能力を有する者として総務省令で定める者が電磁的記録を作成する場合」を加え、同条第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 総務大臣は、前項に規定する総務省令を定めるときは、あらかじめ、当該手続に係る法令を所管する国務大臣の意見を聴くものとする。

第二十二條の四中「第十九条第二項」を「第十九条第三項」に改める。

(国有資産等所在市町村交付金法の一部改正)

第十三條 国有資産等所在市町村交付金法(昭和三十一年法律第八十二号)の一部を次のように改正する。

第三條第三項、第七條及び第八條中「記載を」記載され、又は記録に改める。

第九條第一項中「記載を」記載され若しくは記録に改める。

第十條第一項中「記載を」記載され又は記録に改める。

第十八條中「記載を」記載され、若しくは記録に改める。

第十九條第一項中「記載を」記載され、又は記録に改める。

第二十二條中「記載を」記載され又は記録に改める。

(行政不服審査法の一部改正)

第十四條 行政不服審査法(昭和三十七年法律第百六十号)の一部を次のように改正する。

第九條に次の二項を加える。
3 前項の規定にかかわらず、行政手続等にお

ける情報通信の技術の利用に関する法律平成十四年法律第 号。第二十二條第三項において「情報通信技術利用法」という。第三條第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して不服申立て(異議申立てを除く。次項において同じ。)がされた場合には、不服申立て書の正副二通が提出されたものとみなす。

4 前項に規定する場合において、当該不服申立てに係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第二十二條第四項において同じ。)については、不服申立て書の正本又は副本とみなして、第十七條第二項(第五十六條において準用する場合を含む。、第十八條第一項、第二項及び第四項、第二十二條第一項(第五十二條第二項において準用する場合を含む。並びに第五十八條第三項及び第四項の規定を適用する。、第二十二條第三項を第五項とし、第二項の次に次の二項を加える。

3 前項の規定にかかわらず、情報通信技術利用法第三條第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して弁明がされた場合には、弁明書の正副二通が提出されたものとみなす。

4 前項に規定する場合において、当該弁明に係る電磁的記録については、弁明書の正本又は副本とみなして、次項及び第二十三條の規定を適用する。

第五十七條第一項中「書面を」を削り、同項に次のただし書を加える。

ただし、当該処分を口頭とする場合は、この限りでない。

(住民基本台帳法の一部改正)

第十五條 住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)の一部を次のように改正する。

第三十一條の三を第三十一條の四とし、第三十一條の二の次に次の一条を加える。

(行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の適用除外)

第三十一條の三 この法律の規定による住民票及び戸籍の附票の作成については、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成十四年法律第 号)第六條の規定は、適用しない。

第三十八條第一項中「次項において」を「以下」に改める。

別表第一から別表第五までを次のように改める。

別表第一(第三十條の七関係)

提供を受ける国の機関又は法人	事	務
一 内閣府	特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)による同法第十條第一項の認証、同法第二十三條第二項の届出又は同法第三十四條第三項の認証に関する事務であつて総務省令で定めるもの	
二 金融庁又は財務省	保険業法(平成七年法律第五号)による同法第二百七十六條又は第二百八十六條の登録に関する事務であつて総務省令で定めるもの	

三 金融庁又は財務省	証券取引法(昭和二十三年法律第二十五号)による同法第二十八條の登録、同法第三十條第一項の届出、同法第六十四條第一項(同法第六十五條の二第五項において準用する場合を含む。)の登録、同法第六十八條第二項若しくは第七十九條の三十第一項の認可、同法第八十條第一項の免許、同法第一百一条の十一第一項若しくは第四百四十條第一項の認可、同法第一百五十二條第二項の届出又は同法第一百五十六條の三第一項の免許に関する事務であつて総務省令で定めるもの
四 金融庁又は財務省	外国証券業者に関する法律(昭和四十六年法律第五号)による同法第三十條第一項の登録、同法第三十二條第一項の届出又は同法第三十二條において準用する証券取引法第六十四條第一項の登録に関する事務であつて総務省令で定めるもの
五 金融庁又は財務省	投資信託及び投資法人に関する法律(昭和二十六年法律第百九十八号)による同法第六條の認可、同法第十條の三第二項若しくは第六十九條第一項の届出、同法第八十七條の登録又は同法第九十一條第一項の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの
六 金融庁又は財務省	有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律(昭和六十一年法律第七十四号)による同法第四條の登録又は同法第八條第一項の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの
七 金融庁又は財務省	金融先物取引法(昭和六十二年法律第七十七号)による同法第三條の免許、同法第三十四條の十四第一項若しくは第三十四條の二十三第一項の認可又は同法第五十一條の二第二項の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの
八 金融庁又は財務省	貸金業の規制等に関する法律(昭和五十八年法律第三十二号)による同法第三條第一項の登録、同法第二項の更新又は同法第八條第一項の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの
九 金融庁又は財務省	抵当証券業の規制等に関する法律(昭和六十二年法律第百十四号)による同法第三條若しくは第八條第一項の登録又は同法第九條第一項の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの
十 金融庁又は財務省	資産の流動化に関する法律(平成十年法律第百五号)による同法第三條第一項、第九條第一項若しくは第十一條第一項の届出又は特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律等の一部を改正する法律(平成十二年法律第九十七号)附則第二條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一條の規定による改正前の特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律による同法第九條第一項の届出若しくは同法第十一條第一項の変更登録に関する事務であつて総務省令で定めるもの
十一 金融庁若しくは財務省、 農林水産省又は経済産業省	商品投資に係る事業の規制に関する法律(平成三年法律第六十六号)による同法第三條の許可、同法第八條第一項の更新又は同法第十條の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの
十二 金融庁若しくは財務省又は 経済産業省	特定債権等に係る事業の規制に関する法律(平成四年法律第七十七号)による同法第三十條若しくは第五十二條の許可、同法第三十五條第一項(同法第五十四條において準用する場合を含む。)の更新又は同法第三十七條(同法第五十四條において準用する場合を含む。)の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの
十三 金融庁又は財務省	公認会計士法(昭和二十三年法律第百三十三号)による同法第三十四條の十第一項の認可に関する事務であつて総務省令で定めるもの
十四 金融庁又は財務省	株券等の保管及び振替に関する法律(昭和五十九年法律第三十号)による同法第三條第一項の指定、同法第四條の三第一項の承認、同法第七條の四第一項の届出又は同法第十條第一項、第十一條第一項、第十一條の四第一項若しくは第十二條第一項の認可に関する事務であつて総務省令で定めるもの
十五 金融庁又は財務省	前払式証券の規制等に関する法律(平成元年法律第九十二号)による同法第六條の登録又は同法第十一條第一項の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの
十六 総務省	恩給法(大正十二年法律第四十八号。他の法律において準用する場合を含む。)による年金である給付の支給に関する事務であつて総務省令で定めるもの

十七 総務省	執行官法(昭和四十一年法律第百一十一号)附則第十三条の規定による年金である給付の支給に関する事務であつて総務省令で定めるもの
十八 総務省	国会議員互助年金法(昭和三十三年法律第七十号)による年金である給付の支給に関する事務であつて総務省令で定めるもの
十九 地方公務員共済組合	地方公務員等共済組合法(昭和三十七年法律第百五十二号)又は地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法(昭和三十七年法律第百五十三号)による年金である給付の支給に関する事務であつて総務省令で定めるもの
二十 地方議会議員共済会	地方公務員等共済組合法による年金である給付の支給に関する事務であつて総務省令で定めるもの
二十一 地方公務員共済組合	介護保険法による同法第百三十四条第一項の通知若しくは第百三十七条第五項若しくは第百三十八条第三項(これらの規定を同法第百四十条第三項において準用する場合を含む。)の通知又は同法第百三十七条第一項(同法第百四十条第三項において準用する場合を含む。)の特別徴収に係る保険料額の徴収若しくは納入金の納入に関する事務であつて総務省令で定めるもの
二十二 地方公務員共済組合連合会	介護保険法による同法第百三十四条第三項(同法第百三十七条第六項及び第百三十八条第四項において準用する場合を含む。)若しくは第百三十六条第六項(同法第百三十八条第二項、第百四十条第三項及び第百四十一条第二項において準用する場合を含む。)の通知の経由又は同法第百三十七條第二項(同法第百四十条第三項において準用する場合を含む。)の特別徴収に係る納入金の納入の経由に関する事務であつて総務省令で定めるもの
二十三 地方公務員災害補償基金	地方公務員災害補償法(昭和四十二年法律第百一十一号)による公務上の災害若しくは通勤による災害に対する補償又は福祉事業の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの
二十四 総務省	電気通信事業法(昭和五十九年法律第八十六号)による同法第九条第一項の許可、同法第十三条の届出、同法第四十五条第三項(同法第五十四条第二項において準用する場合を含む。)の交付又は同法第五十条の二の認定に関する事務であつて総務省令で定めるもの
二十五 総務省	日本電信電話株式会社等に関する法律(昭和五十九年法律第八十五号)による同法第十条第二項の認可に関する事務であつて総務省令で定めるもの
二十六 総務省	電波法(昭和二十五年法律第百三十一号)による同法第四条の免許、同法第八条第一項の予備免許、同法第二十四条の五第二項(同法第二十四条の九第二項において準用する場合を含む。)の届出、同法第三十七条の検定、同法第四十一条第一項の免許又は同法第四十八条の二第一項の船舶局無線従事者証明に関する事務であつて総務省令で定めるもの
二十七 消防法(昭和二十三年法律第百八十六号)第十三条の七第二項に規定する指定試験機関	消防法による危険物取扱者試験の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの
二十八 消防法第十七条の十一第三項に規定する指定試験機関	消防法による消防設備士試験の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの
二十九 消防団員等公務災害補償等共済基金又は消防団員等公務災害補償等責任共済等に關する法律(昭和三十一年法律第百七号)第二条第三項に規定する指定法人	消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律による消防団員等福祉事業の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの
三十 司法試験管理委員会	司法試験法(昭和二十四年法律第百四十号)による同法第五条第一項の第二次試験の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの
三十一 法務省	不動産登記法(明治三十二年法律第二十四号)による不動産の表示の登記、表題部の所有者の表示の変更若しくは更正の登記、表題部の所有者の更正の登記、所有権の保存若しくは移転の登記又は登記名義人の表示の変更若しくは更正の登記に関する事務であつて総務省令で定めるもの
三十二 法務省	船舶法(明治三十二年法律第四十八号)附則第三十四条第一項の規定による登記に関する事務であつて総務省令で定めるもの

三十三 法務省	工場抵当法(明治三十八年法律第五十四号。鉱業抵当法(明治三十八年法律第五十五号)、漁業財団抵当法(大正十四年法律第九号)及び港湾運送事業法(昭和二十六年法律第六十一号)において準用する場合を含む。)による所有権の保存の登記に関する事務であつて総務省令で定めるもの
三十四 法務省	立木に関する法律(明治四十二年法律第二十二号)による所有権の保存の登記に関する事務であつて総務省令で定めるもの
三十五 法務省	道路交通事業抵当法(昭和二十七年法律第二百四号)による所有権の保存の登記に関する事務であつて総務省令で定めるもの
三十六 法務省	建設機械抵当法(昭和二十九年法律第九十七号)による登記に関する事務であつて総務省令で定めるもの
三十七 法務省	観光施設財団抵当法(昭和四十三年法律第九十一号)による所有権の保存の登記に関する事務であつて総務省令で定めるもの
三十八 法務省	後見登記等に関する法律(平成十一年法律第五百十一号)による同法第七号又は第八号の登記に関する事務であつて総務省令で定めるもの
三十九 法務省	供託法(明治三十二年法律第十五号)による同法第八号第一項の還付又は同条第二項の取戻しに関する事務であつて総務省令で定めるもの
四十 法務省	出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三百十九号)による同法第七号の二第一項の交付又は同法第二十条第三項(同法第二十二号の二第三項(同法第二十二号の三)において準用する場合を含む。))において準用する場合を含む。若しくは第二十一条第三項の許可に関する事務であつて総務省令で定めるもの
四十一 外務省	旅券法(昭和二十六年法律第二百六十七号)による同法第三条第一項の発給、同法第八条第一項の渡航先の追加、同法第九条第一項の記載事項の訂正、同法第十条第一項の再発給又は同法第十二条第一項の査証欄の増補に関する事務であつて総務省令で定めるもの

四十二 国家公務員共済組合連合会	国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第二百一十八号)又は国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法(昭和三十三年法律第二百二十九号)による年金である給付の支給に関する事務であつて総務省令で定めるもの
四十三 国家公務員共済組合連合会	旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法(昭和二十五年法律第二百五十八号)による年金である給付の支給に関する事務であつて総務省令で定めるもの
四十四 厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成八年法律第八十二号)附則第三十二号第二項に規定する存続組合又は同法附則第四十八号第一項に規定する指定基金	厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第三十二号第二項第一号又は第三号に規定する年金である給付(当該給付に相当するものとして支給されるものを含む。)に係る権利の決定若しくは支給の停止の解除又は受給権者に係る届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの
四十五 財務省	関税法(昭和二十九年法律第六十一号)による同法第二十四条第二項の許可に関する事務であつて総務省令で定めるもの
四十六 財務省	たばこ事業法(昭和五十九年法律第六十八号)による同法第三十一号第一項若しくは第二十条の登録、同法第十四条第三項若しくは第十五条(これらの規定を同法第二十一条において準用する場合を含む。))の届出、同法第二十二号第一項の許可又は同法第二十七号第三項の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの
四十七 財務省	塩事業法(平成八年法律第三十九号)による同法第五条第一項、第十六条第一項若しくは第十九号第一項の登録、同法第八条第三項若しくは第九条(これらの規定を同法第十七号及及び第二十条において準用する場合を含む。))の届出又は同法第十五号第一項若しくは第二項若しくは第十八号第一項若しくは第二項の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの
四十八 日本私立学校振興・共済事業団	私立学校教職員共済法(昭和二十八年法律第二百四十五号)による年金である給付の支給に関する事務であつて総務省令で定めるもの
四十九 文部科学省	博物館法(昭和二十六年法律第二百八十五号)による同法第五条第一項第三号の認定に関する事務であつて総務省令で定めるもの

五十 文部科学省又は技術士法 (昭和五十八年法律第二十五 号)第十一条第一項に規定す る指定試験機関	技術士法による技術士試験の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの
五十一 文部科学省又は技術士 法第四十条第一項に規定する 指定登録機関	技術士法による技術士又は技術士補の登録に関する事務であつて総務省令で定めるもの
五十二 文部科学省	放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律 (昭和三十一年法律第百六十七号)による同法第三十五条第 二項又は第三項の交付に関する事務であつて総務省令で定 めるもの
五十三 文化庁	万国著作権条約の実施に伴う著作権法の特例に関する法律 (昭和三十一年法律第八十八号)による同法第五条第一項の 許可に関する事務であつて総務省令で定めるもの
五十四 文化庁又はプログラム の著作物に係る登録の特例に 関する法律(昭和六十一年法 律第六十五号)第五条第一項 に規定する指定登録機関	著作権法(昭和四十五年法律第四十八号)による同法第七 十五条第一項又は第七十七条の登録に関する事務であつて総 務省令で定めるもの
五十五 文化庁	著作権法による同法第八十八条第一項又は同法第一百四 条において準用する同法第七十七条の登録に関する事務であ つて総務省令で定めるもの
五十六 文化庁	著作権等管理事業法(平成十二年法律第百三十一号)による 同法第三条の登録又は同法第七条第一項の届出に関する事 務であつて総務省令で定めるもの
五十七 文化庁	美術品の美術館における公開の促進に関する法律(平成十 年法律第九十九号)による同法第三条第一項の登録又は同 法第五条第二項の届出に関する事務であつて総務省令で定 めるもの
五十八 厚生労働省	薬事法(昭和三十五年法律第百四十五号)による同法第十九 条の二第一項の承認又は同法第十九条の三の届出に関する 事務であつて総務省令で定めるもの
五十九 医薬品副作用被害救 済・研究振興調査機構	医薬品副作用被害救済・研究振興調査機構法(昭和五十四 年法律第五十五号)による同法第二十七条第一項第一号の 救済給付の支給に関する事務であつて総務省令で定めるも の
六十 厚生労働省	労働安全衛生法(昭和四十七年法律第五十七号)による同法 第十二条第一項、第十四条又は第六十一条第一項の免許に 関する事務であつて総務省令で定めるもの
六十一 厚生労働省又は労働安 全衛生法第七十五条の第二 項に規定する指定試験機関	労働安全衛生法による同法第七十五条第二項に規定する免 許試験の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの
六十二 厚生労働省又は作業環 境測定法(昭和五十年法律第 二十八号)第三十二条の二第 二項に規定する指定登録機関	作業環境測定法による作業環境測定士の登録に関する事務 であつて総務省令で定めるもの
六十三 厚生労働省	労働者災害補償保険法(昭和二十二年法律第五十号)による 業務災害に関する保険給付若しくは通勤災害に関する保険 給付の支給又は労働福祉事業の実施に関する事務であつて 総務省令で定めるもの
六十四 厚生労働省	賃金の支払の確保等に関する法律(昭和五十一年法律第三 十四号)による同法第七条の労働基準監督署長の確認に関 する事務であつて総務省令で定めるもの
六十五 厚生労働省	職業安定法(昭和二十二年法律第百四十一号)による同法第 三十条第一項若しくは第三十三条第一項の許可、同法第三 十二条の六第三項(同法第三十三条第四項において準用す る場合を含む。)の更新又は同法第三十二条の七第一項(同 法第三十三条第四項において準用する場合を含む。)の届出 に関する事務であつて総務省令で定めるもの
六十六 厚生労働省	労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業 条件の整備等に関する法律(昭和六十年法律第八十八号)に よる同法第五条第一項の許可、同法第十条第二項の更新又 は同法第十一条第一項、第十六条第一項若しくは第十九条 の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの
六十七 厚生労働省	雇用対策法(昭和四十一年法律第百三十二号)による職業転 換給付金の支給に関する事務であつて総務省令で定めるも の

六十八 厚生労働省	雇用保険法(昭和四十九年法律第百十六号)による基本手当、高年齢求職者給付金、特例一時金、教育訓練給付金、高年齢雇用継続基本給付金又は高年齢再就職給付金の支給に関する事務であつて総務省令で定めるもの
六十九 厚生労働省又は雇用・能力開発機構	雇用保険法による同法第六十二条の雇用安定事業、同法第六十三条の能力開発事業又は同法第六十四条の雇用福祉事業の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの
七十 厚生労働省又は職業能力開発促進法(昭和四十四年法律第百四十四号)第四十七条第一項に規定する指定試験機関	職業能力開発促進法による技能検定の合格証書の交付に関する事務であつて総務省令で定めるもの
七十一 社会保険庁	健康保険法(大正十一年法律第七十号)による同法第六十九条の九第二項の交付に関する事務であつて総務省令で定めるもの
七十二 社会保険庁	船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)による年金である給付に係る権利の裁定若しくは支給の停止の解除又は受給権者に係る届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの
七十三 社会保険庁	厚生年金保険法(昭和二十九年法律第百十五号)による年金である給付に係る権利の裁定若しくは支給の停止の解除又は受給権者に係る届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの
七十四 社会保険庁	厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成八年法律第八十二号)附則第十八条第三項又は第七項の規定により厚生年金保険の管掌者たる政府が支給するものとされた年金である給付に係る権利の決定若しくは支給の停止の解除又は受給権者に係る届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの
七十五 社会保険庁	厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律(平成十二年法律第百一号)附則第十八条第三項の規定により厚生年金保険の管掌者たる政府が支給するものとされた年金である給付に係る権利の決定若しくは支給の停止の解除又は受給権者に係る届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの
七十六 社会保険庁	国民年金法による被保険者の資格の取得の届出、年金である給付に係る権利の裁定若しくは支給の停止の解除又は受給権者に係る届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの
七十七 厚生労働省	戦傷病者戦没者遺族等援護法(昭和二十七年法律第百二十七号)による年金である給付の支給に関する事務であつて総務省令で定めるもの
七十八 農林水産省	卸売市場法(昭和四十六年法律第三十五号)による同法第十五条第一項の許可又は同法第二十一条第一項若しくは第二項の認可に関する事務であつて総務省令で定めるもの
七十九 農林水産省又は経済産業省	商品取引所法(昭和二十五年法律第二百二十九号)による同法第八条の二の許可、同法第十九条第一項の届出、同法第九十七条の二第三項の指定、同法第九十九条の二第二項の認可、同法第二百六条第一項の許可、同法第二百三十二条第一項の届出、同法第二百三十六条の四第一項の登録、同条第七項の更新又は同法第二百三十六条の四十の認可に関する事務であつて総務省令で定めるもの
八十 農林水産省又は経済産業省	商品投資に係る事業の規制に関する法律による同法第三十条の許可又は同法第三十三条第一項において準用する同法第八条第一項の更新若しくは同法第十条の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの
八十一 農林漁業団体職員共済組合	厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律による年金である給付の支給に関する事務であつて総務省令で定めるもの
八十二 農林水産省	主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律による同法第六条第一項若しくは同法第十条第二項(同法第二十七条第一項において準用する場合を含む。)の登録、同法第十一条第二項若しくは第十二条(これらの規定を同法第二十七条第一項において準用する場合を含む。)の届出又は同法第六十五条の二の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの

八十三 農林水産省	森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)による同法第二十五条第一項若しくは第二項の指定、同法第二十六条第一項若しくは第二項の指定の解除、同法第三十二条第一項(同法第三十三条の三及び第四十四条において準用する場合を含む。)の意見書の提出又は同法第三十三条の二第一項(同法第四十四条において準用する場合を含む。)の変更に関する事務であつて総務省令で定めるもの
八十四 経済産業省	計量法(平成四年法律第五十一号)による同法第四十条第一項若しくは第四十六條第一項の届出、同法第四十二条第一項(同法第四十六條第二項において準用する場合を含む。)の届出又は同法第六十二条第一項(同法第三十三条において準用する場合を含む。)の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの
八十五 独立行政法人産業技術総合研究所又は日本電気計器検定所	計量法による同法第七十九条第一項(同法第八十一条第三項において準用する場合を含む。)の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの
八十六 経済産業省	アルコール事業法(平成十二年法律第三十八号)による同法第三条第一項、第十六條第一項、第二十一條第一項若しくは第二十六條第一項の許可又は同法第八條第二項(同法第二十条、第二十五条及び第三十条において準用する場合を含む。)の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの
八十七 経済産業省又は環境省	特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律(平成十三年法律第六十四号)による同法第四十四条第一項の許可、同法第四十六條第一項の更新又は同法第四十七條第三項の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの
八十八 経済産業省	鉱業法(昭和二十五年法律第二百八十九号)による同法第二十一条第一項の許可、同法第四十二條の届出、同法第五十九條第一項の登録、同法第七十七條第一項の認可又は同法第八十四條第一項の登録に関する事務であつて総務省令で定めるもの
八十九 経済産業省	石油の備蓄の確保等に関する法律(昭和五十年法律第九十六号)による同法第十三條の登録又は同法第十七條第三項の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの
九十 経済産業省	深海底鉱業暫定措置法(昭和五十七年法律第六十四号)による同法第四条第一項の許可、同法第十条第二項若しくは第三項若しくは第十五條の届出、同法第十八條第一項の認可又は同法第四十条の認定に関する事務であつて総務省令で定めるもの
九十一 経済産業省	火薬類取締法(昭和二十五年法律第四百十九号)による同法第三十一条第三項の試験(経済産業大臣が行うものに限る。)の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの
九十二 火薬類取締法第三十一条の三第一項に規定する指定試験機関	火薬類取締法による同法第三十一条第三項の試験の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの
九十三 高圧ガス保安協会	高圧ガス保安法(昭和二十六年法律第二百四号)第五十九条の二十八第一項第四号の四に規定する液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(昭和四十二年法律第四百十九号)第三十八條の四の二第一項の免状交付事務の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの
九十四 経済産業省	電気工事士法(昭和三十五年法律第三十九号)による同法第四条の二第一項の交付又は同法第七項の書換えに関する事務であつて総務省令で定めるもの
九十五 経済産業省	電気工事業務の業務の適正化に関する法律(昭和四十五年法律第九十六号)による同法第三条第一項若しくは第三項の登録又は同法第十条第一項の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの
九十六 経済産業省又は環境省	特定家庭用機器再商品化法(平成十年法律第九十七号)による同法第二十三条第一項又は第二十四条第一項の認定に関する事務であつて総務省令で定めるもの
九十七 国土交通省	建設業法(昭和二十四年法律第百号)による建設業の許可に関する事務であつて総務省令で定めるもの
九十八 国土交通省又は建設業法第二十七条の二第一項に規定する指定試験機関	建設業法による技術検定の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの
九十九 国土交通省又は建設業法第二十七条の十九第一項に規定する指定資格者証交付機関	建設業法による監理技術者資格者証の交付に関する事務であつて総務省令で定めるもの

百 国土交通省	浄化槽法(昭和五十八年法律第四十三号)による浄化槽設備 士免状の交付に関する事務であつて総務省令で定めるもの
百一 国土交通省	宅地建物取引業法(昭和二十七年法律第七十六号)による 宅地建物取引業の免許に関する事務であつて総務省令で定 めるもの
百二 国土交通省又はマンシ ョンの管理の適正化の推進に 関する法律(平成十二年法律第 百四十九号)第三十六条第一 項に規定する指定登録機関	マンシヨンの管理の適正化の推進に関する法律による同法 第三十条第一項の登録に関する事務であつて総務省令で定 めるもの
百三 国土交通省	マンシヨンの管理の適正化の推進に関する法律による同法 第四十四条第一項若しくは第三項又は第五十九条第一項の 登録に関する事務であつて総務省令で定めるもの
百四 国土交通省	旅行業法(昭和二十七年法律第二百二十九号)による旅行業 の登録に関する事務であつて総務省令で定めるもの
百五 国土交通省又は旅行業法 第二十二條の二第二項に規定 する旅行業協会	旅行業法による旅行業務取扱主任者試験の実施に関する事 務であつて総務省令で定めるもの
百六 国土交通省又は地域伝統 芸能等を活用した行事の実施 による観光及び特定地域商工 業の振興に関する法律(平成 四年法律第八十八号)第十二 条第一項に規定する指定認定 機関	地域伝統芸能等を活用した行事の実施による観光及び特定 地域商工業の振興に関する法律による地域伝統芸能等通訳 案内業の認定の実施に関する事務であつて総務省令で定め るもの
百七 国土交通省又は国際観光 ホテル整備法(昭和二十四 年法律第二百七十九号)第十九 条第一項に規定する指定登録 機関	国際観光ホテル整備法によるホテル又は旅館の登録に関す る事務であつて総務省令で定めるもの
百八 国土交通省	不動産の鑑定評価に関する法律(昭和三十八年法律第五 十二号)による同法第三條の不動産鑑定士試験の実施、同 法第十五條第一項若しくは第十八條の登録、同法第十九條 第一項の届出又は同法第二十二條第一項若しくは第三項、 第二十六條第一項若しくは第二十七條第一項の登録に関す る事務であつて総務省令で定めるもの
百九 国土交通省	建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十一号)による同法第七 十七條の五十八第一項若しくは第七十七條の六十の登録又 は同法第七十七條の六十一の届出に関する事務であつて総 務省令で定めるもの
百十 国土交通省	建築士法(昭和二十五年法律第二百一十一号)による一級建築士 の免許に関する事務であつて総務省令で定めるもの
百十一 国土交通省	道路運送車両法(昭和二十六年法律第八十五号)による同 法第十二條第一項の変更登録、同法第五十九條第一項の新 規検査、同法第六十七條の記入、同法第七十一條第四項の 交付又は同法第九十七條の三第一項の届出に関する事務で あつて総務省令で定めるもの
百十二 国土交通省	自動車損害賠償保障法(昭和三十年法律第九十七号)による 同法第七十二條第一項の損害のてん補に関する事務であつ て総務省令で定めるもの
百十三 国土交通省	港湾運送事業法による同法第七條の登録に関する事務であ つて総務省令で定めるもの
百十四 国土交通省	船舶法による同法第五條の二第一項の検認又は同法第十五 條の仮船舶国籍証書に関する事務であつて総務省令で定め るもの
百十五 国土交通省又は小型船 舶検査機構	小型船舶の登録等に関する法律(平成十三年法律第二百一 号)による同法第六條第一項の新規登録、同法第九條第一項の 変更登録又は同法第十條第一項の移転登録に関する事務で あつて総務省令で定めるもの
百十六 国土交通省	小型船舶の登録等に関する法律による同法第二十五條第一 項の交付又は同法第五項の検認に関する事務であつて総務 省令で定めるもの
百十七 国土交通省	航空法(昭和二十七年法律第二百三十一号)による同法第五 條の新規登録、同法第七條の変更登録、同法第七條の二の 移転登録、同法第八條の抹消登録、同法第二十二條の航空 従事者技能証明、同法第三十一條第一項の航空身体検査証 明又は同法第三十五條第一項第一号の許可に関する事務で あつて総務省令で定めるもの
百十八 気象庁	気象業務法(昭和二十七年法律第六十五号)による同法第 十七條第一項の許可又は同法第二十四條の二十の登録に関 する事務であつて総務省令で定めるもの

百十九 国家公務員法(昭和二十二年法律第二十号)第四十八条に規定する試験機関 百二十 人事院若しくは国家公務員災害補償法(昭和二十六年法律第九十一号)第三条第一項に規定する実施機関又は防衛庁	国家公務員法による同法第四十二條の試験の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの 国家公務員災害補償法(防衛庁の職員の給与等に関する法律(昭和二十七年法律第二百六十六号)において準用する場合を含む。による公務上の災害若しくは通勤による災害に対する補償又は福祉事業の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの	別表第二(第三十條の七關係)	提供を受ける区域内の市町村の執行機関	事 務	一 市町村長	同一都道府県の区域内の他の市町村の区域内に住所を移した選挙人が従前の市町村において当該都道府県の議会の議員又は長の選挙の投票をする場合において公職選挙法第四十四條第二項の規定により提示することとされている文書の交付に関する事務であつて総務省令で定めるもの	二 選挙管理委員会	同一都道府県の区域内の他の市町村の区域内に住所を移した選挙人に当該都道府県の議会の議員又は長の選挙の公職選挙法第四十九條の規定による投票を行わせることに關する事務であつて総務省令で定めるもの	三 市町村長	消防組織法(昭和二十二年法律第二百二十六号)による非常勤消防団員に係る損害補償又は非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する事務であつて総務省令で定めるもの	四 市町村長	予防接種法(昭和二十三年法律第六十八号)による同法第四十一條第一項の給付の支給に関する事務であつて総務省令で定めるもの	五 広島市又は長崎市の長	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(平成六年法律第十七号)による同法第二十四條第一項の医療特別手当、同法第二十五條第一項の特別手当、同法第二十六條第一項の原子爆弾小頭症手当、同法第二十七條第一項の健康管理手当、同法第二十八條第一項の保健手当、同法第三十一條の介護手当又は同法第三十二條の葬祭料の支給に関する事務であつて総務省令で定めるもの
六 指定都市の長	大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)による同法第五條第一項、第六條第二項、第八條第七項、第九條第四項又は附則第五條第一項(同法第三項において準用する場合を含む。)の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの	七 特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律(昭和二十五年法律第二十五号)第一項若しくは第二十九條第一項の登録、同法第二十八條及び第三十三條第一項において準用する同法第二十二條第一項の更新又は同法第二十八條及び第三十三條第一項において準用する同法第十三條第一項の届出に関する事務のうち、同法第八十條第四項の規定により同項の政令で定める市の長が行うこととされたものの実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの	八 市町村長	公営住宅法(昭和二十六年法律第九十三号)による同法第十六條第一項の家賃の決定又は同法第二十三條の入居者資格の確認に関する事務であつて総務省令で定めるもの	九 指定都市又は地方自治法第二百五十二條の二十二第一項の中核市の長	高齢者の居住の安定確保に関する法律(平成十三年法律第二十六号)による同法第三十條第一項の認定又は同法第五十六條の認可に関する事務であつて総務省令で定めるもの	十 公害健康被害の補償等に関する法律(昭和四十八年法律第九十一号)第四條第三項の政令で定める市(特別区を含む。)の長	別表第三(第三十條の七關係)	提供を受ける他の都道府県の執行機関	事 務	一 都道府県知事	特定非営利活動促進法による同法第十條第一項の認証、同法第二十三條第二項の届出又は同法第三十四條第三項の認証に関する事務であつて総務省令で定めるもの	二 都道府県知事	貸金業の規制等に関する法律による同法第三條第一項の登録、同法第二項の更新又は同法第八條第一項の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの

三 都道府県知事	恩給法(他の法律において準用する場合を含む。)による年金である給付の支給に関する事務であつて総務省令で定めるもの
四 都道府県知事	消防法による危険物取扱者免状の交付、危険物取扱者試験の実施、消防設備士免状の交付又は消防設備士試験の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの
五 都道府県知事	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律による同法第二十四条第一項の医療特別手当、同法第二十五条第一項の特別手当、同法第二十六条第一項の原子爆弾小頭症手当、同法第二十七条第一項の健康管理手当、同法第二十八条第一項の保健手当、同法第三十一条の介護手当又は同法第三十二条の葬祭料の支給に関する事務であつて総務省令で定めるもの
六 都道府県知事	職業能力開発促進法による職業訓練指導員の免許、職業訓練指導員試験の実施又は技能検定試験の実施その他技能検定に関する業務(同法第四十六条第二項の政令で定めるものに限る。)の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの
七 都道府県知事	家畜商法(昭和二十四年法律第二百八号)による同法第五条の登録に関する事務であつて総務省令で定めるもの
八 都道府県知事	主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律による同法第三十五条第一項の登録、同法第四十一条第一項及び第四十七條第一項において準用する同法第十条第二項の登録又は同法第四十一条第一項及び第四十七條第一項において準用する同法第四十一条第二項若しくは第十二条の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの
九 都道府県知事	森林法による同法第二十五条の二第一項若しくは第二項の指定、同法第二十六条の二第一項若しくは第二項の指定の解除、同法第二十七条第二項(同法第三十三条の三及び第四十四条において準用する場合を含む。)の經由、同法第三十二条第一項(同法第三十三条の三及び第四十四条において準用する場合を含む。)の經由若しくは意見書の提出又は同法第三十三条の二第一項の変更にに関する事務であつて総務省令で定めるもの
十 都道府県知事	計量法による同法第四十条第二項(同法第四十二条第三項において準用する場合を含む。)の經由、同法第四十六条第一項の届出、同法第五十一条第一項の届出、同法第五十二条において準用する同法第四十二条第一項の届出、同法第五十四条において準用する同法第六十二条第一項の届出又は同法第六十六条の八の規定により都道府県知事が行うこととされた事務の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの
十一 都道府県知事	大規模小売店舗立地法による同法第五条第一項、第六条第二項、第八条第七項、第九条第四項又は附則第五条第一項(同条第三項において準用する場合を含む。)の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの
十二 都道府県知事	特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律による同法第九条第一項、第二十五条第一項若しくは第二十九条第一項の登録、同法第十二条第一項(同法第二十八条及び第三十三条第一項において準用する場合を含む。)の更新又は同法第十三条第一項(同法第二十八条及び第三十三条第一項において準用する場合を含む。)の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの
十三 都道府県知事	火薬類取締法による同法第三十一条第三項の試験(都道府県知事が行うものに限る。)の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの
十四 都道府県知事	電気工事士法による同法第四条第二項の交付又は同条第七項の書換えに関する事務であつて総務省令で定めるもの
十五 都道府県知事	電気工業の業務の適正化に関する法律による同法第三条第一項若しくは第三項の登録又は同法第十条第一項の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの
十六 都道府県知事	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律による同法第三十八条の四第一項の交付又は同法第五項の書換えに関する事務であつて総務省令で定めるもの
十七 都道府県知事	建設業法による建設業の許可に関する事務であつて総務省令で定めるもの

十八 都道府県知事	浄化槽法による浄化槽工事業の登録に関する事務であつて総務省令で定めるもの
十九 都道府県知事	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成十二年法律第百四号)による同法第二十一条第一項の登録又は同法第二十五条第一項の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの
二十 都道府県知事	宅地建物取引業法による宅地建物取引業の免許又は宅地建物取引主任者資格の登録に関する事務であつて総務省令で定めるもの
二十一 都道府県知事	旅行業法第二十四条の規定により都道府県知事が行うこととされた事務の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの
二十二 都道府県知事	不動産の鑑定評価に関する法律による同法第二十二条第一項若しくは第三項の登録、同法第二十三条第一項の經由、同法第二十六条第一項の登録、同法第二項の經由、同法第二十七条第一項の登録又は同法第三項の經由に関する事務であつて総務省令で定めるもの
二十三 都道府県知事	公営住宅法による同法第十八条第一項の家賃の決定又は同法第二十三条の入居者資格の確認に関する事務であつて総務省令で定めるもの
二十四 都道府県知事	高齢者の居住の安定確保に関する法律による同法第三十条第一項の認定又は同法第五十六条の認可に関する事務であつて総務省令で定めるもの
二十五 都道府県知事	建築基準法による同法第七十七条の六十三第一項の經由に関する事務であつて総務省令で定めるもの
二十六 都道府県知事	建築士法による二級建築士又は木造建築士の免許に関する事務であつて総務省令で定めるもの
二十七 都道府県知事	公害健康被害の補償等に関する法律による同法第三条第一項の補償給付の支給又は同法第四条第一項若しくは第二項の認定に関する事務であつて総務省令で定めるもの

別表第四(第三十条の七関係)	
提供を受ける他の都道府県の区域内の市町村の執行機関	事 務
一 市町村長	同一都道府県の区域内の他の市町村の区域内に住所を移した選挙人が従前の市町村において当該都道府県の議会の議員又は長の選挙の投票をする場合において公職選挙法第四十四条第二項の規定により提示することとされている文書の交付に関する事務であつて総務省令で定めるもの
二 市町村長	消防組織法による非常勤消防団員に係る損害補償又は非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する事務であつて総務省令で定めるもの
三 市町村長	予防接種法による同法第十一条第一項の給付の支給に関する事務であつて総務省令で定めるもの
四 広島市又は長崎市の長	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律による同法第二十四条第一項の医療特別手当、同法第二十五条第一項の特別手当、同法第二十六条第一項の原子爆弾小頭症手当、同法第二十七条第一項の健康管理手当、同法第二十八条第一項の保健手当、同法第三十一条の介護手当又は同法第三十二条の葬祭料の支給に関する事務であつて総務省令で定めるもの
五 指定都市の長	大規模小売店舗立地法による同法第五条第一項、第六条第二項、第八条第七項、第九条第四項又は附則第五条第一項(同条第三項において準用する場合を含む。)の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの
六 特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律による同法第二十五条第一項若しくは第二十九条第一項の登録、同法第二十八条及び第三十三条第一項において準用する同法第十二条第一項の更新又は同法第二十八条及び第三十三条第一項において準用する同法第十三条第一項の届出に関する事務のうち、同法第八十条第四項の規定により同項の政令で定める市の長が行うこととされたものの実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの	
七 市町村長	公営住宅法による同法第十八条第一項の家賃の決定又は同法第二十三条の入居者資格の確認に関する事務であつて総務省令で定めるもの

八 指定都市又は地方自治法第二百五十二條の二十二第一項の中核市の長	高齢者の居住の安定確保に関する法律第三十条第一項の認定又は同法第五十六條の認可に関する事務であつて総務省令で定めるもの
九 公害健康被害の補償等に関する法律第四條第三項の政令で定める市(特別区を含む)の長	公害健康被害の補償等に関する法律による同法第三條第一項の補償給付の支給又は同法第四條第一項若しくは第二項の認定に関する事務であつて総務省令で定めるもの

別表第五(第三十条の八関係)

- 一 特定非営利活動促進法による同法第十條第一項の認証、同法第二十三條第二項の届出又は同法第三十四條第三項の認証に関する事務であつて総務省令で定めるもの
- 二 貸金業の規制等に関する法律による同法第三條第一項の登録、同法第二項の更新又は同法第八條第一項の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの
- 三 恩給法(他の法律において準用する場合を含む)による年金である給付の支給に関する事務であつて総務省令で定めるもの
- 四 消防法による危険物取扱者免状の交付、危険物取扱者試験の実施、消防設備士免状の交付又は消防設備士試験の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの
- 五 旅券法による同法第三條第一項の発給、同法第八條第一項の渡航先の追加、同法第九條第一項の記載事項の訂正、同法第十條第一項の再発給又は同法第十二條第一項の査証欄の増補に関する事務であつて総務省令で定めるもの
- 六 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律による同法第二十四條第一項の医療特別手当、同法第二十五條第一項の特別手当、同法第二十六條第一項の原子爆弾小頭症手当、同法第二十七條第一項の健康管理手当、同法第二十八條第一項の保健手当、同法第三十一條の介護手当又は同法第三十二條の葬祭料の支給に関する事務であつて総務省令で定めるもの
- 七 職業能力開発促進法による職業訓練指導員の免許、職業訓練指導員試験の実施又は技能検定試験の実施その他技能検定に関する業務(同法第四十六條第二項の政令で定めるものに限る)の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの
- 八 児童扶養手当法(昭和三十六年法律第二百三十八号)による児童扶養手当の支給に関する事務であつて総務省令で定めるもの
- 九 特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和二十九年法律第二百二十四号)による特別児童扶養手当、障害児福祉手当若しくは特別障害者手当の支給又は国民年金法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第三十四号)附則第九十七條第一項の規定による福祉手当の支給に関する事務であつて総務省令で定めるもの
- 十 家畜商法による同法第三條第一項の免許又は同法第五條の登録に関する事務であつて総務省令で定めるもの
- 十一 主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律による同法第三十五條第一項の登録、同法第四十一條第一項及び第四十七條第一項において準用する同法第十條第二項の登録又は同法第四十一條第一項及び第四十七條第一項において準用する同法第十一條第二項若しくは第十二條の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの
- 十二 林業種苗法(昭和四十五年法律第八十九号)による同法第十條第一項の登録に関する事務であつて総務省令で定めるもの
- 十三 森林法による同法第二十五條の二第一項若しくは第二項の指定、同法第二十六條の二第一項若しくは第二項の指定の解除、同法第二十七條第二項(同法第三十三條の三及び第四十四條において準用する場合を含む)の經由、同法第三十二條第一項(同法第三十三條の三及び第四十四條において準用する場合を含む)の經由若しくは意見書の提出又は同法第三十三條の二第一項の変更に関する事務であつて総務省令で定めるもの
- 十四 計量法による同法第四十條第二項(同法第四十二條第三項において準用する場合を含む)の經由、同法第四十六條第一項の届出、同法第二項において準用する同法第四十二條第一項の届出、同法第五十一條第一項の届出、同法第二項において準用する同法第四十二條第一項の届出、同法第六十二條第一項の届出又は同法第六十八條の八の規定により都道府県知事が行うこととされた事務の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの
- 十五 大規模小売店舗立地法による同法第五條第一項、第六條第二項、第八條第七項、第九條第四項又は附則第五條第一項(同法第三項において準用する場合を含む)の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの
- 十六 特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律による同法第九條第一項、第二十五條第一項若しくは第二十九條第一項の登録、同法第十二條第一項(同法第二十八條及び第三十三條第一項において準用する場合を含む)の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの
- 十七 火薬類取締法による同法第三十一條第三項の試験(都道府県知事が行うものに限る)の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの
- 十八 電気工事士法による同法第四條第二項の交付又は同法第七項の書換えに関する事務であつて総務省令で定めるもの
- 十九 電気工事業務の適正化に関する法律による同法第三條第一項若しくは第三項の登録又は同法第十條第一項の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの
- 二十 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律による同法第三十八條の四第一項の交付又は同法第五項の書換えに関する事務であつて総務省令で定めるもの
- 二十一 建設業法による建設業の許可に関する事務であつて総務省令で定めるもの
- 二十二 浄化槽法による浄化槽工事業の登録に関する事務であつて総務省令で定めるもの
- 二十三 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律による同法第二十一條第一項の登録又は同法第二十五條第一項の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの
- 二十四 宅地建物取引業法による宅地建物取引業の免許又は宅地建物取引主任者資格の登録に関する事務であつて総務省令で定めるもの
- 二十五 旅行業法第二十四條の規定により都道府県知事が行うこととされた事務の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの

平成十四年十一月二十二日 参議院会議録第八号

行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案

二十六 通訳案内業法(昭和二十四年法律第二百十号)による通訳案内業の免許に関する事務であつて総務省令で定めるもの

二十七 不動産の鑑定評価に関する法律による同法第十二条の二、第十七条第一項、第十八条若しくは第十九条第二項の經由、同法第二十二條第一項若しくは第三項の登録、同法第二十三條第一項の經由、同法第二十六條第二項の登録、同法第二十七條第一項の登録又は同法第三項の經由に関する事務であつて総務省令で定めるもの

「又は電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)」を加える。

(政党助成法の一部改正)

第十七条 政党助成法(平成六年法律第五号)の一部を次のように改正する。

第四十条の次に次の一条を加える。

(電磁的記録又は電磁的方法による提出)

第四十条の二 第十八条第一項若しくは第二十九條第一項の支部報告書、第十八条第二項(第二十九條第三項において準用する場合を含む。)の領収書等若しくは残高証明等の写し、支部報告書若しくは支部総括文書、第二十九條第二項又は第三十條第一項の規定により提出すべきこれらの文書を含む。、第十九條第四項及び第二十九條第四項において準用する第十九條第一項の監査意見書又は第三十五條の文書の提出については、総務省令で定めるところにより、当該文書又は書面の提出に代えて電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものとして総務省令で定めるものをいう。)の提出又は電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて総務省令で定めるものをいう。次項において同じ。)をもつて行うことができる。この場合においては、当該文書又は書面により提出が行われたものとみなす。

2 前項の規定により、文書又は書面の提出が電磁的方法により行われたときは、政党の会計責任者又は政党の会計責任者であつた者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該政党の会計責任者

又は政党の会計責任者であつた者に到達したものとみなす。

(住民基本台帳法の一部を改正する法律の一部改正)

第十八条 住民基本台帳法の一部を改正する法律(平成十一年法律第百三十三号)の一部を次のように改正する。

附則第一条第一項に次の二号を加える。

四 附則第十一条の二の規定 行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成十四年法律第 号)の施行の日又はこの法律の施行の日のいずれか遅い日

五 附則第十一条の三の規定 行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の施行の日又は第三号に定める日のいずれか遅い日

附則第十一条の次に次の二条を加える。

(行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の一部改正)

第十一条の二 行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の一部を次のように改正する。

別表住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)の項を次のように改める。

住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)

第二十二條第一項、第二十三條、第二十四條、第二十五條及び第三十條の三第一項	第三條
第三十條の二第三項、第三十條の三第四項、第三十條の三第七項及び第三十條の四十	第四條

第十一条の三 行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の一部を次のように改正する。

別表住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)の項中「第二十四條」の下に「第二十四條の二第一項に規定する付記転出届をする場合及び同条第二項に規定する世帯員に関する付記転出届をする場合を除く。」を加え、「第三十條の二第三項」を「第十二條の二第四項、第三十條の二第三項」に改める。

第四章 法務省関係

(不動産登記法の一部改正)

第十九条 不動産登記法(明治三十二年法律第二十四号)の一部を次のように改正する。

第二十一条第四項に次のただし書を加える。

但行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成十四年法律第 号)第三條第一項ノ規定ニ依リ同項ニ規定スル電子情報処理組織ヲ使用シテ第一項(第二十四

条ノ二第三項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム)ニ規定スル交付ノ請求又ハ第二項(第二十四條ノ二第三項及ビ第二十四條ノ三第三項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム)ノ請求ヲ為ストキハ法務省令ノ定ムルトコロニ依リ現金ヲ以テ之ヲ為スコトヲ得

第二十六條第一項中「登記ハ」の下に「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律第三條第一項ノ規定ニ依リ同項ニ規定スル電子情報処理組織ヲ使用シテ申請スル場合ヲ除ク外」を加える。

第四十七條に次の一項を加える。

行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律第三條第一項ノ規定ニ依リ同項ニ規定スル電子情報処理組織ヲ使用シテ為ス登記ノ申請ニ付テハ第一項ノ規定中申請書ヘノ記載ニ関スル部分及ビ第二項ノ規定ハ之ヲ適用セズ

(行政手続法の一部改正)

第十六条 行政手続法(平成五年法律第八十八号)の一部を次のように改正する。

第八条第一項中「添付書類」の下に「その他の申請の内容を加える。

第三十五條第三項第二号中「含む。」の下に

第五百五十一条ノ第三項に次のただし書を加える。

但行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成十四年法律第二号)第三項ノ規定ニ依リ同項ニ規定スル電子情報処理組織ヲ使用シテ第一項、第二項又ハ第五項ノ請求ヲ為ストキハ法務省令ノ定ムルトコロニ依リ現金ヲ以テ之ヲ為スコトヲ得

(戸籍法の一部改正)

第二十條 戸籍法(昭和二十二年法律第二百二十四号)の一部を次のように改正する。

第百七十七條の六の次に次の一条を加える。

第百七十七條の七 行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成十四年法律第二号)以下この条において「情報通信技術利用法」という。(第三條第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用してする届出の届出地及び同項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用してする申請の申請地については、第四章及び第五章の規定にかかわらず、法務省令で定めるところによる。

第四十七條の規定は、情報通信技術利用法第三條第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用してした届出及び申請について準用する。

第四十條又は民法第七百四十一條若しくは第八百一十一條の規定による届出及び第四十一條の規定による証書の謄本の提出については、情報通信技術利用法第三條の規定は、適用しない。

戸籍及び除かれた戸籍については、情報通信技術利用法第六條の規定は、適用しない。

(商業登記法の一部改正)

第二十一條 商業登記法(昭和三十八年法律第二百二十五号)の一部を次のように改正する。

第十二條の二に次の一項を加える。

10 前項に規定する証明及び証明の請求について

では、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成十四年法律第二号)以下「情報通信技術利用法」という。(第三條及び第四條の規定は、適用しない。

第十三條第二項に次のただし書を加える。

ただし、情報通信技術利用法第三條第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して第十一條若しくは第十二條第一項又は同條第二項において準用する第十一條第二項の請求をするときは、法務省令で定めるところにより、現金をもつてすることができ。

第十六條第一項中「場合」の下に「及び情報通信技術利用法第三條第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する場合」を加える。

第二十一條の見出しを「(受付)」に改め、同條に次の一項を加える。

2 情報通信技術利用法第三條第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用してする登記の申請については、前項の規定中申請書への記載に関する部分は、適用しない。

第百十三條の五第二項に次のただし書を加える。

ただし、情報通信技術利用法第三條第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して第百十三條の三又は前條第一項若しくは第二項の請求をするときは、法務省令で定めるところにより、現金をもつてすることができ。

(電子情報処理組織による登記事務処理の円滑化のための措置等に関する法律の一部改正)

第二十二條 電子情報処理組織による登記事務処理の円滑化のための措置等に関する法律(昭和六十年法律第三十三号)の一部を次のように改正する。

第三條第四項に次のただし書を加える。

ただし、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成十四年法律第二号)第三條第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して第一項又は第二項の請求をするときは、法務省令で定めるところにより、現金をもつてすることができ。

(債権譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律の一部改正)

第二十三條 債権譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律(平成十年法律第四号)の一部を次のように改正する。

第十六條第二項に次のただし書を加える。

ただし、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成十四年法律第二号)第三條第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して前項各号の申請又は請求をするときは、法務省令で定めるところにより、現金をもつてすることができ。

(後見登記等に関する法律の一部改正)

第二十四條 後見登記等に関する法律(平成十一年法律第五十二号)の一部を次のように改正する。

第十一條第二項に次のただし書を加える。

ただし、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成十四年法律第二号)第三條第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して前項各号の嘱託、申請又は請求をするときは、法務省令で定めるところにより、現金をもつてすることができ。

(人権擁護法の一部改正)

第二十五條 人権擁護法(平成十四年法律第六十八号)の一部を次のように改正する。

第六十八條に次の一項を加える。

2 前項の規定により厚生労働大臣又は国土交通大臣が行う報告書の作成及び送付について

行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成十四年法律第二号)第十

二條の規定を適用する場合においては、同条中「当該手続等について規定する法令(会計検査院規則、人事院規則、国家公安委員会規則、公正取引委員会規則、公害等調整委員会規則、司法試験管理委員会規則、公安審査委員会規則、人権委員会規則、中央労働委員会規則及び船員中央労働委員会規則を除く。)を所管する内閣府又は各省の内閣府令又は省令」とあるのは、「厚生労働省令又は国土交通省令」とする。

第七十二條に次の一項を加える。

3 前項の規定による資料の写しの送付について行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律第十二條の規定を適用する場合においては、同条中「当該手続等について規定する法令(会計検査院規則、人事院規則、国家公安委員会規則、公正取引委員会規則、公害等調整委員会規則、司法試験管理委員会規則、公安審査委員会規則、人権委員会規則、中央労働委員会規則及び船員中央労働委員会規則を除く。)を所

管する内閣府又は各省の内閣府令又は省令」とあるのは、「厚生労働省令」とする。

第七十八條に次の一項を加える。

3 前項の規定による資料の写しの送付について行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律第十二條の規定を適用する場合においては、同条中「当該手続等について規定する法令(会計検査院規則、人事院規則、国家公安委員会規則、公正取引委員会規則、公害等調整委員会規則、司法試験管理委員会規則、公安審査委員会規則、人権委員会規則、中央労働委員会規則及び船舶中央労働委員会規則を除く。)を所管する内閣府又は各省の内閣府令又は省令」とあるのは、「国土交通省令」とする。

第七十九條第三項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 第一項において読み替えて準用する第六十二條第一項又は第二項の規定による資料の謄本又は抄本の交付について行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律第十二條の規定を適用する場合においては、同条中「当該手続等について規定する法令(会計検査院規則、人事院規則、国家公安委員会規則、公正取引委員会規則、公害等調整委員会規則、司法試験管理委員会規則、公安審査委員会規則、人権委員会規則、中央労働委員会規則及び船舶中央労働委員会規則を除く。)を所管する内閣府又は各省の内閣府令又は省令」とあるのは、「国土交通省令」とする。

附則第八條を第十條とし、第七條を第九條とし、第六條を第八條とし、第五條の次に次の二條を加える。

(行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の一部改正)

第六條 行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律第十二條中「公安審査委員会規則」の下に、「人権委員会規則」を、同条

ただし書中「公安審査委員会」の下に、「人権委員会」を加える。

(特定非営利活動促進法の一部改正)

第七條 特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第四十四條の二中「公安審査委員会規則」の下に、「人権委員会規則」を加える。

第五章 外務省関係

(旅券法の一部改正)

第二十六條 旅券法(昭和二十六年法律第二百六十七号)の一部を次のように改正する。

第三條に次の一項を加える。

5 行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成十四年法律第 号)第三條第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して一般旅券の発給を申請しようとする者は、第一項本文の規定にかかわらず、都道府県に出頭することを要しない。この場合において、同項第二号から第六号までに掲げる書類及び写真は、郵送その他の外務省令で定める方法により提出することができる。

第七條中第三項を第四項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項の場合において、都道府県知事は、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律第三條第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して一般旅券の発給を申請した者に一般旅券を交付するに当たり、当該申請者が人違いでないことを確認するものとし、その確認のため、外務省令で定めるところにより、これを立証する書類の提示又は提出を当該申請者に求めることができる。

第八條第三項中「及び第三項」を「及び第四項」に改める。

第九條第四項中「同条第三項」を「同条第四項」に改める。

第十二條第三項中「及び第三項」を「及び第四項」に改める。

第二十一條の三中「及び第二項」を「から第三項まで」に改める。

第六章 財務省関係

(財政法の一部改正)

第二十七條 財政法(昭和二十二年法律第三十四号)の一部を次のように改正する。

第三十四條第三項中「通知するとともに」の下に、「財務大臣が定める場合を除く」を加える。

第四十六條の次に次の三條を加える。

第四十六條の二 この法律又はこの法律に基づく命令の規定による手続については、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成十四年法律第 号)第三條及び第四條の規定は、適用しない。

第四十六條の三 この法律又はこの法律に基づく命令の規定により作成することとされている書類等(書類、調書その他文字、図形等)の知覚によつて認識することができ、情報記載された紙その他の有体物をいう。次条において同じ。については、当該書類等に記載すべき事項を記録した電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものとして財務大臣が定めるもの)をいう。次条第一項において同じ。の作成をもつて、当該書類等の作成に代えることができる。この場合において、当該電磁的記録は、当該書類等とみなす。

第四十六條の四 この法律又はこの法律に基づく命令の規定による書類等の提出について、当該書類等が電磁的記録で作成されている場合には、電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて財務大臣が定めるもの)をいう。次項において同じ。をもつて行うこと

ができる。

前項の規定により書類等の提出が電磁的方法によつて行われたときは、当該書類等の提出を受けるべき者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該提出を受けるべき者に到達したものとみなす。

(会計法の一部改正)

第二十八條 会計法(昭和二十二年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。

第十五條中「基いてを」を「基づいて」に、「以下国庫金振替書というを」を「以下「国庫金振替書」という。若しくは日本銀行をして支払をなさしめるための支払指図書(以下「支払指図書」という)に改める。

第二十四條第一項中「国庫金振替書」の下に「若しくは支払指図書」を加える。

第四十九條の次に次の三條を加える。

第四十九條の二 この法律又はこの法律に基づく命令の規定による手続その他の行為については、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成十四年法律第 号)第三條、第四條及び第六條の規定は、適用しない。

第四十九條の三 この法律又はこの法律に基づく命令の規定により作成することとされている書類等(書類、計算書その他文字、図形等)の知覚によつて認識することができ、情報記載された紙その他の有体物をいう。次項及び次条において同じ。については、当該書類等に記載すべき事項を記録した電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものとして財務大臣が定めるもの)をいう。次項及び次条第一項において同じ。の作成をもつて、当該書類等の作成に代えることができる。この場合において、当

前項の規定により書類等が電磁的記録で作成されている場合の記名押印については、記名押印に代えて氏名又は名称を明らかにする措置であつて財務大臣が定める措置を執らなければならぬ。

前項の規定により書類等の提出が電磁的方法によつて行われたときは、当該書類等の提出を受けるべき者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該提出を受けるべき者に到達したものとみなす。

第二十九条 国有財産法(昭和二十三年法律第七十三号)の一部を次のように改正する。

「目次中」第四章 台帳、報告書及び計算書」を
第四章 台帳、報告書及び計算書
第五章 雑則」に改める。

第三十二条第二項中「基く」を「基づく」に改め、「記載し」の下に、「又は記録し」を加える。
第四章の次に次の一章を加える。

（行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の適用除外）

第三十八條の二 この法律又はこの法律に基づき命令の規定による手続その他の行為については、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成十四年法律第 号)第三条、第四条及び第六条の規定は、適用しない。

第三十八條の三 この法律第三十一條の第三項を除く。又はこの法律に基づく命令の規定により作成することとされている報告書等（報告書その他の文字、図形等人の知覚によつて認識することができ、情報記載された紙

その他の有体物をいう。次条において同じ。〕
 については、当該報告書等に記載すべき事項
 を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的
 方式その他の知覚によつては認識すること
 ができない方式で作られる記録であつて、電
 子計算機による情報処理の用に供されるもの
 として財務大臣が定めるものをいう。次条第
 一項において同じ。）の作成をもつて、当該報
 告書等の作成に代えることができる。この場
 合において、当該電磁的記録は、当該報告書
 等とみなす。

第三十八條の四 この法律又はこの法律に基づく命令の規定による報告書等の提出については、当該報告書等が電磁的記録をもつて作成されている場合には、電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて財務大臣が定めるものをいう。次項において同じ。）をもつて行うことができる。

2 前項の規定により報告書等の提出が電磁的方法によって行われたときは、当該報告書等の提出を受けるべき者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該提出を受けるべき者に到達したものとみなす。

第三十条 外国為替及び外国貿易法(昭和二十四
年法律第二百二十八号)の一部を次のように改
正する。

第五十五条第二項に次のただし書を加える。

ただし、行政手続等における情報通信の

第 三 号 第三條第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して前項の報告をする場合には、当該銀行等又は郵政官署を経由しないで報告することができる。

第六十九條の二を次のように改める。

第六十九條の二 削除
政府契約の支払遅延防止等に関する法律の一
部改正)

第二十一条 政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和二十四年法律第二百五十六号)の一部を次のように改正する。

第四条中「左」を「次」に、「書面」を「書面（電磁

前記記録電子的方式、磁気的方式その他の知見によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。）（財務省令で定めるものに限る。）を「但し」を「たゞ」に改める。

第十条において同じ。」に、「但し」を「たゞ」に改める。

「契約書」を「契約書その作成に代へる場合における電磁的記録の作成がされている場合における電磁的記録を含む。」に改める。

第六條第一項中「支払請求書を受理した」を

支払請求を受けた」に改め、同条第二項を次のように改める。

求の内容の全部又は一部が不当であることを発見したときは、国は、その事由を明示してその請求を拒否する旨を相手方に通知するも

のとする。この場合において、その請求の内容の不当が軽微な過失によるときにあつては、当該請求の拒否を通知した日から国が相

手方の不当な内容を改めた支払請求を受けた

日までの期間は、約定期間に算入しないものとし、その請求の内容の不当が相手方の故意又は重大な過失によるときにあつては、適法

な支払請求があつたものとし、ないものとする。

に、「請求書を提出を」「支払請求を」に改める。
 第十一条の次に次の二条を加える。
 (行政手続等における情報通信の技術の利用
 に関する法律の適用除外)
 第十二条の二 この法律の規定による手続に

については、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第 号）第三条及び第四条の規定は、適

用しない。
(電磁的方法による手続)
第十一条の三 第五条、第六条及び第十条の規

定に基づき相手方が行う通知又は請求が電磁

的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて財務省令で定めるものをいう。次項において同じ。)により行われたときは、国の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に国に到達したものとみなす。

2 第六条第二項の規定に基づき国が行う通知が電磁的方法により行われたときは、相手方の使用に係る電子計算機に備えられたファイル

ルへの記録がされた時に当該相手方に到達し

たものとみなす。

(国家公務員等の旅費に関する法律の一部改正)

第三十二条 国家公務員等の旅費に関する法律

(昭和二十五年法律第百十四号)の一部を次のように改正する。

を「に」、「但し」を「ただし」に、「口頭により旅行命令等を発し、又はこれを変更することができる」を「この限りでない」に改め、同条第五項中

「旅行命令権者は、口頭により旅行命令等を発

し、又はこれを變更したを「前項ただし書の規定により旅行命令簿等を提示しなかつた」に、「すみやかに」を「速やかに」に、「を記載を」の

記載又は記録を」に改め、同条第六項中「記載事項及び様式」を「記載事項又は記録事項、様式そ

他の必要な事項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項の次に次の一項を加える。

6 前二項の旅行命令簿等の提示については、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成十四年法律第 号)第四条の規定は、適用しない。

第十三条第一項中「に必要な書類を」(当該請求書に記載すべき事項を記録した電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう)を含む。以下この条において同じ。))に必要な資料」を「此の場合」を「この場合」に、「添付書類」を「資料」に、「その書類を」その資料に改め、同条第五項中「添付書類を」資料に、「記載事項を」記載事項又は記録事項に、「前項を」第四項に改め、「給与の種類」の下に「その他の必要な事項」を加え、同項を同条第八項とし、同条第四項の次に次の三項を加える。

5 第一項の請求書又は資料が電磁的記録で作成されているときは、電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて財務大臣が定めるものをいう。次項において同じ。))をもつて提出することができる。

6 前項の規定により請求書又は資料の提出が電磁的方法により行われたときは、支出官等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がなされた時に当該請求書又は資料を提出したものとみなす。

7 第一項の請求書又は資料の提出については、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律第三条の規定は、適用しない。

(予算執行職員等の責任に関する法律の一部改正)

第三十三条 予算執行職員等の責任に関する法律

(昭和二十五年法律第七十二号)の一部を次のように改正する。

第五条第一項中「作製し」を「作成し」に、「添えて」を「添え、書面をもつて」に、「但し」を「ただし」に改める。

第八条第一項中「その理由を」を「その理由を」に改める。

第十一条の次に次の三項を加える。

(行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の適用除外)

第十二条 第五条第一項(第九条第二項において準用する場合を含む。次条及び第十四条において同じ。))の規定による再審の請求又は第八條第一項(第九條第二項において準用する場合を含む。次条及び第十四条において同じ。))の規定による意見の表示については、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成十四年法律第 号)第三条及び第四条の規定は、適用しない。

(電磁的記録による作成)

第十三条 第五条第一項又は第八條第一項の規定により作成することとされている書類については、当該書類に記載すべき事項を記録した電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものとして財務大臣が定めるもの(第五条第一項の規定による書類については会計検査院規則をもつて定めるもの)をいう。次条第一項において同じ。))の作成をもつて、当該書類の作成に代えることができる。この場合において、当該電磁的記録は、当該書類とみなす。

第十四条 第五条第一項又は第八條第一項の規定による書類の提出については、当該書類が電磁的記録で作成されている場合には、電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第三十四条において同じ。))を作成する場合における当該電磁的記録を含む。以下「同じ。」を加える。

第三十四条中「(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第三十四条において同じ。))」を「(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第三十四条において同じ。))」に改める。

他の情報通信の技術を利用する方法であつて財務大臣が定めるもの(第五条第一項の規定による書類の提出については会計検査院規則をもつて定めるもの)をいう。次項において同じ。))をもつて行うことができる。

2 第五条第一項又は第八條第一項の規定による書類の提出が前項の規定により電磁的方法によつて行われたときは、当該書類の提出を受けるべき者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該提出を受けるべき者に到達したものとみなす。

(公庫の予算及び決算に関する法律の一部改正)

第三十四条 公庫の予算及び決算に関する法律(昭和二十六年法律第九十九号)の一部を次のように改正する。

第十八条第一項中「財産目録」の下に「これらの書類に記載すべき事項を記録した電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものとして財務大臣が定めるもの(第十九条第一項において同じ。))を含む。」を加える。

第十九条第一項中「毎事業年度の決算報告書」の下に「(当該決算報告書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。以下第二十一条までにおいて同じ。))」を加える。

(税理士法の一部改正)

第三十五条 税理士法(昭和二十六年法律第二百三十七号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第二号中「提出する書類の下に」を「その作成に代えて電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第三十四条において同じ。))を作成する場合における当該電磁的記録を含む。以下「同じ。」を加える。

第三十四条中「(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第三十四条において同じ。))」を「(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第三十四条において同じ。))」に改める。

第三十四条中「(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。))」を「(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。))」に改める。

(国税収納金整理資金に関する法律の一部改正)

第三十六条 国税収納金整理資金に関する法律(昭和二十九年法律第三十六号)の一部を次のように改正する。

第十条第一項中「国庫金振替書」の下に「若しくは支払指図書」を加える。

第十八条第一項中「作製し」を「(当該国税収納金整理資金受払計算書に記載すべき事項を記録した電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものとして財務大臣が定めるもの)を含む。以下この条において同じ。))を作成し」に改める。

(関税法の一部改正)

第三十七条 関税法(昭和二十九年法律第六十一号)の一部を次のように改正する。

第七条の九第二項中「承認に対する準用」の下に「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の適用除外」を加える。

第九条の四「証券で納付すること」を「証券で納付すること又は財務省令で定めるところによりあらかじめ税関長に届け出た場合に財務省令で定める方法により納付すること」に改める。

(輸入品に対する国内消費税の徴収等に関する法律の一部改正)

令で定める方法により納付すること(自動車重量税(自動車重量税法(昭和四十八年法律第八十九号)第十四条(税務署長による徴収)の規定により税務署長が徴収するものとされているものを除く。又は登録免許税(登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)第二十九条(税務署長による徴収)の規定により税務署長が徴収するものとされているものを除く。))の納付にあつては、自動車重量税法第十条の二(電子情報処理組織による申請又は届出の場合の納付の特例)又は登録免許税法第二十四条の二(電子情報処理組織による登記等の申請の場合の納付の特例)に規定する財務省令で定める方法により納付すること)を妨げない」とあるのは、「を妨げない」とするに改める。

(補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律の一部改正)

第三十九条 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和三十一年法律第七十九号)の一部を次のように改正する。

第二十六条の次に次の三條を加える。

(行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の適用除外)

第二十六条の二 この法律又はこの法律に基づく命令の規定による手続については、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成十四年法律第 号)第三條及び第四條の規定は、適用しない。

(電磁的記録による作成)

第二十六条の三 この法律又はこの法律に基づく命令の規定により作成することとされている申請書等(申請書、書類その他文字、図形等)の知覚によつて認識することができ、情報記載された紙その他の有体物をいう。次條において同じ。については、当該申請書等に記載すべき事項を記録した電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつて認識することができない方式で作られる

記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものとして各省各庁の長が定めるものをいう。次條第一項において同じ。の作成をもつて、当該申請書の作成に代えることができる。この場合において、当該電磁的記録は、当該申請書等とみなす。

(電磁的方法による提出)

第二十六条の四 この法律又はこの法律に基づく命令の規定による申請書等の提出については、当該申請書等が電磁的記録で作成されている場合には、電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて各省各庁の長が定めるものをいう。次項において同じ。))をもつて行うことができる。

2 前項の規定により申請書等の提出が電磁的方法によつて行われたときは、当該申請書等の提出を受けるべき者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該提出を受けるべき者に到達したものとみなす。

(物品管理法の一部改正)

第四十条 物品管理法(昭和三十一年法律第三号)の一部を次のように改正する。

第三十六条中「記載し」の下に、「又は記録し」を加える。

第四十条の次に次の三條を加える。

(行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の適用除外)

第四十条の二 この法律又はこの法律に基づく命令の規定による手続その他の行為については、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成十四年法律第 号)第三條、第四條及び第六條の規定は、適用しない。

(電磁的記録による作成)

第四十条の三 この法律又はこの法律に基づく命令の規定により作成することとされている

報告書等(報告書、物品増減及び現在額計算書その他文字、図形等)の知覚によつて認識することができ、情報記載された紙その他の有体物をいう。次條において同じ。については、当該報告書等に記載すべき事項を記録した電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつて認識することができ、電子計算機による情報処理の用に供されるものとして財務大臣が定めるものをいう。次條第一項において同じ。))の作成をもつて、当該報告書等の作成に代えることができる。この場合において、当該電磁的記録は、当該報告書等とみなす。

(電磁的方法による提出)

第四十条の四 この法律又はこの法律に基づく命令の規定による報告書等の提出については、当該報告書等が電磁的記録で作成されている場合には、電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて財務大臣が定めるものをいう。次項において同じ。))をもつて行うことができる。

2 前項の規定により報告書等の提出が電磁的方法によつて行われたときは、当該報告書等の提出を受けるべき者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該提出を受けるべき者に到達したものとみなす。

(国の債権の管理等に関する法律の一部改正)

第四十一条 国の債権の管理等に関する法律(昭和三十一年法律第一百四十四号)の一部を次のように改正する。

第十一条中「記載し」の下に、「又は記録し」を加える。

第二十一条第一項及び第二項中「記載」の下に「又は記録」を加える。

第三十六条第七号中「記載し」の下に、「又は

記録し」を加える。

第四十条の次に次の三條を加える。

(行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の適用除外)

第四十条の二 この法律又はこの法律に基づく命令の規定による手続その他の行為については、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成十四年法律第 号)第三條、第四條及び第六條の規定は、適用しない。

(電磁的記録による作成)

第四十条の三 この法律又はこの法律に基づく命令の規定により作成することとされている報告書等(報告書、債権現在額計算書その他文字、図形等)の知覚によつて認識することができ、情報記載された紙その他の有体物をいう。次條において同じ。については、当該報告書等に記載すべき事項を記録した電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつて認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものとして財務大臣が定めるものをいう。次條第一項において同じ。))の作成をもつて、当該報告書等の作成に代えることができる。この場合において、当該電磁的記録は、当該報告書等とみなす。

(電磁的方法による提出)

第四十条の四 この法律又はこの法律に基づく命令の規定による報告書等の提出については、当該報告書等が電磁的記録で作成されている場合には、電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて財務大臣が定めるものをいう。次項において同じ。))をもつて行うことができる。

2 前項の規定により報告書等の提出が電磁的方法によつて行われたときは、当該報告書等の提出を受けるべき者の使用に係る電子計算

機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該提出を受けるべき者に到達したものとみなす。

(国税徴収法の一部改正)

第四十二条 国税徴収法(昭和三十四年法律第四十七号)の一部を次のように改正する。

第四十一条第一項に後段として、次のように加える。

この場合において、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成十四年法律第 号)第三十一条第一項(電子情報処理組織による申請等)の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して入札がされる場合には、入札書に封をするに相当する措置であつて財務省令で定めるものをもつて当該封をするに代えることができる。

(農業近代化助成資金の設置に関する法律の一部改正)

第四十三条 農業近代化助成資金の設置に関する法律(昭和三十一年法律第二十三号)の一部を次のように改正する。

第八条第一項中「計算書」の下に「(当該計算書に記載すべき事項を記録した電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものとして財務大臣が定めるものをいう。)を含む。以下この条において同じ。)」を加える。

(国税通則法の一部改正)

第四十四条 国税通則法(昭和三十七年法律第六十六号)の一部を次のように改正する。

第三十四条第一項中「行なう」を「行う」に、「証券で納付すること」を「証券で納付すること又は財務省令で定めるところによりあらかじめ財務署長に届け出た場合に財務省令で定める方法により納付すること(自動車重量税(自動車

行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案

重量税法(昭和四十六年法律第八十九号)第十四条(税務署長による徴収)の規定により税務署長が徴収するものとされているものを除く。又は登録免許税(登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)第二十九条(税務署長による徴収)の規定により税務署長が徴収するものとされているものを除く。の納付にあつては、自動車重量税法第十条の二(電子情報処理組織による申請又は届出の場合の納付の特例)又は登録免許税法第二十四条の二(電子情報処理組織による登記等の申請等の場合の納付の特例)に規定する財務省令で定める方法により納付すること)に改める。

第八十七条に次の二項を加える。

5 前項の規定にかかわらず、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成十四年法律第 号)第九十三条第四項において「情報通信技術利用法」という。第三十一条第一項(電子情報処理組織による申請等)の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して審査請求がされた場合には、審査請求書の正副二通が提出されたものとみなす。

6 前項の審査請求に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第九十三条第五項において同じ。)については、審査請求書の正本又は副本とみなして、第八十八条第二項(処分経由による審査請求)及び第九十三条第一項(答弁書の提出等)の規定を適用する。

第九十三条第四項を同条第六項とし、同条第三項の次に次の二項を加える。

4 前項の規定にかかわらず、情報通信技術利用法第三十一条第一項(電子情報処理組織による申請等)の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して答弁書が提出された場

合には、答弁書の正副二通が提出されたものとみなす。

5 前項の答弁書に係る電磁的記録については、答弁書の副本とみなして、次項の規定を適用する。

(自動車検査登録特別会計法の一部改正)

第四十五条 自動車検査登録特別会計法(昭和三十九年法律第四十八号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「自動車検査登録印紙売渡収入の下に、道路運送車両法第百二条第二項ただし書の規定による手数料を加える。

(登録免許税法の一部改正)

第四十六条 登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。

目次中「第三十一条」の下に「第三十三条」を加える。

第五十三条第十三号中「認可」の下に「認定」を加える。

第八条第一項中「所在地の下に」(第二十四条の二第一項に規定する財務省令で定める方法により登録免許税を納付する場合にあつては、政令で定める場所)を加える。

第二十四条第一項中「認可」の下に「認定」を加え、同条の次に次の一条を加える。

(電子情報処理組織による登記等の申請等の場合の納付の特例)

第二十四条の二 登記等を受ける者又は官庁若しくは公署が行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成十四年法律第 号)第三十一条第一項(電子情報処理組織による申請等)の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して当該登記等の申請又は嘱託を行う場合には、登記等を受ける者は、当該登記等につき課されるべき登録免許税の額に相当する登録免許税を、第二十一条から前条までに定める方法によるほか、財務省令で定める方法により国に納付すること

ができる。

2 前項に規定する場合において、免許等につき課されるべき登録免許税の額に相当する登録免許税を同項に規定する財務省令で定める方法により国に納付するときは、当該免許等に係る登記機関は、当該免許等につき課されるべき登録免許税の納付の期限を定めなければならない。この場合には、その期限を当該免許等をする日から一月を経過する日後としなければならない。

3 第一項に規定する場合において、登記等につき課されるべき登録免許税の額に相当する登録免許税を第二十一条から前条までの規定により国に納付するときは、第二十一条及び第二十二条中「当該登記等の申請書」とあるのは「登記機関の定める書類」と、第二十三条第一項中「当該登記等の嘱託書」とあるのは「登記機関の定める書類」と、同条第二項中「登記等の嘱託書」とあるのは「登記機関の定める書類」と読み替えて適用するものとする。

第二十五条中「前条第一項」を「第二十四条第一項」に、「にあつては、当該書類が提出されたとき」と及び前条第二項の納付の期限が免許等をした日後である場合にあつては、財務省令で定めるときに改め、「次条第三項の規定」の下に「(前条第三項の規定により読み替えて適用される第二十一条又は第二十三条第二項の規定を含む。)」を加え、「官庁」を「第二十三条の官庁」に、「場合」は「を、場合」にあつては「に」。以下この章において同じ。を」とし、前条第三項の規定により第二十一条及び第二十三条第二項の規定が読み替えて適用される場合にあつては登記機関の定める書類とするに改める。

第二十六条第一項中「免許等である場合には、第二十四条第一項に規定する書類を」官庁又は公署の嘱託による場合にあつては当該登記等の嘱託書とし、当該登記等が免許等である場合にあつては財務省令で定める書類とするに

(行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の適用除外)

第五十五条の二 第三条第一項の規定により電子情報処理組織を使用して行う申告等及び申告等に対する処分の通知については、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成十四年法律第 号)第三条(電子情報処理組織による申請等)及び第四条(電子情報処理組織による処分通知等)の規定は、適用しない。

(決算調整資金に関する法律の一部改正)

第五十一条 決算調整資金に関する法律(昭和五十三年法律第四号)の一部を次のように改正する。

第十条第一項中「計算書」の下に「(当該計算書に記載すべき事項を記録した電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものとして財務大臣が定めるものをいう)を含む。以下この条において同じ。)」を加える。

(登記特別会計法の一部改正)

第五十二条 登記特別会計法(昭和六十年法律第五十四号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「受入金」の下に「不動産登記法(明治三十二年法律第二十四号)第二十一条第四項ただし書及び第五十一条ノ三第七項ただし書並びに商業登記法(昭和三十八年法律第二百二十五号)第十三条第二項ただし書及び第一百二十三条の五第二項ただし書の規定(他の法令において準用する場合を含む。並びに電子情報処理組織による登記事務処理の円滑化のための措置等に関する法律(昭和六十年法律第三十三号)第三条第四項ただし書、債権譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律(平成十年法律第四百号)第十六条第二項ただし書、後見登記等に関する法律(平成十一年法律第五百一十号)

第十一条第二項ただし書及び「収入金及び」を「収入金並びに」に改める。

(電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律の一部改正)

第五十三条 電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律(平成十年法律第二十五号)の一部を次のように改正する。

第九条の次に次の一条を加える。

(行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の適用除外)

第九条の二 国税関係帳簿書類については、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成十四年法律第 号)第六条(行政機関等の電磁的記録による作成等)の規定は、適用しない。

(中小企業総合事業団法の一部改正)

第五十四条 中小企業総合事業団法(平成十一年法律第十九号)の一部を次のように改正する。

第三十一条第一項中「財務諸表の下に」(当該財務諸表に記載すべき事項を記録した電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものとして財務大臣が定めるものをいう。第四項において同じ。))を含む。」を加え、同条第四項中「関係する決算報告書」の下に「(当該決算報告書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。第九項において同じ。)」を加える。

(国際協力銀行法の一部改正)

第五十五条 国際協力銀行法(平成十一年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。

第四十条第一項中「貸借対照表の下に」(これらの書類に記載すべき事項を記録した電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものとして財務大臣が定めるものをいう。以下この条において同じ。))を含む。」を加える。

(日本政策投資銀行法の一部改正)

第五十六条 日本政策投資銀行法(平成十一年法律第七十三号)の一部を次のように改正する。

第三十八条第一項中「貸借対照表」の下に「(これらの書類に記載すべき事項を記録した電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものとして財務大臣が定めるものをいう。以下この条及び第四十条第一項において同じ。))を含む。」を加え、同条第四十

項中「(当該損益計算書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。))」を加える。

第四十条第一項中「毎事業年度の決算報告書」の下に「(当該決算報告書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。))」を加える。

(貨幣回収準備資金に関する法律の一部改正)

第五十七条 貨幣回収準備資金に関する法律(平成十四年法律第四十二号)の一部を次のように改正する。

第十三条第一項中「計算書」の下に「(当該計算書に記載すべき事項を記録した電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものとして財務大臣が定めるものをいう。以下この条において同じ。))を含む。」を加える。

第七章 厚生労働省関係

(食品衛生法の一部改正)

第五十八条 食品衛生法(昭和二十二年法律第二百三十三号)の一部を次のように改正する。

第二条第七項を削る。

第五条第二項ただし書中「第二条第七項の電子計算機を、厚生労働省の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。))」に改める。

第十八条の二を削る。

(社会保険労務士法の一部改正)

第五十九条 社会保険労務士法(昭和四十三年法律第八十九号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第一号中「に基づいて」の下に「申請書等」を加え、「(以下申請書等」という」を「その作成に代えて電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第二号において同じ。))」を作成する場合における当該電磁的記録を含む。」をいう。以下同じに改め、同項第二号中「(第一号に掲げる書類を、その作成に代えて電磁的記録を作成する場合における当該電磁的記録を含む。申請書等」に改める。

(植物防疫法の一部改正)

第六十条 植物防疫法(昭和二十五年法律第五十一号)の一部を次のように改正する。

第二条第五項を削る。

第六条第一項第二号中「第二条第五項の電子計算機を、植物防疫所の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。))」に改める。

第九条の二を削る。

(家畜伝染病予防法の一部改正)

第六十一条 家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第六十六号)の一部を次のように改正する。

目次中「第四十八條の二」を「第四十八條」に改める。

第二條第三項を削る。

第三十七條第二項第二号中「第二條第三項の電子計算機」を「動物検疫所の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。)」に改める。

第四十八條の二を削る。

(種苗法の一部改正)

第六十二條 種苗法(平成十年法律第八十三号)の一部を次のように改正する。

第四十五條第二項を削り、同条第三項を同条第二項とする。

第四十六條第一項第二号中「若しくは抄本又は品種登録簿のうち磁気ディスクをもって調製した部分に記録されている事項を記載した書類」を「又は抄本に改める。」

第九章 経済産業省関係

(鉱業法の一部改正)

第六十三條 鉱業法(昭和二十五年法律第二百八十九号)の一部を次のように改正する。

第二十一條第二項中「取扱」を「取扱い」に改め、「第一種郵便物」の下に「その他の経済産業省令で定める方法」を加え、「左に」を「次に」に改める。

(割賦販売法の一部改正)

第六十四條 割賦販売法(昭和三十六年法律第五十九号)の一部を次のように改正する。

第十二條第二項及び第三十二條第二項に次のただし書を加える。

ただし、経済産業省令で定める場合は、登記簿の謄本の添付を省略することができる。
(半導体集積回路の回路配置に関する法律の一部改正)

第六十五條 半導体集積回路の回路配置に関する法律(昭和六十年法律第四十三号)の一部を次のように改正する。

第二十八條第一項及び第四項中「第四十八條第二項」を「第四十八條第一項」に改める。

第四十八條の見出しを「謄本等の交付及び閲覧等の請求」に改め、同条第一項を削り、同条第二項中「若しくは回路配置原簿のうち磁気テープをもって調製した部分に記録されている事項を記載した書類」を削り、同項を同条第一項とし、同条第三項を同条第二項とする。

第四十九條第一項第三号中「前条第二項」を「前条第一項」に、「若しくは抄本又は回路配置原簿のうち磁気テープをもって調製した部分に記録されている事項を記載した書類」を「又は抄本に改め、同条第四号中「前条第二項」を「前条第一項」に改める。

(工業所有権に関する手続の特例に関する法律の一部改正)

第六十六條 工業所有権に関する手続の特例に関する法律(平成二年法律第三十号)の一部を次のように改正する。

目次中「第四十條・第四十一條」を「第四十條・第四十二條」に、「第四十二條・第四十三條」を「第四十三條・第四十五條」に改める。

第一條中「及び商標法(昭和三十四年法律第二百七十七号)」を「商標法(昭和三十四年法律第二百七十七号)及び特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律(昭和五十三年法律第三十号)以下「国際出願法」という。」に改める。

第二條第一項中「入出力装置」とを「電子計算機」とに改め、同条第二項中「商標法」の下に「国際出願法」を加え、同条第三項中「又は商標法」を「商標法又は国際出願法」に改める。

第三條第一項中「若しくは」の下に「経済産業大臣を加え、「政令」を「経済産業省令」に改め、同条第二項中「前条第一項」の下に「特許庁の使用に係る」を加える。

第四條第一項中「特許庁長官」を「経済産業大臣、特許庁長官」に、「判定若しくは特許異議の申立て若しくは登録異議の申立て若しくは審判に関する記録」を「審判に関する記録その他の特許等関係法令の規定により文書をもって行うもの」と改め、同条第三項中「入出力装置」を「電子計算機」に改める。

第六十六條第一項中「政令」を「経済産業省令」に改める。

のとされている行為」に、「政令」を「経済産業省令」に改め、同条第三項を削る。

第五條第一項中「特許庁長官」を「経済産業大臣、特許庁長官」に、「政令」を「経済産業省令」に改め、同条第三項中「入出力装置」を「電子計算機」に改める。

第六條第一項中「政令」を「経済産業省令」に改める。

第七條第一項中「(政令で定める手続を除く。)」を「(以下「指定特束手続」という。)」に、「政令で定める期間内」を「経済産業省令で定める期間内」に改め、同条第二項中「特束手続(前項の政令で定める手続を除く。)」を「指定特束手続」に、「同項」を「前項」に改める。

第八條第一項中「特束手続その他」を「指定特束手続その他経済産業大臣」に、「政令で定めるもの」を「経済産業省令で定めるもの」に、「特束手続等」を「指定特束手続等」に、「特束手続(前条第一項の政令で定める手続を除く。)」を「指定特束手続」に、「同項」を「前条第一項」に改め、同条第二項中「特束手続等」を「指定特束手続等」に改める。

第十一條中「政令」を「経済産業省令」に改める。

第十二條第一項中「政令」を「経済産業省令」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、国際出願(国際出願法第二條に規定する国際出願をいう。以下同じ。)に係る事項については、この限りでない。

第十二條第一項第一号中「事項」の下に「(経済産業省令で定める手続に係る事項に限る。)」を加え、同項第二号中「政令」を「経済産業省令」に改め、同条第二項に次のただし書を加える。

ただし、国際出願に係る事項については、この限りでない。

願法第八條第四項、第十二條第三項若しくは第十八條第一項の手数料(経済産業省令)に改め、同条第二項に次のただし書を加える。

ただし、経済産業省令で定める場合には、経済産業省令で定めるところにより、現金をもって納めることができる。

第四十四條を第四十五條とし、第四十三條を第四十四條とし、第四十一條を第四十三條とし、第五章中第四十一條の次に次の一條を加える。

(行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の適用除外)

第四十二條 特許等関係法令の規定による手続等(行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成十四年法律第 号)第二條第十号に規定する手続等をいう。)については、同法第三條から第六條までの規定は、適用しない。

第十章 国土交通省関係
(建設業法の一部改正)

第六十七條 建設業法(昭和二十四年法律第百号)の一部を次のように改正する。

第三十九條の四第三項を削る。
(海事代理士法の一部改正)

第六十八條 海事代理士法(昭和二十六年法律第三十二号)の一部を次のように改正する。

第一條中「若しくは」の下に「書類の複製」を「書類(その作成に代えて電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。))を作成する場合における当該電磁的記録を含む。))の作成に改める。
(道路運送車両法の一部改正)

ただし、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成十四年法律第三号)第三條第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して前項第一号、第二号、第五号、第七号から第十号まで又は第十二号の申請等をする場合には、国土交通省令で定めるところにより、現金をもつてすることが出来る。

(海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の一部改正)

第七十條 海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律(昭和四十五年法律第三十八号)の一部を次のように改正する。

第五十一條の三第二項に次のただし書を加える。

ただし、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成十四年法律第三号)第三條第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して前項各号の確認、登録、検査、交付又は再交付若しくは書換えに係る申請をする場合には、国土交通省令で定めるところにより、現金をもつてすることが出来る。

第十一章 環境省関係

(特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律の一部改正)

第七十一條 特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律(平成十一年法律第八十六号)の一部を次のように改正する。

第二條第七項を削る。

第二十條の見出しを(磁気ディスクによる届出等)に改め、同條第一項及び第二項中「電子情報処理組織を使用して又は」を削り、同條第三項及び第四項を削り、同條第五項中「電子情報処理組織を使用して又は」を削り、同項を同條第三項とする。

第二十二條第一項中第一号を削り、第一号を

第一号とし、第三号を第二号とし、第四号を第三号とし、同項に次の一号を加える。

四 第十條第一項の規定による請求及び第十一條の規定による開示に関する事項並びに第二十條第三項に定める事項については、経済産業大臣、環境大臣又は当該第一種指定化学物質等取扱事業者の行う事業を所管する大臣

附則

(施行期日)

第一條 この法律は、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成十四年法律第三号)の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第六條の規定 古物営業法の一部を改正する法律(平成十四年法律第 号)の公布の日又はこの法律の公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日

二 第七條の規定 私有地占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律(平成十四年法律第四十七号)附則第一條ただし書に定める日又はこの法律の施行の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日

三 第十一條 地方税法第五十一條の改正規定、同條の次に一條を加える改正規定及び同法第六十三條の改正規定に限る。、第十九條(不動産登記法第二十一條第四項及び同法第五十一條ノ三第七項にただし書を加える改正規定に限る。)、第二十一條(商業登記法第十三條第二項及び同法第十三條の五第二項にただし書を加える改正規定に限る。)、第二十二條から第二十四條まで、第三十七條(関税法第九條の四の改正規定に限る。)、第三十八條、第四十四條(国税通則法第三十四條第一項の改正規定に限る。)、第四十五條、第四十八條(自動車重量税法第十條の次に一條を加える改正規定に限る。)、第五十二條、第六十九條及び第七十條の規定 この法律の

公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日

四 第十五條の規定 住民基本台帳法の一部を改正する法律(平成十一年法律第三十三号)の施行の日又はこの法律の施行の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日

五 第十八條の規定 この法律の公布の日

六 第二十五條の規定 人権擁護法の施行の日又はこの法律の施行の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日

七 第五十七條の規定 貨幣回収準備資金に関する法律の施行の日又はこの法律の施行の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日

八 第六十六條中工業所有権に関する手続等の特例に関する法律第二條第一項、第三條から第八條まで、第十一條、第十二條及び第十四條の改正規定 この法律の公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日

九 附則第十條の規定 健康保険法等の一部を改正する法律(平成十四年法律第 号)の公布の日又はこの法律の公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日

十 附則第十一條の規定 証券決済制度等の改革による証券市場の整備のための関係法律の整備等に関する法律(平成十四年法律第 号)の公布の日又はこの法律の公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日

十一 附則第十二條の規定 行政機関の保有する個人情報保護に関する法律等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成十四年法律第 号)の公布の日又はこの法律の公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日

(地方税法の一部改正に伴う経過措置)

第二條 この法律の施行の日から平成十四年十二月三十一日まで期間における第十一條の規定による改正後の地方税法(次項において「新地方税法」という。)第三百五十八條の二の規定の適用については、同条中「第三百八十二條の二第一

項の規定による閲覧、第三百八十七條第一項の規定による備付け、同條第三項の規定による閲覧、第四百十五條第一項の規定による作成、第四百十六條第一項の規定による縦覧、第四百十九條第四項の規定による作成及び同條第六項」とあるのは「第三百八十七條第一項の規定による備付け並びに第四百十五條第一項及び第四百十九條第三項」と、「第四條、第五條」とあるのは「第五條」とする。

2 平成十五年一月一日から同年三月三十一日まで期間における新地方税法第三百五十八條の二の規定の適用については、同条中「第三百八十二條の二第一項の規定による閲覧、第三百八十七條第一項の規定による備付け、同條第三項の規定による閲覧」とあるのは「第三百八十七條第一項の規定による備付け」と、「第四條、第五條」とあるのは「第五條」とする。

(登録免許税に関する経過措置)

第三條 公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日までの間における納付すべき登録免許税についての第四十六條の規定による改正後の登録免許税法(以下この条において「新登録免許税法」という。)第二十四條の二の規定の適用については、同條第一項中「第二十一條から前条までに定める方法により国に納付すること」が「第二十一條から前条までに定める方法により国に納付しなければならない」とし、新登録免許税法第二十六條第四項並びに第三十一條第六項及び第七項の規定は、適用しない。

2 財務大臣が指定する登記等(登録免許税法第二條に規定する登記等をいう。以下この項において同じ。)を受ける者又は官庁若しくは公署が当該登記等の申請又は嘱託を前項の政令で定める日から財務大臣が指定する日までの間に行う場合における新登録免許税法第二十四條の二の規定の適用については、同條第一項中「第二十

一条から前条までに定める方法によるほか、財務省令で定める方法により国に納付することができる」とあるのは、「第二十一条から前条までに定める方法により国に納付しなければならぬ」とし、新登録免許税法第二十六条第四項並びに第三十一条第六項及び第七項の規定は、適用しない。

(罰則に関する経過措置)

第四条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第五条 前三条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(水産業協同組合法及び中小企業等協同組合法の一部改正)

第六条 次に掲げる法律の規定中「第七十条から」を「第六十九条の五から」に改める。

一 水産業協同組合法(昭和二十三年法律第二百四十二号)第九十五条の四

二 中小企業等協同組合法(昭和二十四年法律第二百八十一号)第八十八条

(漁業法の一部改正)

第七条 漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)の一部を次のように改正する。

第九十四条第一項の表第四十四条第一項の項中「事項の全部又は一部」を「全部若しくは一部の事項又は当該事項」に改める。

(農業委員会等に関する法律の一部改正)

第八条 農業委員会等に関する法律(昭和二十六年法律第八十八号)の一部を次のように改正する。

第十一条の表第十九条第四項の項中「事項の全部又は一部を記載した書類」第二十九條第二項において同じ。を「全部若しくは一部の事項又は当該事項を記載した書類」に改め、同表第四十四条第一項の項中「事項の全部又は一部」を「全部若しくは一部の事項又は当該事項」に改める。

(外国証券業者に関する法律の一部改正)

第九条 外国証券業者に関する法律(昭和四十六年法律第五号)の一部を次のように改正する。

第三十二条中「同項第二号ロ中「営業所」とあるのは「支店」と、同号ハを「同項第二号ロ」に、「イからハまで」を「イ又はロ」に改める。

(健康保険法等の一部を改正する法律の一部改正)

第十条 健康保険法等の一部を改正する法律(平成十四年法律第 号)の一部を次のように改正する。

附則第一条ただし書中「から施行する」を「から、附則第六十一条の二の規定は行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成十四年法律第 号)第十五条の規定の施行の日又はこの法律の施行の日のいずれか遅い日から施行する」に改める。

(住民基本台帳法の一部改正)

第六十一条の二 住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)の一部を次のように改正する。

別表第一の七十一の項中「第六十九条の九第二項」を「第六十六條第二項」に改める。

(証券決済制度等の改革による証券市場の整備のための関係法律の整備等に関する法律の一部改正)

第十一条 証券決済制度等の改革による証券市場の整備のための関係法律の整備等に関する法律の一部を次のように改正する。

附則第一条に次の一号を加える。

三 附則第八十条の二の規定 行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成十四年法律第 号)第十五条の規定の施行の日又は施行日のいずれか遅い日

附則第八十条の次に次の一条を加える。

(住民基本台帳法の一部改正)

第八十条の二 住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)の一部を次のように改正する。

別表第一の三の項中「第百五十六條の三第一項」を「第百五十六條の二十四第一項」に改める。

(行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部改正)

第十二条 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部を次のように改正する。

第十二条中「同条を」第百七十七條の七を第百七十七條の八とし、第百七十七條の六に改める。

第十六條を次のように改める。

(債権譲渡の對抗要件に関する民法の特例等に関する法律の一部改正)

第十六條 債権譲渡の對抗要件に関する民法の特例等に関する法律(平成十年法律第百四号)の一部を次のように改正する。

第十三條の次に次の一条を加える。

(行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律の適用除外)

第十三條の二 債権譲渡登記ファイルに記録されている保有個人情報(行政機関の保有する個人情報)の保護に関する法律(平成十四年法律第 号)第二條第三項に規定する保有個人情報(いう)については、同法第四章の規定は、適用しない。

第二十八條中半導体集積回路の回路配置に関する法律第四十八條に二項を加える改正規定を次のように改める。

第四十八條に次の一項を加える。

3 回路配置原簿又は第三條第二項の申請書若しくはこれに添付した図面その他の資料

に記録されている保有個人情報(行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(平成十四年法律第 号)第二條第三項に規定する保有個人情報(いう)については、同法第四章の規定は、適用しない。附則第五條中、「第十六條第一項」を「第十七條第一項」に「を削る。

審査報告書

電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律案

右は多数をもって可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

平成十四年十一月二十一日

総務委員長 山崎 力
参議院議長 倉田 寛之殿

要領書

一、委員会の決定の理由
本法律案は、電磁的方式による申請、届出その他の手続における電子署名の円滑な利用の促進を図るため、電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する制度その他必要な事項を定めるものであって、おおむね妥当な措置と認めらる。

なお、別紙の附帯決議を行った。
一、費用
本法施行のため、別に費用を要しない。

附帯決議

政府は、本法の施行に当たり、左記の事項の実現に努めるべきである。
一、電子政府、電子自治体の構築に当たっては、国民の理解を得つつ、行政サービスの質の向上を図られるよう情報通信基盤の整備を進めるとともに、地域間格差が生じないよう地方公共団体に對し、必要な支援を行うこと。

二、情報通信技術の利用の有無により行政サービスの内容に差異が生じることのないよう十分留意することともに、国民の情報通信利用技術の向上のための施策を一層進めること。

三、行政手続のオンライン化、地方公共団体の認証業務を行うに当たっては、情報の改ざん、漏えい、不正使用等が行われないよう、技術革新に対応したセキュリティ対策、個人情報保護のための措置を講じ、業務の信頼性・安全性が確保されるよう万全を期すること。

四、行政手続のオンライン等に從事する関係者のモラルの維持・向上、徹底したデータの管理、法令の遵守、責任体制の明確化を図ること。

五、プライバシー保護及び個人情報保護の重要性にかんがみ、住民基本台帳ネットワークシステムの目的外使用・安易な利用の拡大を行わないこと。

六、本年八月に稼働した住民基本台帳ネットワークシステムに関しては、セキュリティを確保する観点から、地方公共団体において、その実施状況を自ら点検し、必要に応じ外部監査を受けるようにするとともに、政府は住民基本台帳ネットワークシステムの運用状況等について適時公表すること。

七、行政手続のオンライン化が国民生活及び国民の権利に密接に関係することから、本法律施行に伴う政省令の制定及びその運用に当たっては、国会における論議及び地方公共団体等の意見を十分踏まえるとともに、状況の変化に応じた必要な見直しを行うこと。

電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律案

右
国会に提出する。

平成十四年六月七日

内閣総理大臣 小泉純一郎

電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律案

目次

第一章 総則(第一条・第二条)

第二章 認証業務

第一節 電子証明書(第三条・第十六条)

第二節 署名検証者に対する失効情報等の提供(第十七条・第十九条)

第三章 認証業務情報等の保護(第二十条・第三十三条)

第四章 指定認証機関(第三十四条・第五十四条)

第五章 雑則(第五十五条・第六十条)

第六章 罰則(第六十一条・第六十六条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する制度その他必要な事項を定めることにより、電磁的方式による申請、届出その他の手続における電子署名の円滑な利用の促進を図り、もって住民の利便性の向上並びに国及び地方公共団体の行政運営の簡素化及び効率化に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「電子署名」とは、電子署名及び認証業務に関する法律(平成十二年法律第百二二号)第二条第一項に規定する電子署名であつて、総務省令で定める基準に適合するものをいう。

2 この法律において「認証業務」とは、自らが行う電子署名についてその業務を利用する者以下「利用者」という。又は第十七条第四項に規定する署名検証者の求めに応じて行う利用者署名検証符号(当該利用者が電子署名を行うために

用いる符号(以下「利用者署名符号」という。))と総務省令で定めるところにより対応する符号であつて、当該電子署名が当該利用者署名符号を用いて行われたものであることを確認するため用いられるものをいう。以下同じ。が当該利用者に係るものであることの証明に関する業務をいう。

第二章 認証業務

第一節 電子証明書

(電子証明書の発行)

第三条 住民基本台帳に記録されている者は、その者が記録されている住民基本台帳を備える市町村(特別区を含む。以下同じ。)の市町村長(特別区の区長を含む。以下同じ。)を経由して、当該市町村を包括する都道府県の都道府県知事に對し、自己に係る電子証明書(利用者署名検証符号が当該利用者に係るものであることを証明するために作成される電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。)をいう。以下同じ。))の発行の申請をすることができ、

2 前項の申請をしようとする者(以下この条において「申請者」という)は、その者が記録されている住民基本台帳を備える市町村の市町村長(以下「住所地市町村長」という)に對し、政令で定めるところにより、当該申請者に係る住民票に記載されている事項のうち住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)第七条第一号から第三号まで及び第七号に掲げる事項同様に掲げる事項については、住所とする。を記載した申請書(以下この条において「申請書」という。)を提出しなければならない。

3 住所地市町村長は、前項の規定により申請書の提出を受けたときは、申請者が当該市町村の

備える住民基本台帳に記録されている者であることの確認(以下この条において「利用者確認」という)をするものとし、利用者確認のため、総務省令で定めるところにより、これを証明する書類の提示又は提出を申請者に求めることができる。

4 住所地市町村長により利用者確認を受けた申請者は、住所地市町村長の使用に係る電子計算機を用いて、総務省令で定める基準により、利用者署名符号及びこれと対応する利用者署名検証符号を作成し、これらを住民基本台帳法第三十条の四十四第一項に規定する住民基本台帳カードその他の総務省令で定める電磁的記録媒体(電磁的記録に係る記録媒体をいう。以下同じ。)に記録するとともに、当該利用者署名検証符号を住所地市町村長に通知するものとする。

5 住所地市町村長は、総務省令で定めるところにより、利用者確認をした申請者に係る申請書の内容及び利用者署名検証符号を都道府県知事に通知するものとする。

6 前項の規定による通知を受けた都道府県知事は、総務省令で定めるところにより、当該都道府県知事が電子署名を行った当該申請に係る電子証明書を発行し、これを住所地市町村長に通知するものとする。

7 前項の規定による通知を受けた住所地市町村長は、総務省令で定めるところにより、当該通知に係る電子証明書を第四項の電磁的記録媒体に記録して申請者に提供するものとする。

8 第五項の規定による申請書の内容及び利用者署名検証符号の通知並びに第六項の規定による電子証明書の通知は、総務省令で定めるところにより、住所地市町村長又は都道府県知事の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて相手方である都道府県知事又は住所地市町村長の使用に係る電子計算機に送信することによつて行うものとする。

(電子証明書の失効)

第十五条 電子証明書は、次の各号のいずれかに該当するときは、その効力を失う。

- 一 都道府県知事が第十一条の規定により失効申請等情報記録したとき。
- 二 都道府県知事が第十二条の規定により異動等失効情報記録したとき。
- 三 都道府県知事が第十三条の規定により記録誤り等に係る情報を記録したとき。
- 四 都道府県知事が前条の規定により発行者署名符号の漏えい等に係る情報を記録したとき。
- 五 電子証明書の有効期間が満了したとき。

2 都道府県知事は、前項第三号の規定により電子証明書の効力が失われたときは、記録誤り等があった電子証明書の発行を受けた利用者に対し、速やかに当該電子証明書に記録誤り等があった旨及び当該電子証明書の効力が失われた旨を通知しなければならない。

3 都道府県知事は、第一項第四号の規定により電子証明書の効力が失われたときは、総務省令で定めるところにより、遅滞なくその旨を公表しなければならない。

(失効情報ファイルの作成等)

第十六条 都道府県知事は、総務省令で定めるところにより、失効情報ファイル(一定の時点において保存されている失効情報)の保存期間及び保存する失効申請等情報、第十二条の規定により保存する異動等失効情報、第十三条の規定により保存する記録誤り等に係る情報及び第十四条の規定により保存する発行者署名符号の漏えい等に係る情報をいう。以下同じ。の集合物であつて、それらの失効情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したものをいう。以下同じ。を定期的に作成し、これを作成した日から政令で定める期

間保存しなければならない。

第二節 署名検証者に対する失効情報等の提供

(都道府県知事への届出等)

第十七条 行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律第二条第二号に規定する行政機関等(以下「行政機関等」という。)並びに電子署名及び認証業務に関する法律第八条に規定する認定認証事業者及び同法第二条第三項に規定する特定認証業務を行う者であつて政令で定める基準に適合するものとして総務大臣が認定する者(以下この項において「認定認証事業者等」という。)は、利用者から通知された電子署名が行われた情報について当該利用者が当該電子署名を行ったことを確認するため、都道府県知事に対して次条第一項の規定による同項に規定する保存期間に係る失効情報の提供及び同条第二項の規定による同項に規定する保存期間に係る失効情報ファイルの提供を求めようとする場合(認定認証事業者等)にあっては、同法第二条第三項に規定する特定認証業務を行う場合に限る。には、あらかじめ、当該都道府県知事に対し、総務省令で定めるところにより、これらの提供を求める旨の届出をしなければならない。

2 前項の認定(次項において「認定」という。)は、一年を下らない政令で定める期間(ことにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。

3 総務大臣は、次の各号のいずれかに該当するときは、認定を取り消すことができる。

- 一 認定を受けた者が第一項の政令で定める基準に適合しなくなったとき。
- 二 認定を受けた者が第十九条、第二十五条第一項又は第二十六条の規定に違反したとき。
- 三 認定を受けた者から第二十五条第一項に規定する受領した失効情報等の電子計算機処理

等(電子計算機処理(電子計算機を使用して行われる情報の入力、蓄積、編集、加工、修正、更新、検索、消去、出力又はこれらに類する処理をいう。又は情報の入力のための準備作業若しくは電磁的記録媒体の保管をいう。以下同じ。の委託を受けた者が同条第二項において準用する同条第一項の規定に違反したとき。

四 認定を受けた者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であつた者が第二十七条第一項の規定に違反したとき。

五 認定を受けた者から第二十五条第一項に規定する受領した失効情報等の電子計算機処理等の委託を受けた者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であつた者が第二十七条第二項の規定に違反したとき。

六 認定を受けた者の委託を受けて行う第二十五条第一項に規定する受領した失効情報等の電子計算機処理等に関する事務に従事している者又は従事していた者が第二十八条の規定に違反したとき。

4 第一項の届出を受けた都道府県知事及び当該届出をした者(以下「署名検証者」という。)は、当該都道府県知事が次条第一項及び第二項の規定により提供を行う情報の範囲その他当該提供を行うに当たつて合意しておくべきものとして総務省令で定める事項について、あらかじめ、取決を締結しなければならない。

(署名検証者に対する失効情報の提供等)

第十八条 都道府県知事は、次条第一項の規定による確認をしようとする署名検証者の求めがあつたときは、政令で定めるところにより、速やかに、保存期間に係る失効情報(第一項から第十四条までの規定による保存期間が経過していない失効情報をいう。以下同じ。)の提供を行うものとする。

2 都道府県知事は、署名検証者の求めに応じ、政令で定めるところにより、保存期間に係る失効情報ファイル(第十八条の規定による保存期間が経過していない失効情報)をいう。以下同じ。の提供を行うことができる。

3 都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当し、又は該当するおそれがあると認めるときは、署名検証者に対する前二項の規定による保存期間に係る失効情報及び保存期間に係る失効情報ファイルの提供を停止することができる。

- 一 署名検証者が次条、第二十五条第一項又は第二十六条の規定に違反したとき。
- 二 署名検証者から第二十五条第一項に規定する受領した失効情報等の電子計算機処理等の委託を受けた者が同条第二項において準用する同条第一項の規定に違反したとき。
- 三 署名検証者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であつた者が第二十七条第一項の規定に違反したとき。
- 四 署名検証者から第二十五条第一項に規定する受領した失効情報等の電子計算機処理等の委託を受けた者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であつた者が第二十七条第二項の規定に違反したとき。
- 五 署名検証者の委託を受けて行う第二十五条第一項に規定する受領した失効情報等の電子計算機処理等に関する事務に従事している者又は従事していた者が第二十八条の規定に違反したとき。

4 都道府県知事は、毎年少なくとも一回、第一項及び第二項の規定による保存期間に係る失効情報及び保存期間に係る失効情報ファイルの提供の状況について、総務省令で定めるところにより、報告書を作成し、これを公表するものとする。

(署名検証者の義務)

第十九条 署名検証者は、利用者から当該利用者

に係る利用署名符号を用いて電子署名が行われた情報及び電子証明書の通知を受領したときは、当該電子証明書が第十五条第一項の規定により効力を失っていないこと及び当該電子証明書に記載された利用署名符号に対応する利用署名符号を用いて当該電子署名が行われたことを確認しなければならない。

2 署名検証者は、利用者から通知された電子証明書を、当該電子証明書とともに通知された情報について行われている電子署名が当該電子証明書に記載された利用署名符号に対応する利用署名符号を用いて行われていることの確認以外の目的に利用してはならない。

第三章 認証業務情報等の保護

(認証業務情報の安全確保)
第二十条 都道府県知事が発行記録、失効情報及び失効情報ファイル(以下「認証業務情報」という。)の電子計算機処理等を行うに当たっては、当該都道府県知事は、当該認証業務情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の当該認証業務情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 前項の規定は、都道府県知事から認証業務情報の電子計算機処理等の委託を受けた者が受託した業務を行う場合について準用する。

(認証業務情報の利用及び提供の制限)

第二十一条 都道府県知事は、第十一条から第十四条までの規定による失効情報の記録のために発行記録を利用する場合、第十八条第一項の規定により保存期間に係る失効情報を提供する場合若しくは同条第二項の規定により保存期間に係る失効情報ファイルを提供する場合又は認証業務情報の利用につき当該認証業務情報に係る本人が同意した事務を遂行する場合を除き、認証業務情報を利用し、又は提供してはならない。

(都道府県の職員等の秘密保持義務)

第二十二条 電子証明書の発行に係る電子計算機処理等に関する事務又は認証業務情報の電子計算機処理等に関する事務に従事する都道府県の職員又は職員であった者は、その事務に関して知り得た電子証明書の発行若しくは認証業務情報に関する秘密又は電子証明書の発行に係る電子計算機処理等若しくは認証業務情報の電子計算機処理等に関する秘密を漏らしてはならない。

2 都道府県知事から電子証明書の発行に係る電子計算機処理等又は認証業務情報の電子計算機処理等の委託を受けた者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であった者は、その委託された業務に関して知り得た電子証明書の発行若しくは認証業務情報に関する秘密又は電子証明書の発行に係る電子計算機処理等若しくは認証業務情報の電子計算機処理等に関する秘密を漏らしてはならない。

(市町村の職員等の秘密保持義務)

第二十三条 電子証明書の提供に係る電子計算機処理等に関する事務に従事する市町村の職員又は職員であった者は、その事務に関して知り得た電子証明書の提供に係る電子計算機処理等に関する秘密を漏らしてはならない。

2 市町村長から電子証明書の提供に係る電子計算機処理等の委託を受けた者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であった者は、その委託された業務に関して知り得た電子証明書の提供に係る電子計算機処理等に関する秘密を漏らしてはならない。

(認証業務情報等に係る電子計算機処理等の受託者等の義務)

第二十四条 都道府県知事の委託を受けて行う電子証明書の発行に係る電子計算機処理等又は認証業務情報の電子計算機処理等に関する事務に従事している者又は従事していた者は、その事務に関して知り得た事項をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

従事している者又は従事していた者は、その事務に関して知り得た事項をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

2 市町村長の委託を受けて行う電子証明書の提供に係る電子計算機処理等に関する事務に従事している者又は従事していた者は、その事務に関して知り得た事項をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

(署名検証者による受領した失効情報等の安全確保)

第二十五条 第十八条第一項及び第二項の規定により保存期間に係る失効情報及び保存期間に係る失効情報ファイルの提供を受けた署名検証者がこれらの規定により提供を受けた保存期間に係る失効情報及び保存期間に係る失効情報ファイル(以下「受領した失効情報等」という。)の電子計算機処理等を行うに当たっては、当該署名検証者は、受領した失効情報等の漏えいの防止その他の当該受領した失効情報等の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 前項の規定は、署名検証者から受領した失効情報等の電子計算機処理等の委託を受けた者が受託した業務を行う場合について準用する。

(署名検証者の受領した失効情報等の利用及び提供の制限)

第二十六条 署名検証者は、第十九条第一項の規定により電子証明書が効力を失っていないことの確認をするために必要な範囲内で、受領した失効情報等を利用するものとし、受領した失効情報等の全部又は一部を当該確認以外の目的のために利用し、又は提供してはならない。

(署名検証者の職員等の秘密保持義務)

第二十七条 受領した失効情報等の電子計算機処理等に関する事務に従事する署名検証者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であった者は、その事務に関して知り得た受領した失効情報等に関する秘密又は受領した失効情報等の電子計算機処理等に関する秘密を漏らしてはならない。

効情報等に関する秘密又は受領した失効情報等の電子計算機処理等に関する秘密を漏らしてはならない。

2 署名検証者から、受領した失効情報等の電子計算機処理等の委託を受けた者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であった者は、その委託された業務に関して知り得た受領した失効情報等に関する秘密又は受領した失効情報等の電子計算機処理等に関する秘密を漏らしてはならない。

(受領した失効情報等に係る電子計算機処理等の受託者等の義務)

第二十八条 署名検証者の委託を受けて行う受領した失効情報等の電子計算機処理等に関する事務に従事している者又は従事していた者は、その事務に関して知り得た事項をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

(自己の認証業務情報の開示)

第二十九条 何人も、都道府県知事に対し、自己に係る認証業務情報について、政令で定める方法により、その開示(自己に係る認証業務情報が存在しないときにその旨を知らせることを含む。以下同じ。)を請求することができる。

2 都道府県知事は、前項の開示の請求があったときは、当該開示の請求をした者に対し、政令で定める方法により、当該開示の請求に係る認証業務情報について開示をしなければならない。

(開示の期限)

第三十条 前条第二項の開示は、当該開示の請求を受けた日から起算して三十日以内にしなければならない。

2 都道府県知事は、事務処理上の困難その他正当な理由により前項に規定する期間内に開示をすることができないときは、同項に規定する期間内に、当該開示の請求をした者に対し、同項

の期間内に開示をすることができない理由及び開示の期限を政令で定める方法により通知しなければならぬ。

(自己の認証業務情報の訂正等)

第三十一条 都道府県知事は、第二十九条第二項の規定により開示を受けた者から、政令で定める方法により、当該開示に係る認証業務情報についてその内容の全部又は一部の訂正、追加又は削除(以下この条において「訂正等」という。)を求められた場合には、遅滞なく調査を行い、その結果に基づき、当該認証業務情報の内容の訂正等を行わなければならない。

2 都道府県知事は、前項の規定に基づき求められた訂正等を行ったとき、又は訂正等を行わないう旨の決定をしたときは、第二十九条第二項の規定により開示を受けた者に対し、遅滞なく、その旨(訂正等を行ったときは、その内容を含む。)を政令で定める方法により通知しなければならない。

(苦情処理)

第三十二条 都道府県知事及び市町村長は、この法律の規定により当該都道府県及び市町村が処理する事務の実施に関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

(認証業務に関する情報の適正な使用)

第三十三条 都道府県知事及び市町村長は、認証業務及びこれに附帯する業務の実施に際して知り得た情報を認証業務及びこれに附帯する業務の用に供する目的以外に使用してはならない。

第四章 指定認証機関

(指定認証機関の指定等)

第三十四条 都道府県知事は、総務大臣の指定する者(以下「指定認証機関」という。)に、次に掲げる認証業務の実施に関する事務(以下「認証事務」という。)を行わせることができる。

一 第三条第五項の規定による電子証明書の発

行の申請書の内容及び利用者署名検証符号に係る通知の受理に係る電子計算機処理等並びに同条第六項の規定による電子証明書の発行に係る電子計算機処理等及び同項の規定による通知に係る電子計算機処理等

二 第八条の規定による発行記録の記録に係る電子計算機処理等及び発行記録の保存

三 第九条第二項において準用する第三条第五項の規定による電子証明書の失効の申請書の内容に係る通知の受理に係る電子計算機処理等及び第九条第三項の規定により送信される電子証明書の失効を求める旨の申請の受理に係る電子計算機処理等

四 第十条第二項において準用する第三条第五項の規定による利用者署名符号の漏えい等の届出書の内容に係る通知の受理に係る電子計算機処理等

五 第十一条から第十四条までの規定による失効情報の記録に係る電子計算機処理等及び失効情報の保存

六 第十五条第二項の規定による通知及び同条第三項の規定による公表

七 第十六条の規定による失効情報ファイルの作成及び保存

八 第十八条第一項の規定による保存期間に係る失効情報の提供に係る電子計算機処理等及び同条第二項の規定による保存期間に係る失効情報ファイルの提供に係る電子計算機処理等

九 第十八条第三項の規定による保存期間に係る失効情報及び保存期間に係る失効情報ファイルの提供の停止に係る電子計算機処理等

十 第十八条第四項の規定による報告書の作成及び公表

2 指定認証機関の指定は、認証事務を行おうとする者の申請により行う。

3 第一項の規定により指定認証機関にその認証事務を行わせることとした都道府県知事(以下「委任都道府県知事」という。)は、認証事務を行わないものとする。

4 委任都道府県知事は、指定認証機関に第一項の規定により指定認証機関が行う第三条第六項の規定による電子証明書の発行に係る電子計算機処理等に係る手数料(第六項において「発行手数料」という。)を指定認証機関の収入として收受させることができる。

5 委任都道府県知事は、指定認証機関に第一項の規定により指定認証機関が行う第十八条第一項の規定による保存期間に係る失効情報の提供に係る電子計算機処理等及び同条第二項の規定による保存期間に係る失効情報ファイルの提供に係る電子計算機処理等に係る手数料(次項において「情報提供手数料」という。)を指定認証機関の収入として收受させることができる。

6 前二項の場合における発行手数料及び情報提供手数料の額は、委任都道府県知事の統括する都道府県の条例で定めるところにより、指定認証機関が定めるものとする。この場合において、指定認証機関は、あらかじめ、当該発行手数料及び情報提供手数料の額について委任都道府県知事の承認を受けなければならない。

(指定認証機関への異動等失効情報の通知)

第三十五条 委任都道府県知事(住民基本台帳法第三十条の十三第三項に規定する委任都道府県知事を除く。次項において同じ。)は、同法第三十条の八第三項に規定する通知があったときは、速やかに当該通知に係る異動等失効情報を指定認証機関に通知するものとする。

2 前項の規定による通知は、総務省令で定めるところにより、委任都道府県知事の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて指定認証機関の使用に係る電子計算機に送信することによって行うものとする。

(指定の基準)
第三十六条 総務大臣は、第三十四条第二項の規定による申請が次に掲げる基準に適合していると認めるときでなければ、指定認証機関の指定をしてはならない。

一 職員、設備、認証事務等(指定認証機関が行う認証事務及び第五十三条第一項において準用する第二十九条から第三十一条までに規定する事務をいう。以下同じ。)の実施の方法その他の事項についての認証事務等の実施に関する計画が認証事務等の適正かつ確実な実施及び認証業務情報の保護のために適切なものであること。

二 前号の認証事務等の実施に関する計画の適正かつ確実な実施に必要な経理的及び技術的な基礎を有する法人であること。

三 申請者が、認証事務等以外の業務を行っている場合には、その業務を行うことによつて認証事務等の適切な執行が困難となるおそれがないこと。

2 総務大臣は、第三十四条第二項の規定による申請をした者が、次の各号のいずれかに該当するときは、指定認証機関の指定をしてはならない。

一 この法律に違反して、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して二年を経過しない者であること。

二 第四十九条第一項又は第二項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して二年を経過しない者であること。

三 その役員のうちに、次のいずれかに該当する者があること。

イ 第一号に該当する者

ロ 第四十条第二項の規定による命令により解任され、その解任の日から起算して二年を経過しない者

(指定の公示等)

第三十七條 総務大臣は、指定認証機関の指定をしたときは、当該指定認証機関の名称及び主たる事務所の所在地並びに当該指定をした日を公示しなければならない。

2 指定認証機関は、その名称又は主たる事務所の所在地を変更しようとするときは、変更しようとする日の二週間前までに、その旨を総務大臣に届け出なければならない。

3 総務大臣は、前項の規定による届出があつたときは、その旨を公示しなければならない。

第三十八條 委任都道府県知事は、第三十四條第一項の規定により指定認証機関にその認証事務を行わせることとした旨を総務大臣に報告するとともに、当該指定認証機関に認証事務を行わせることとした日を公示しなければならない。

2 指定認証機関は、その名称又は主たる事務所の所在地を変更しようとするときは、変更しようとする日の二週間前までに、その旨を委任都道府県知事に届け出なければならない。

3 委任都道府県知事は、前項の規定による届出があつたときは、その旨を公示しなければならない。

(認証業務情報保護委員会の設置)

第三十九條 指定認証機関には、認証業務情報保護委員会を置かなければならない。

2 認証業務情報保護委員会は、指定認証機関の代表者の諮問に応じ、認証業務情報の保護に関する事項を調査審議し、及びこれに関し必要と認める意見を指定認証機関の代表者に述べることが出来る。

3 認証業務情報保護委員会の委員は、学識経験を有する者のうちから、指定認証機関の代表者が任命する。

(役員の選任及び解任)

第四十條 指定認証機関の役員の選任及び解任

は、総務大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

2 総務大臣は、指定認証機関の役員が、この法律、この法律に基づく命令若しくは処分若しくは第四十二條第一項の認証事務管理規程に違反する行為をしたとき、又は認証事務等に関し著しく不適当な行為をしたときは、指定認証機関に対し、その役員を解任すべきことを命ずることが出来る。

(役員等の秘密保持義務)

第四十一條 指定認証機関の役員若しくは職員(認証業務情報保護委員会の委員を含む。第三項において同じ。)又はこれらの職にあつた者は、認証事務等に関して知り得た秘密を漏らしはならない。

2 指定認証機関から電子証明書の発行に係る電子計算機処理等又は認証業務情報の電子計算機処理等の委託を受けた者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であつた者は、その委託された業務に関して知り得た電子証明書の発行若しくは認証業務情報に関する秘密又は電子証明書の発行に係る電子計算機処理等若しくは認証業務情報の電子計算機処理等に関する秘密を漏らしはならない。

3 認証事務等に従事する指定認証機関の役員及び職員は、刑法明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

(認証事務管理規程)

第四十二條 指定認証機関は、総務省令で定める認証事務等の実施に関する事項について認証事務管理規程を定め、総務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 指定認証機関は、前項後段の規定により認証事務管理規程を変更しようとするときは、委任

都道府県知事の意見を聴かなければならない。

3 総務大臣は、第一項の規定により認可をした認証事務管理規程が認証事務等の適正かつ確実な実施上不適当となつたと認めるときは、指定認証機関に対し、これを変更すべきことを命ずることが出来る。

(事業計画の認可等)

第四十三條 指定認証機関は、毎事業年度、事業計画及び収支予算を作成し、当該事業年度の開始前に(指定を受けた日の属する事業年度にあっては、その指定を受けた後遅滞なく)、総務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 指定認証機関は、事業計画及び収支予算を作成し、又は変更しようとするときは、委任都道府県知事の意見を聴かなければならない。

3 指定認証機関は、毎事業年度、事業報告書及び収支決算書を作成し、当該事業年度の終了後三月以内に、総務大臣及び委任都道府県知事に提出しなければならない。

(交付金)

第四十四條 委任都道府県知事の統括する都道府県は、指定認証機関に対して、当該委任都道府県知事が行わせることとした認証事務に要する費用の全部又は一部に相当する金額を交付金として交付するものとする。

2 前項の交付金の額については、当該委任都道府県知事が指定認証機関と協議して定めるものとする。

(帳簿の備付け)

第四十五條 指定認証機関は、総務省令で定めるところにより、認証事務等に関する事項で総務省令で定めるものを記載した帳簿を備え、保存しなければならない。

(監督命令等)

第四十六條 総務大臣は、認証事務等の適正な実

施を確保するため必要があると認めるときは、指定認証機関に対し、認証事務等の実施に関し監督上必要な命令をすることが出来る。

2 委任都道府県知事は、その行わせることとした認証事務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、指定認証機関に対し、当該認証事務の適正な実施のために必要な措置を講ずべきことを指示することが出来る。

(報告及び立入検査)

第四十七條 総務大臣は、認証事務等の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、指定認証機関に対し、認証事務等の実施の状況に関し必要な報告を求め、又はその職員に、指定認証機関の事務所に立ち入り、認証事務等の実施の状況若しくは設備、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることが出来る。

2 委任都道府県知事は、その行わせることとした認証事務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、指定認証機関に対し、当該認証事務の実施の状況に関し必要な報告を求め、又はその職員に、当該認証事務を取り扱う指定認証機関の事務所に立ち入り、当該認証事務の実施の状況若しくは設備、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることが出来る。

3 前二項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

4 第一項又は第二項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(事務の休廃止)

第四十八條 指定認証機関は、総務大臣の許可を受けなければ、認証事務等の全部又は一部を休

止し、又は廃止してはならない。

2 総務大臣は、指定認証機関の認証事務等の全部又は一部の休止又は廃止により認証事務等の適正かつ確実な実施が損なわれるおそれがないと認めるときでなければ、前項の規定による許可をしてはならない。

3 総務大臣は、第一項の規定による許可をしようとするときは、委任都道府県知事の意見を聴かなければならない。

4 総務大臣は、第一項の規定による許可をしたときは、その旨を委任都道府県知事に通知するとともに、公示しなければならない。

(指定の取消し等)

第四十九条 総務大臣は、指定認証機関が第三十六条第二項第一号又は第三号に該当するに至ったときは、その指定を取り消さなければならない。

2 総務大臣は、指定認証機関が次の各号のいずれかに該当するときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて認証事務等の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 第三十六条第一項各号の要件を満たさなくなったと認められるとき。

二 第四十三条第一項若しくは第三項、第四十五条又は前条第一項の規定に違反したとき。

三 第四十条第二項、第四十二条第三項又は第四十六条第一項の規定による命令に違反したとき。

四 第四十二条第一項の規定により認可を受けた認証事務管理規程によらないで認証事務等を行ったとき。

五 不正な手段により指定認証機関の指定を受けたとき。

3 総務大臣は、前二項の規定により指定を取り消し、又は前項の規定により認証事務等の全部若しくは一部の停止を命じたときは、その旨

を、委任都道府県知事に通知するとともに、公示しなければならない。

(認証事務の委任の解除)

第五十条 委任都道府県知事は、指定認証機関に認証事務を行わせないこととするときは、その三月前までに、その旨を指定認証機関に通知しなければならない。

2 委任都道府県知事は、指定認証機関に認証事務を行わせないこととしたときは、その旨を、総務大臣に報告するとともに、公示しなければならない。

(委任都道府県知事による認証事務の実施)

第五十一条 委任都道府県知事は、指定認証機関が第四十八条第一項の規定により認証事務の全部若しくは一部を休止したとき、総務大臣が第四十九条第二項の規定により指定認証機関に対し認証事務の全部若しくは一部の停止を命じたとき、又は指定認証機関が天災その他の事由により認証事務の全部若しくは一部を実施することが困難となった場合において総務大臣が必要があると認めるときは、第三十四条第三項の規定にかかわらず、当該認証事務の全部又は一部を行うものとする。

2 総務大臣は、委任都道府県知事が前項の規定により認証事務を行うこととなるとき、又は委任都道府県知事が同項の規定により認証事務を行うこととなる事由がなくなったときは、速やかにその旨を当該委任都道府県知事に通知しなければならない。

3 委任都道府県知事は、前項の規定による通知を受けたときは、その旨を公示しなければならない。

(認証事務の引継ぎ等に関する省令への委任)
第五十二条 前条第一項の規定により委任都道府県知事が認証事務を行うこととなった場合、総務大臣が第四十八条第一項の規定により認証事

務の廃止を許可し、若しくは第四十九条第一項若しくは第二項の規定により指定を取り消した場合又は委任都道府県知事が指定認証機関に認証事務を行わせないこととした場合における認証事務の引継ぎその他の必要な事項は、総務省令で定める。

(認証業務情報の保護に関する規定の準用等)

第五十三条 第二十条、第二十一条、第二十四条第一項及び第二十九条から第三十三条までの規定は、指定認証機関について準用する。この場合において、第二十一条中「第十一条から第十四条までの規定による失効情報の記録のために発行記録を利用する場合、第十八条第一項の規定により保存期間に係る失効情報を提供する場

合若しくは同条第二項の規定により保存期間に係る失効情報ファイルを提供する場合」とあるのは「第三十四条第一項の規定により同項第五号及び第八号に掲げる認証業務の実施に関する事務を行う場合」と、第三十二条中「都道府県知事及び市町村長」とあるのは「指定認証機関」と、当該都道府県及び市町村が処理する業務」とあるのは「指定認証機関が処理する認証事務」と、第三十三条中「都道府県知事及び市町村長」とあるのは「指定認証機関」と読み替えるものとする。

2 指定認証機関は、前項において準用する第二十九条第一項の規定により自己に係る認証業務情報の開示の請求をする者から指定認証機関が総務大臣の認可を受けて定める額の手数料を徴収することができる。

(指定認証機関がした処分等に係る不服申立て)
第五十四条 指定認証機関が行う認証事務に係る処分又はその不作為について不服がある者は、総務大臣に対し、行政不服審査法(昭和三十七年法律第六十号)による審査請求をする

ことができる。

第五章 雑則

(総務大臣の援助等)

第五十五条 総務大臣は、地方公共団体の認証業務に係る技術の評価に関する調査及び研究を行うとともに、都道府県及び市町村並びに利用者に對し必要な情報の提供、助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

(報告の徴収)

第五十六条 総務大臣は、この法律の施行に必要な限度において、第十七条第一項の認定を受けた者に対し、その業務の実施の状況に関し必要な報告を求めることができる。

2 都道府県知事は、この法律の施行に必要な限度において、署名検証者(行政機関等を除く。第六十五条第二項において同じ。)に対し、その業務の実施の状況に関し必要な報告を求めることができる。

(運用規程)

第五十七条 都道府県知事は、総務省令で定めるところにより、認証業務の実施のための手続その他必要な事項を定めた運用規程を作成し、これを公表しなければならない。

2 都道府県知事は、前項の運用規程を作成しようとするときは、あらかじめ、当該都道府県の区域内の市町村の市町村長の意見を聴かなければならない。

(技術的基準)

第五十八条 認証業務の用に供する施設又は設備の管理の方法その他認証業務及びこれに附帯する業務の実施について必要な技術的基準は、総務大臣が定める。

(指定都市の特例)

第五十九条 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都

市(次項において「指定都市」という。)に対するこの法律の規定の適用については、政令で定めるところにより、区を市と、区長を市長とみなす。

2 前項に定めるもののほか、指定都市に対するこの法律の規定の適用については、政令で特別の定めをすることができる。

(政令への委任)

第六十条 この法律の実施のための手続その他その施行に必要事項は、政令で定める。

第六章 罰則

第六十一条 都道府県知事に対し、その認証業務に關し、虚偽の申請をして、不実の電子証明書を発行させた者は、五年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。

2 前項の未遂罪は、罰する。

第六十二条 第二十二條、第二十三條、第二十七條又は第四十一條第一項若しくは第二項の規定に違反して秘密を漏らした者は、二年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第六十三条 第四十九條第二項の規定による認証事務等の停止の命令に違反したときは、その違反行為をした指定認証機関の役員又は職員は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第六十四条 次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした指定認証機関の役員又は職員は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第四十五條の規定に違反して帳簿を備えず、帳簿に記載せず、若しくは帳簿に虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつたとき。

二 第四十七條第一項又は第二項の規定による報告を求められて、報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又はこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくはこれらの規定による質問に対して答弁をせず、

若しくは虚偽の答弁をしたとき。

三 第四十八條第一項の規定による許可を受けないで認証事務等の全部を廃止したとき。

第六十五条 第五十六條第一項の規定による報告を求められて、報告をせず、又は虚偽の報告をした第七十七條第一項の認定を受けた者は、三十万円以下の罰金に処する。

2 第五十六條第二項の規定による報告を求められて、報告をせず、又は虚偽の報告をした署名検証者は、三十万円以下の罰金に処する。

第六十六条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従事者が、その法人又は人の業務に關し、前條の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同條の刑を科する。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第三十四條第一項から第三項まで、第三十六條から第三十八條まで及び第四十條から第五十二條まで並びに附則第三條から第五條までの規定は、公布の日から施行する。

(住民基本台帳カードに関する経過措置)

第二条 この法律の施行の日(以下「施行日」という。)から住民基本台帳法の一部を改正する法律(平成十一年法律第百三十三号)附則第一条第一項第三号に掲げる規定の施行の日(前日までの間における第三條第四項の規定の適用については、同項中「住民基本台帳法第三十條の四十四第一項に規定する住民基本台帳カードその他の総務省令で定める電磁的記録媒体」とあるのは、「総務省令で定める電磁的記録媒体」とする。

(準備行為)

第三条 市町村長、都道府県知事及び指定認証機関は、施行日前においても、この法律に規定する事務の実施に必要な準備行為をすることができ。

(指定認証機関に関する経過措置)

第四条 施行日前に指定認証機関の指定がされた場合においては、指定認証機関は、第三十四條第一項の規定にかかわらず、施行日の前日までの間は、同項各号に掲げる事務を行わないものとする。

(その他の経過措置の政令への委任)

第五条 前三條に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(住民基本台帳法の一部改正)

第六条 住民基本台帳法の一部を次のように改正する。

第三十條の八の見出し中「本人確認情報」を「本人確認情報等」に改め、同條に次の二項を加える。

3 都道府県知事は、第三十條の五第一項の規定により第七條第一号から第三号まで及び第七号に掲げる事項(同号に掲げる事項については、住所とする。)の全部又は一部について住民票の記載の修正(総務省令で定める軽微な修正を除く。)があつた旨の通知又は住民票が消除された旨の通知があつたときは、これらの通知があつた旨の情報を、電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律(平成十四年法律第 号)第十二條に規定する事務に利用することができる。

4 電子署名に係る地方公共団体の認証業務に關する法律第三十四條第三項に規定する委任都道府県知事は、前項の通知があつた旨の情報を、同法第三十五條に規定する事務の処理のため、総務省令で定めるところにより、同法第三十四條第一項に規定する指定認証機関に提供することができる。

第三十條の十一に次の一項を加える。

9 指定情報処理機関は、電子署名に係る地方公共団体の認証業務に關する法律第三十四條第一項の規定により同項の指定認証機関(以下この項において「指定認証機関」という。)にその認証事務を行わせることとした委任都道府県知事から第一項の規定により第七條第一号から第三号まで及び第七号に掲げる事項(同号に掲げる事項については、住所とする。)の全部又は一部について住民票の記載の修正(総務省令で定める軽微な修正を除く。)があつた旨の通知又は住民票が消除された旨の通知があつたときは、指定認証機関の求めに応じ、同法第三十四條第一項第五号に掲げる事務の処理のため、総務省令で定めるところにより、これらの通知があつた旨の情報を指定認証機関に提供するものとする。

第三十條の十二第二項第一号中「第八項」を「第九項」に改める。

(行政手続等における情報通信の技術の利用に關する法律の一部改正)

第七條 行政手続等における情報通信の技術の利用に關する法律の一部を次のように改正する。

別表に次のように加える。

電子署名に係る地方公共団体の認証業務に關する法律(平成十四年法律第 号)	第三條第二項(第十條第二項において準用する場合を含む。)	第三條
--------------------------------------	------------------------------	-----

審査報告書

母子及び寡婦福祉法等の一部を改正する法律案

右は多数をもって可決すべきものと議決した。
よって要領書を添えて報告する。

平成十四年十一月二十一日

厚生労働委員長 金田 勝年

参議院議長 倉田 寛之殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、近年における離婚の急増等母子家庭等をめぐる諸状況の変化にかんがみ、母子家庭等の自立を促進するため、総合的な母子家庭等対策を推進する一環として、子育て支援の充実、就業支援の強化、扶養義務の履行の確保、児童扶養手当制度の見直し等の措置を講じようとするものであり、おおむね妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行った。

一、費用

本法律施行に必要な経費は、平成十五年度以降の一般会計予算に計上される。

附帯決議

政府は、次の事項について、適切な措置を講ずるべきである。

一、母子家庭の経済的自立を図るため、母子家庭の母の状況に応じた職業能力の開発や就業あっせん等の就労支援策を、就職に結びつくよう効果的に進めるとともに、母子家庭の母に対する雇用の場の創出に努めること。

二、母子家庭の母を含め、いまだ不十分な女性の就業環境の整備を図るため、男女の雇用機会均等の確保のための施策を充実するとともに、保育所の一層の整備等、職業生活と家庭生活の両立支援策を更に拡充すること。

また、パートタイム労働者等に対する公正な処遇を行うためのルールの確立に向けて、法制化も含めた早急な検討を進めること。

三、母子家庭等の児童に対する扶養義務の履行を確保するため、養育費支払等に関する広報・啓発活動の促進、養育費に関するガイドラインの策定等必要な措置を講ずるとともに、扶養義務の履行を確保する施策の在り方について引き続き検討すること。

また、民事執行制度の見直しにおいては、少額定期給付債務である養育費について、母子家庭の実情を踏まえ、簡易な手続きで将来発生する債務の差押えが行えるよう配慮すること。

四、児童扶養手当の受給期間が五年を超える場合の手当の一部支給停止に係る政令を定めるに当たっては、事前に母子福祉団体など幅広く関係者の意見を聞くとともに、改正法施行後における子育て・生活支援策、就労支援策、養育費確保策、経済的支援策等の各種対策の進展状況、離婚の状況、扶養義務の履行の状況及び受給資格者の就職の状況などを十分踏まえて行うこと。

また、児童扶養手当の所得制限についても、社会経済情勢や母子家庭の状況等を十分に勘案しながら、適切に設定すること。

なお、児童扶養手当に係る認定の請求及び現況の届出等に際して、請求者等のプライバシー

等人権に配慮した対応がなされるよう、関係職員の研究等に努めること。

五、母子家庭の居住の安定の確保については、地方公共団体と連携を図りつつ母子家庭に対する公営住宅の優先入居を推進する等、公営住宅の積極的な活用を図られるよう努めること。

また、賃貸住宅に入居する場合の家賃保証については、民間の家賃保証サービスの実施状況等を踏まえ、必要な施策について検討すること。
右決議する。

母子及び寡婦福祉法等の一部を改正する法律案(第百五十四回国会内閣提出、本院継続審査)

右の内閣提出案は本院において可決した。
よってこれを送付する。

平成十四年十一月十二日

衆議院議長 綿貫 民輔

参議院議長 倉田 寛之殿

母子及び寡婦福祉法等の一部を改正する法律案

母子及び寡婦福祉法等の一部を改正する法律案

(母子及び寡婦福祉法の一部改正)

第一条 母子及び寡婦福祉法(昭和三十九年法律第百二十九号)の一部を次のように改正する。

目次を次のように改める。

目次

第一章 総則(第一条・第十条)

第二章 基本方針等(第十一条・第十二条)

第三章 母子家庭等に対する福祉の措置(第十三条―第三十一条)

第四章 寡婦に対する福祉の措置(第三十二条―第三十五条)

第五章 福祉資金貸付金に関する特別会計等(第三十六条・第三十七条)

第六章 母子福祉施設(第三十八条―第四十一条)

第七章 費用(第四十二条―第四十五条)

第八章 雑則(第四十六条・第四十七条)

附則

第一条中「母子家庭」を「母子家庭等」に改める。

第二条第一項中「母子家庭」を「母子家庭等」に、「おかれている」を「置かれている」に、「すこやかに」を「健やかに」に、「母の」を「母等の」に改め、同条第二項中「母子家庭の母」を「母子家庭等の母等」に改める。

第三条中「母子家庭」を「母子家庭等」に改める。

第四条中「すすんで」を「進んで」に改め、「家庭生活」の下に「及び職業生活」を加える。

第二十四条を第四十七条とし、第二十三条を第四十六条とし、第四章を第八章とする。

第三章中第二十二條の二を第四十一条とし、第二十二條を第四十条とする。

第二十一条第二項中「行なう」を「行う」に改め、同条を第三十九条とし、第二十条を第三十八条とする。

第三章を第八章とし、同章の次に次の一章を加える。

第三章を第八章とし、同章の次に次の一章を加える。

第七章 費用

(市町村の支弁)

第四十二条 次に掲げる費用は、市町村の支弁とする。

一 第十七条の規定により市町村が行う母子家庭等日常生活支援事業の実施に要する費用

二 第三十一条の規定により市町村が行う母子家庭自立支援給付金の支給に要する費用

三 第三十三条第一項の規定により市町村が行う専婦日常生活支援事業の実施に要する費用

(都道府県の支弁)

第四十三条 次に掲げる費用は、都道府県の支弁とする。

一 第十七条の規定により都道府県が行う母子家庭等日常生活支援事業の実施に要する費用

二 第三十条第二項の規定により都道府県が行う母子家庭就業支援事業の実施に要する費用

三 第三十一条の規定により都道府県が行う母子家庭自立支援給付金の支給に要する費用

四 第三十三条第一項の規定により都道府県が行う専婦日常生活支援事業の実施に要する費用

五 第三十五条第二項の規定により都道府県が行う専婦就業支援事業の実施に要する費用

(都道府県の補助)

第四十四条 都道府県は、政令で定めるところ

により、第四十二条の規定により市町村が支弁した費用のうち、同条第一号及び第三号の費用については、その四分の一以内を補助することができる。

(国の補助)

第四十五条 国は、政令で定めるところにより、第四十二条の規定により市町村が支弁した費用のうち、同条第一号及び第三号の費用についてはその二分の一以内を、同条第二号の費用についてはその四分の三以内を補助することができる。

2 国は、政令で定めるところにより、第四十三条の規定により都道府県が支弁した費用のうち、同条第一号、第二号、第四号及び第五号の費用についてはその二分の一以内を、同条第三号の費用についてはその四分の三以内を補助することができる。

第二章の三中第十九条の六を第三十七条とし、第十九条の五を第三十六条とする。

第二章の三を第五章とする。

第十九条の四第一項中「第十六条、第十七条及び第十九条を」第二十五条、第二十六条及び第二十九条に、「第十六条第一項を」第二十五条第一項に、「第十七条中を」第二十六条中に改め、同条第二項中「第十六条第一項を」第二十五条第一項に改め、第二章の二中同条を第三十四条とし、同条の次に次の一条を加える。

(専婦就業支援事業等)

第三十五条 国は、前条において準用する第二十九条第二項の規定に基づき公共職業安定所が講ずる措置のほか、次に掲げる業務を行う

ものとする。

一 専婦の雇用の促進に関する調査及び研究を行うこと。

二 専婦の雇用の促進に関する業務に従事する者その他の関係者に対する研修を行うこと。

三 都道府県が行う次に規定する業務(以下「専婦就業支援事業」という。)について、都道府県に対し、情報の提供その他の援助を行うこと。

2 都道府県は、就職を希望する専婦の雇用の促進を図るため、母子福祉団体と緊密な連携を図りつつ、次に掲げる業務を総合的かつ一体的に行うことができる。

一 専婦に対し、就職に関する相談に応じること。

二 専婦に対し、職業能力の向上のために必要な措置を講ずること。

三 専婦及び事業主に対し、雇用情報の提供その他専婦の就職に関し必要な支援を行うこと。

第十九条の三の見出しを「(専婦日常生活支援事業)」に改め、同条第一項中「居室における」を「住宅その他厚生労働省令で定める場所において」に改め、同条第二項中「第十四条の二及び第十四条の三を」第十八条及び第十九条に改め、同条第三項中「母子家庭住宅介護等事業を」母子家庭等日常生活支援事業に、「専婦居室介護等事業を」専婦日常生活支援事業に改め、同条第四項を次のように改める。

4 第二十一条から第二十四条までの規定は、専婦日常生活支援事業を行う者について準用する。

する。この場合において、第二十一条第二項中「前項」とあり、及び同条第三項中「第一項」とあるのは「第三十三条第四項において準用する第二十一条第一項」と、第二十三条中「第十七条」とあるのは「第三十三条第一項」と、「配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの」とあるのは「専婦」と、第二十四条中「第十七条」とあるのは「第三十三条第一項」と読み替えるものとする。

第十九条の三を第三十三条とする。

第十九条の二第一項中「第十条第一項を」第十三条第一項に、「児童及び児童(二十歳以上である者を含む。）」とあるのは「二十歳以上である子その他のこれに準ずる者」と、「配偶者のない女子」とあるのは「専婦を」児童の「とあるのは「二十歳以上である子その他のこれに準ずる者」と、同条第二項中「第十条第一項を」第十三条第一項に改め、同条第三項中「第十一条を」第十四条に、「であつて」を「であつて」に改め、「であるもの」の下に「並びに専婦の自立の促進を図るための事業として政令で定めるものを行う母子福祉団体」を加え、「第十九条の二第一項を」第三十一条第一項に、「第十条第一項第一号を」第十三条第一項第一号に改め、同条第四項中「第十二条の」を「第十五条第一項の」に、「第十条第一項及び第三項の」を「第十三条第一項及び第三項の」に、「第十二条中」第十条を「第十五条第一項中

「第十三条」に、「第十九条の二第一項において準用する第十条第一項を第三十二条第一項において準用する第十三条第一項に改め、同条第五項を次のように改める。

5 第十六条の規定は、第一項において準用する第十三条第一項及び第三項並びに第三項において準用する第十四条に規定する貸付金（以下「寡婦福祉資金貸付金」という。）について準用する。この場合において、第十六条中「前三条」とあるのは「第三十二条において準用する第十三条第一項及び第三項、第十四条並びに第十五条第一項」と、「第十三条及び第十四条の規定による貸付金（以下「母子福祉資金貸付金」という。）とあるのは「寡婦福祉資金貸付金」とあるのは「寡婦福祉資金貸付金」と読み替えるものとする。

第十九条の二を第三十二条とする。

第二章の二を第四章とする。

第十九条第一項中「図るため」の下に、「事業主その他国民一般の理解を高めるとともに」を、「あつせん」の下に、「公共的施設における雇入れの促進を加え、同条第二項中「母子相談員を」母子自立支援員」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 公共職業安定所は、母子家庭の母の雇用の促進を図るため、求人に関する情報の収集及び提供、母子家庭の母を雇用する事業主に対する援助その他必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第二章中第十九条を第二十九条とし、同条の

次に次の二条を加える。

第三十条 国は、前条第二項の規定に基づき公共職業安定所が講ずる措置のほか、次に掲げる業務を行うものとする。

一 母子家庭の母及び児童の雇用の促進に関する調査及び研究を行うこと。

二 母子家庭の母及び児童の雇用の促進に関する業務に従事する者その他の関係者に対する研修を行うこと。

三 都道府県が行う次項に規定する業務（以下「母子家庭就業支援事業」という。）について、都道府県に対し、情報の提供その他の援助を行うこと。

2 都道府県は、就職を希望する母子家庭の母及び児童の雇用の促進を図るため、母子福祉団体と緊密な連携を図りつつ、次に掲げる業務を総合的かつ一体的に行うことができる。

一 母子家庭の母及び児童に対し、就職に関する相談に応じること。

二 母子家庭の母及び児童に対し、職業能力の向上のために必要な措置を講ずること。

三 母子家庭の母及び児童並びに事業主に対し、雇用情報の提供その他母子家庭の母及び児童の就職に関し必要な支援を行うこと。

（母子家庭自立支援給付金）

第三十一条 都道府県等は、配偶者のない女子で現に児童を扶養しているものの雇用の安定及び就職の促進を図るため、政令で定めるところにより、配偶者のない女子で現に児童を扶養しているもの又は事業主にに対し、次に掲げる給付金（以下「母子家庭自立支援給付金」

という。）を支給することができる。

一 配偶者のない女子で現に児童を扶養しているものの求職活動の促進とその職業生活の安定を図るための給付金

二 配偶者のない女子で現に児童を扶養しているものの知識及び技能の習得を容易にするための給付金

三 前三号に掲げる給付金以外の給付金であつて、政令で定めるもの

第十八条中「行なう」を「行う」に改め、同条を第二十七条とし、同条の次に次の一条を加える。

（保育所への入所に関する特別の配慮）

第二十八条 市町村は、児童福祉法第二十四条第三項の規定により保育所に入所する児童を選考する場合には、母子家庭等の福祉が増進されるように特別の配慮をしなければならない。

第十七条を第二十六条とし、第十八条第一項中「行なう」を「行う」に改め、同条第二項中「みずから」を「自ら」に改め、同条第三項中「行ない」を「行い」に改め、同条を第二十五条とする。

第十五条の五中「母子家庭居宅介護等事業を」母子家庭等日常生活支援事業」に、「第十四条」を「第十七条」に改め、同条を第二十四条とする。

第十五条の四中「母子家庭居宅介護等事業を」母子家庭等日常生活支援事業」に、「第十四条」を「第十七条」に、「女子」を「者」に改め、同条を第二十三条とする。

第十五条の三第一項中「母子家庭の」を「母子

家庭等の」に、「母子家庭居宅介護等事業を」母子家庭等日常生活支援事業」に改め、同条を第二十一条とする。

第十五条の二中「母子家庭居宅介護等事業を」母子家庭等日常生活支援事業」に改め、同条を第二十一条とする。

第十五条中「母子家庭居宅介護等事業（第十四条）を」母子家庭等日常生活支援事業（第十七条）」に改め、同条を第二十条とする。

第十四条の三中「第十四条」を「第十七条」に改め、同条を第十九条とする。

第十四条の二を第十八条とする。

第十四条の見出しを「（居宅等における日常生活支援）」に改め、同条中「市町村」の下に「（特別区を含む。以下同じ。）」を加え、「がその者」を「又は配偶者と死別した男子で現に婚姻をしていないもの及びこれに準ずる者として政令で定めるものであつて民法第八百七十七条の規定により現に児童を扶養しているもの（以下「配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの」と総称する。）がそれらの者」に、「その者に」を「それらの者に」に、「その者の居宅における」を「それらの者の居宅その他厚生労働省令で定める場所

において、」に改め、同条を第十七条とする。

第十三条中「第十条及び第十一条」を「第十三条及び第十四条」に改め、同条を第十六条とする。

第十二条中「第十条」を「第十三条」に改め、同条に次の一項を加える。

2 都道府県は、第十三条第一項第四号に掲げる資金のうち政令で定めるものの貸付けを受けた者が、所得の状況その他政令で定める事

由により当該貸付金を償還することができなくなつたと認められるときは、条例で定めるところにより、当該貸付金の償還未済額の一部の償還を免除することができる。

第十二条を第十五条とする。

第十一条中「行なう」を「行う」に、「であつて、を」であつてに改め、「であるもの」の下に「又はその者の自立の促進を図るための事業として政令で定めるものを行う母子福祉団体」を加え、「当該事業」を「これらの事業」に改め、同条を第十四条とする。

第十条第一項中「に対し、その」を「又はその扶養している児童に対し、配偶者のない女子の」に改め、同条第二項中「行なう」を「行う」に改め、同条第三項中「定めるもの」の下に「配偶者のない女子で現に児童を扶養しているもの」を加え、「資金の貸付けを受けている」を削り、「行なう」を「行う」に改め、同条を第十三条とし、同条の前に次の二条及び章名を加える。

(基本方針)

第十一条 厚生労働大臣は、母子家庭及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本的な方針(以下「基本方針」という。)を定めるものとする。

2 基本方針に定める事項は、次のとおりとする。

- 一 母子家庭及び寡婦の家庭生活及び職業生活の動向に関する事項
- 二 母子家庭及び寡婦の生活の安定と向上のため講じようとする施策の基本となるべき事項
- 三 都道府県、市(特別区を含む。)及び福祉

事務所を設置する町村(以下「都道府県等」という。)が、次条第一項の規定に基づき策定する母子家庭及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する計画(以下「母子家庭及び寡婦自立促進計画」という。)の指針となるべき基本的な事項

四 前三号に掲げるもののほか、母子家庭及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する重要事項

3 厚生労働大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議するものとする。

4 厚生労働大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

(母子家庭及び寡婦自立促進計画)

第十二条 都道府県等は、基本方針に即し、次に掲げる事項を定める母子家庭及び寡婦自立促進計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、母子福祉団体その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、その内容を公表するものとする。

一 当該都道府県等の区域における母子家庭及び寡婦の家庭生活及び職業生活の動向に関する事項

二 当該都道府県等の区域において母子家庭及び寡婦の生活の安定と向上のため講じようとする施策の基本となるべき事項

三 福祉サービスの提供、職業能力の向上の支援その他母子家庭及び寡婦の生活の安定と向上のために講ずべき具体的な措置に関する事項

する事項

四 前三号に掲げるもののほか、母子家庭及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する重要事項

第三章 母子家庭等に対する福祉の措置

第九条中「母子相談員の行なう」を「母子自立支援員の行う」に改め、第一章中同条を第十条とする。

第二章の章名を次のように改める。

第二章 基本方針等

第八条中「(社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)に定める福祉に関する事務所をいう。以下同じ。)」を削り、同条を第九条とする。

第七条の見出しを「(母子自立支援員)」に改め、同条第一項中「都道府県知事」の下に「市長(特別区の区長を含む。)&」及び福祉事務所(社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)に定める福祉に関する事務所をいう。以下同じ。))を管理する町村長(以下「都道府県知事等」という。))を加え、「母子相談員」を「母子自立支援員」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 母子自立支援員は、この法律の施行に関し、主として次の業務を行うものとする。

一 配偶者のない女子で現に児童を扶養しているもの及び寡婦に対し、相談に応じ、その自立に必要な情報提供及び指導を行うこと。

二 配偶者のない女子で現に児童を扶養しているもの及び寡婦に対し、職業能力の向上及び求職活動に関する支援を行うこと。

第七条第三項中「母子相談員」を「母子自立支援員」に改め、同条を第八条とする。

援員」に改め、同条を第八条とする。

第八条中「市町村長」の下に「(特別区の区長を含む。以下同じ。)」を加え、同条を第七条とする。

第五条中第四項を第六項とし、第三項の次に次の二項を加える。

4 この法律において「母子家庭等」とは、母子家庭及び父子家庭をいう。

5 この法律において「母等」とは、母子家庭の母及び父子家庭の父をいう。

第五条を第六条とし、第四条の次に次の一条を加える。

(扶養義務の履行)

第五条 母子家庭等の児童の親は、当該児童が心身ともに健やかに育成されるよう、当該児童の養育に必要な費用の負担その他当該児童についての扶養義務を履行するように努めなければならない。

2 母子家庭等の児童の親は、当該児童が心身ともに健やかに育成されるよう、当該児童を監護しない親の当該児童についての扶養義務の履行を確保するように努めなければならない。

3 国及び地方公共団体は、母子家庭等の児童が心身ともに健やかに育成されるよう、当該児童を監護しない親の当該児童についての扶養義務の履行を確保するために広報その他適切な措置を講ずるよう努めなければならない。

附則第三条中「第十条」を「第十三条」に改め

附則第四条中「第十条又は第十一条」を「第十

三条又は第十四条に改める。

附則第六条第一項中「第十九条の二」を「第三十二條」に、「第十條第一項各号」を「第十三條第一項各号」に改め、同条第二項中「第十九条の二」を「第三十二條第一項」に、「第十條第一項」を「第十三條第一項」に改める。

附則第七條第一項中「第十九条の二」第三項を「母子及び寡婦福祉法等の一部を改正する法律（平成十四年法律第 号）第一條の規定による改正前の第十九条の二第三項」に改め、同条第二項中「第十九条の二第二項」を「第三十二條第一項」に、「第十條第一項」を「第十三條第一項」に、「第十九条の二第三項」を「第三十二條第三項」に、「第十一條」を「第十四條」に改める。
(児童扶養手当法の一部改正)

第二條 児童扶養手当法(昭和三十一年法律第二百三十八号)の一部を次のように改正する。

第二條中第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 児童扶養手当の支給を受けた母は、自ら進んでその自立を図り、家庭の生活の安定と向上に努めなければならない。

第六條第二項を削り、同条第三項中「第一項」を「前項」に、「前二項」を「同項」に改め、同項を同条第二項とする。

第七條第一項中「翌月」の下に「(第十三條の二第一項において「支給開始月」という。)」を加える。

第九條中「この条を」この項に改め、同条に次の一項を加える。

2 受給資格者(母に限る。以下この項において同じ。)の監護する児童が父から当該児童の

養育に必要な費用の支払を受けたときは、政令で定めるところにより、受給資格者が当該費用の支払を受けたものとみなして、前項の所得の額を計算するものとする。

第九條の二中「前条」を「前条第一項」に改める。

第十二條第二項第一号及び第二号中「第九條」を「第九條第一項」に改める。

第十三條の次に次の一項を加える。

第十三條の二 受給資格者(母に限る。以下この条において同じ。)に対する手当は、支給開始月の初日から起算して五年又は手当の支給要件に該当するに至つた日の属する月の初日から起算して七年を経過したとき(第六條第一項の規定による認定の請求をした日において三歳未満の児童を監護する受給資格者にあつては、当該児童が三歳に達した日の属する月の翌月の初日から起算して五年を経過したとき)は、政令で定めるところにより、その一部を支給しない。ただし、当該支給しない額は、その経過した日の属する月の翌月に当該受給資格者に支払うべき手当の額の二分の一に相当する額を超えることができない。

2 受給資格者が、前項に規定する期間を経過した後において、身体上の障害がある場合その他の政令で定める事由に該当する場合に於ては、当該受給資格者については、厚生労働省令で定めるところにより、その該当している期間は、同項の規定を適用しない。

第十四條に次の二号を加える。

四 受給資格者(母に限る。)が、正当な理由がなくて、求職活動その他厚生労働省令で

定める自立を図るための活動をしなかつたとき。

五 受給資格者が、第六條第一項の規定による認定の請求又は第二十八條第一項の規定による届出に關し、虚偽の申請又は届出をしたとき。

第二十八條の次に次の一項を加える。

(相談及び情報提供等)

第二十八條の二 都道府県知事等は、第六條第一項の規定による認定の請求又は前条第一項の規定による届出をした者に対し、相談に應じ、必要な情報の提供及び助言を行うものとする。

第二十九條第一項中「書類」の下に「(当該児童の父が支払つた当該児童の養育に必要な費用に關するものを含む。)」を加える。

(児童福祉法の一部改正)

第三條 児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)の一部を次のように改正する。

第六條の二に次の一項を加える。

この法律で、子育て短期支援事業とは、保護者の疾病その他の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となつた児童について、厚生労働省令で定めるところにより、児童養護施設その他の厚生労働省令で定める施設に入所させ、その者につき必要な保護を行う事業をいう。

第三十四條の七の次に次の一項を加える。

第三十四條の八 市町村は、厚生労働省令で定めるところにより、子育て短期支援事業を行うことができる。

第五十一條中第六号を第七号とし、第五号を

第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五 子育て短期支援事業の実施に要する費用

第五十一條中「前条第五号」を「前条第六号」に改める。

第五十三條中「及び第六号」を「第五号及び第七号」に改める。

第五十三條の二中「に対しては」を「並びに第五十一條第五号の費用に対しては」に改める。

第五十四條中「第五十一條第五号」を「第五十一條第六号」に改める。

第五十五條の二中「に対しては」を「並びに第五十一條第五号の費用に対しては」に改める。

(社会福祉法の一部改正)

第四條 社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)の一部を次のように改正する。

第二條第三項第二号中「又は放課後児童健全育成事業」を「放課後児童健全育成事業又は子育て短期支援事業」に改め、同項第三号を次のように改める。

三 母子及び寡婦福祉法(昭和三十一年法律第二百二十九号)に規定する母子家庭等日常生活支援事業又は寡婦日常生活支援事業及び同法に規定する母子福祉施設を經營する事業

附 則

(施行期日)

第一條 この法律は、平成十五年四月一日から施行する。

第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五 子育て短期支援事業の実施に要する費用

第五十一條中「前条第五号」を「前条第六号」に改める。

第五十三條中「及び第六号」を「第五号及び第七号」に改める。

第五十三條の二中「に対しては」を「並びに第五十一條第五号の費用に対しては」に改める。

第五十四條中「第五十一條第五号」を「第五十一條第六号」に改める。

第五十五條の二中「に対しては」を「並びに第五十一條第五号の費用に対しては」に改める。

(社会福祉法の一部改正)

第四條 社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)の一部を次のように改正する。

第二條第三項第二号中「又は放課後児童健全育成事業」を「放課後児童健全育成事業又は子育て短期支援事業」に改め、同項第三号を次のように改める。

三 母子及び寡婦福祉法(昭和三十一年法律第二百二十九号)に規定する母子家庭等日常生活支援事業又は寡婦日常生活支援事業及び同法に規定する母子福祉施設を經營する事業

附 則

(施行期日)

第一條 この法律は、平成十五年四月一日から施行する。

(母子及び寡婦福祉法の一部改正に伴う経過措置)

第二條 この法律の施行の際現に第一條の規定による改正前の母子及び寡婦福祉法(以下この条

において「旧法」という。第七条第一項の規定により委嘱されている母子相談員は、第一条の規定による改正後の母子及び寡婦福祉法（以下この条において「新法」という。第八条第一項の規定により母子自立支援員として委嘱されたものとみなす。

2 この法律の施行の際現に新法第二十条に規定する母子家庭等日常生活支援事業を行い、又は休止している国及び都道府県以外の者であつて、旧法第十五条に規定する母子家庭住宅介護等事業に係る同条又は第十五条の二の規定による届出をしているものは、新法第二十条又は第二十一条の規定による届出をしたものとみなす。

3 この法律の施行の際現に新法第三十三条第三項に規定する寡婦日常生活支援事業を行い、又は休止している国及び都道府県以外の者であつて、旧法第十九条の三第三項に規定する寡婦住宅介護等事業に係る同項又は第四項において準用する旧法第十五条の二の規定による届出をしているものは、新法第三十三条第三項又は第四項において準用する新法第二十一条の規定による届出をしたものとみなす。

4 この法律の施行前にされた旧法第十五条の四（旧法第十九条の三第四項において準用する場合を含む。）の規定による母子家庭住宅介護等事業又は寡婦住宅介護等事業の制限又は停止の命令は、新法第二十三条（新法第三十三条第四項において準用する場合を含む。）の規定による母子家庭等日常生活支援事業又は寡婦日常生活支援事業の制限又は停止を命ずる処分とみなす。（児童扶養手当法の一部改正に伴う経過措置）

第三条 この法律の施行の際現に第二条の規定による改正前の児童扶養手当法（次条において「旧法」という。）第六條第二項に該当する者については、同項の規定は、なお効力を有する。

第四条 この法律の施行の際現に旧法第六條の規定による認定を受けている者又は旧法第六條の規定による手当の支給要件に該当する者であつて、この法律の施行前に同条第一項の規定による認定の請求をし、この法律の施行の日以後に第二条の規定による改正後の児童扶養手当法（以下この項及び次項において「新法」という。）第六條の規定による認定を受けたものに対する児童扶養手当の支給に關し新法第十三條の二の規定を適用する場合においては、同条中「支給開始月の初日から起算して五年又は手当の支給要件に該当するに至つた日の属する月の初日から起算して七年を経過したとき（第六條第一項の規定による認定の請求をした日において三歳未満の児童を監護する受給資格者にあつては、当該児童が三歳に達した日の属する月の翌月の初日から起算して五年を経過したとき）」とあるのは、「平成十五年四月一日から起算して五年を経過したとき（同日において三歳未満の児童を監護する受給資格者にあつては、当該児童が三歳に達した日の属する月の翌月の初日から起算して五年を経過したとき）」とする。

2 この法律の施行の際現に旧法の規定による手当の支給要件に該当する者であつてこの法律の施行の日以後に新法第六條第一項の規定による認定の請求をしたものに対する児童扶養手当の支給に關し、新法第十三條の二の規定を適用する場合においては、同条中「手当の支給要件に

該当するに至つた日の属する月の初日」とあるのは、「平成十五年四月一日」とする。

（政令への委任）

第五条 前三條に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

（検討）

第六条 政府は、この法律の施行の状況を勘案し、母子家庭等の児童の福祉の増進を図る観点から、母子家庭等の児童の親の当該児童についての扶養義務の履行を確保するための施策の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

（激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律の一部改正）

第七条 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和三十七年法律第百五十号）の一部を次のように改正する。

第二十條第一項及び第三項中「第十九條の六第一項を「第三十七條第一項」に改め、同条第四項中「第十九條の六第二項」を「第三十七條第二項」に改め、同条第五項中「第十九條の五第二項並びに第十九條の六第二項」を「第三十六條第二項並びに第三十七條第二項」に、「第十九條の五第二項中」を「第三十六條第二項中」に、「第十九條の六第二項第一号」を「第三十七條第二項第一号」に改める。

審査報告書

学校教育法の一部を改正する法律案
右は多数をもつて可決すべきものと議決した。

よつて要領書を添えて報告する。
平成十四年十一月二十一日

文教科学委員長 大野つや子
参議院議長 倉田 寛之殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、大学等の教育研究活動等の充実を図るため、大学の学部等の設置について一定の事項を行うときは認可を受けることを要しないもの等とともに、大学等に対する勧告等の制度及び大学等の認証評価制度を設け、あわせて、専門職大学院制度を設ける等の措置を講じようとするものであり、おおむね妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行った。

一、費用
本法施行のため、別に費用を要しない。

附帯決議

政府及び関係者は、本法施行に当たり、次の事項について配慮すべきである。

一、今後、大学の教育研究の質的向上については、大学関係者の自主的・自律的な取組が一層求められることにかんがみ、大学関係者に対し、本法の趣旨・制度の内容等について十分周知し、その理解と自主的な努力を促していくこと。また、大学・大学院の教育研究機能の改善・充実に一層努めること。

二、大学の法令違反状態が生じないよう努めるとともに、大学における違法状態の是正措置を講じるに当たっては、その基準を明確にし、公正

性、妥当性及び透明性の確保に努めること。

三、認証評価制度の導入に当たっては、大学の個性・理念を損なうことのないよう、公正、妥当かつ透明性のある評価を確保するとともに、すべての大学が適正に評価を受けることができるよう、認証評価機関の整備充実に配慮すること。また、評価機関を認証する際の基準を明確にし、多様な評価基準・評価手法を持つ複数の評価機関が活動できるよう努めるとともに、評価が与える社会的影響を認識しつつ、評価の在り方についても必要に応じ見直しを行うこと。

四、認証評価結果の公表等大学に係る情報公開については、大学に求められる公共性にかんがみ、これに積極的に取り組むこと。

五、専門職大学院については、社会の変化に対応して求められる多様な分野における高度で専門的な知識と能力を有する人材が育成されるよう十分配慮すること。その設置・運営に当たっては、必要な財政的支援や大学の自主性・自律性が確保されるよう努めること。また、多くの者がその機会を得られるよう、奨学金等の支援制度の充実に努めること。

学校教育法の一部を改正する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よって国会法第八十三条により送付する。
平成十四年十一月十二日

参議院議長 倉田 寛之殿
衆議院議長 綿貫 民輔

学校教育法の一部を改正する法律案

学校教育法の一部を改正する法律案

学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。

第四条第二項中「前項を」第一項に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、当該幼稚園を設置する者は、同項に規定する事項を行おうとするときは、あらかじめ、都道府県教育委員会に届け出なければならない。

第四条第三項を次のように改める。

第二項第一号の学位の種類及び分野の変更並びに同項第二号の学位の分野の変更に関する基準は、文部科学大臣が、これを定める。

第四条第一項の次に次の二項を加える。

前項の規定にかかわらず、同項第一号に掲げる学校を設置する者は、次に掲げる事項を行うときは、同項の認可を受けることを要しない。

この場合において、当該学校を設置する者は、文部科学大臣の定めるところにより、あらかじめ、文部科学大臣に届け出なければならない。

一 大学の学部又は大学院の研究科の設置であつて、当該大学が授与する学位の種類及び分野の変更を伴わないもの

二 第六十九条の二第二項の大学の学位の設置であつて、当該大学が設置する学位の分野の変更を伴わないもの

三 大学の学部若しくは大学院の研究科又は第六十九条の二第二項の大学の学位の廃止

四 前三号に掲げるもののほか、政令で定める事項
文部科学大臣は、前項の届出があつた場合に

において、その届出に係る事項が、設備、授業その他の事項に関する法令の規定に適合しないと認めるときは、その届出をした者に対し、必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

第十四条中「公立又は私立の大学及び高等専門学校並びに放送大学学園の設置する大学については文部科学大臣、を削る。

第十五条を次のように改める。

第十五条 文部科学大臣は、公立又は私立の大学及び高等専門学校並びに放送大学学園の設置する大学が、設備、授業その他の事項について、法令の規定に違反していると認めるときは、当該学校に対し、必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

文部科学大臣は、前項の規定による勧告によつてもなお当該勧告に係る事項(次項において「勧告事項」という。)が改善されない場合には、当該学校に対し、その変更を命ずることができる。

文部科学大臣は、前項の規定による命令によつてもなお勧告事項が改善されない場合には、当該学校に対し、当該勧告事項に係る組織の廃止を命ずることができる。

文部科学大臣は、第一項の規定による勧告又は第二項若しくは前項の規定による命令を行うために必要があると認めるときは、当該学校に対し、報告又は資料の提出を求めることができる。

第六十条中「場合」の下に「及び第四条第五項に規定する基準を定める場合」を加える。

第六十条の二中「場合」の下に「及び大学に対し第四条第三項若しくは第十五条第二項若しくは第

三項の規定による命令又は同条第一項の規定による勧告を行う場合」を加える。

第六十五条中「きわめて」を「きわめ、又は高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培い」に改め、同条に次の一項を加える。

大学院のうち、学術の理論及び応用を教授研究し、高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培うことを目的とするものは、専門職大学院とする。

第六十七条第一項中「修士の学位」の下に「若しくは第六十八条の二第二項に規定する文部科学大臣の定める学位」を加える。

第六十八条の二第二項中「大学院」の下に「(専門職大学院を除く。を、博士の学位を」の下に「専門職大学院の課程を修了した者に対し文部科学大臣の定める学位」を加える。

第六十九条の二の次に次の四項を加える。

第六十九条の三 大学は、その教育研究水準の向上に資するため、文部科学大臣の定めるところにより、当該大学の教育及び研究、組織及び運営並びに施設及び設備(次項において「教育研究等」という。)の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。

大学は、前項の措置に加え、当該大学の教育研究等の総合的な状況について、政令で定める期間ごとに、文部科学大臣の認証を受けた者(以下「認証評価機関」という。)による評価(以下「認証評価」という。)を受けるものとする。ただし、認証評価機関が存在しない場合その他特別の事由がある場合であつて、文部科学大臣の定める措置を講じているときは、この限りでない。

専門職大学院を置く大学にあつては、前項に規定するもののほか、当該専門職大学院の設置の目的に照らし、当該専門職大学院の教育課程、教員組織その他教育研究活動の状況について、政令で定める期間ごとに、認証評価を受けるものとする。ただし、当該専門職大学院の課程に係る分野について認証評価を行う認証評価機関が存在しない場合その他特別の事由がある場合であつて、文部科学大臣の定める措置を講じているときは、この限りでない。

前二項の認証評価は、大学からの求めにより、大学評価基準(前二項の認証評価を行うために認証評価機関が定める基準をいう。次条において同じ。)に従つて行うものとする。

第六十九條の四 認証評価機関にならうとする者は、文部科学大臣の定めるところにより、申請により、文部科学大臣の認証を受けることができる。

文部科学大臣は、前項の規定による認証の申請が次の各号のいずれにも適合すると認めるときは、その認証をするものとする。

一 大学評価基準及び評価方法が認証評価を適確に行うに足りるものであること。

二 認証評価の公正かつ適確な実施を確保するために必要な体制が整備されていること。

三 第四項に規定する措置(同項に規定する通知を除く。)の前に認証評価の結果に係る大学からの意見の申立ての機会を付与していること。

四 認証評価を適確かつ円滑に行うに必要な経理的基礎を有する法人(人格のない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるものを

含む。次号において同じ。)であること。

五 次条第二項の規定により認証を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない法人でないこと。

六 その他認証評価の公正かつ適確な実施に支障を及ぼすおそれがないこと。

前項に規定する基準を適用するに際して必要な細目は、文部科学大臣が、これを定める。認証評価機関は、認証評価を行ったときは、遅滞なく、その結果を大学に通知するとともに、文部科学大臣の定めるところにより、これを公表し、かつ、文部科学大臣に報告しなければならない。

認証評価機関は、大学評価基準、評価方法その他文部科学大臣の定める事項を変更しようとするとき、又は認証評価の業務の全部若しくは一部を休止若しくは廃止しようとするときは、あらかじめ、文部科学大臣に届け出なければならない。

文部科学大臣は、認証評価機関の認証をしたとき、又は前項の規定による届出があつたときは、その旨を官報で公示しなければならない。第六十九條の五 文部科学大臣は、認証評価の公正かつ適確な実施が確保されないおそれがあるとき、又は認証評価機関に対し、必要な報告又は資料の提出を求めることができる。

文部科学大臣は、認証評価機関が前項の求めに応じず、若しくは虚偽の報告若しくは資料の提出をしたとき、又は前条第二項及び第三項の規定に適合しなくなつたと認めるときその他認証評価の公正かつ適確な実施に著しく支障を及ぼす事由があると認めるときは、当該認証評価

機関に対してこれを改善すべきことを求め、及びその求めによつてもなお改善されないときは、その認証を取り消すことができる。

文部科学大臣は、前項の規定により認証評価機関の認証を取り消したときは、その旨を官報で公示しなければならない。

第六十九條の六 文部科学大臣は、次に掲げる場合には、第六十條の政令で定める審議会等に諮問しなければならない。

一 認証評価機関の認証をするとき。

二 第六十九條の四第三項の細目を定めるとき。

三 認証評価機関の認証を取り消すとき。

第七十條の十中「第六十條」を「第六十條設置基準に係る部分に限る。」に、「及び第六十九條」を、「第六十九條、第六十九條の三(第三項を除く。)及び第六十九條の四から第六十九條の六まで」に改める。

第八十二條の十一第一項及び第八十三條第二項中「公立又は私立の大学及び高等専門学校並びに放送大学学園の設置する大学については文部科学大臣」を削る。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十五年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第六十九條の二の次に四條を加える改正規定及び第七十條の十の改正規定(及び第六十九條を、第六十九條、第六十九條の三(第三項を除く。)及び第六十九條の四から第六十九條の六まで」に改める部分に限る。) 平成

十六年四月一日

二 附則第三條の規定 公布の日

(認可の申請に関する経過措置)

第二条 この法律の施行の際現に改正前の学校教育法第四條第一項の規定により置かれている大学の学部若しくは大学院の研究科又は改正前の同法第六十九條の二第二項の大学の学科の設置廃止その他政令で定める事項についての認可の申請であつて、改正後の同法第四條第二項各号の規定に該当するものは、改正後の同項後段の規定によりされた届出とみなす。

(専門職大学院の設置のため必要な行為)

第三条 専門職大学院の設置のため必要な手続その他の行為は、この法律の施行前においても行うことができる。

(私立学校法の一部改正)

第四条 私立学校法昭和二十四年法律第二百七十一條の二を次のように改正する。

目次中「第六十五條の三」を「第六十五條の四」に改める。

第五条を次のように改める。

(学校教育法の特例)

第五条 私立学校には、学校教育法第十四條の規定は、適用しない。

第八条第一項中「第五條第一項各号に掲げる」を「学校教育法第四條第一項又は第十三條に規定する」に改め、同条第二項中「第五條第一項第一号に掲げる事項のうち私立学校の廃止、設置者の変更若しくは収容定員に係る学則の変更の認可を行う場合又は同項第二号の閉鎖を命ずる」を「学校教育法第四條第一項又は第十三條に規定する事項(同法第六十條の二の規定により

平成十四年十一月二十二日 参議院會議録第八号

学校教育法の一部を改正する法律案 有明海及び八代海を再生するための特別措置に関する法律案

七二

諮問すべきこととされている事項を除く。)を行
うに、「学校教育法」を「同法」に改める。

第三十条第一項第三号中「に広域の通信制の
課程の下に(学校教育法第四十五条第三項同
法第五十一条の九第一項において準用する場合
を含む。)に規定する広域の通信制の課程をい
う。」を加え、「広域の通信制の課程である旨」
を「その旨」に改める。

第四十五条の見出しを(寄附行為変更の認可
等)に改め、同条中「変更」の下に(文部科学省
令で定める事項に係るものを除く。)を加え、
同条に次の一項を加える。

2 学校法人は、前項の文部科学省令で定める
事項に係る寄附行為の変更をしたときは、遅
滞なく、その旨を所轄庁に届け出なければな
らない。

第六十四条第一項中「第五条第二項」を「第五
条」に、「について、第五条、第六条及び第八
条第一項の規定は」を「及び」に改め、「それぞ
れを削り、「第五条第一項各号に掲げる」を「学
校教育法第四條第一項又は第十三条に規定す
る」に、「第五条第一項各号」とあるのは「第六
十四條第一項において準用する第五條第一項各
号」を「学校教育法第四條第一項」とあるのは
「学校教育法第八十三條第二項において読み替
えて準用する同法第四條第一項」に改める。
第四章中第六十五条の三の次に次の一条を加
える。

(経過措置)

第六十五条の四 この法律の規定に基づき命令
を制定し、又は改廃する場合においては、そ
の命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に

必要と判断される範囲内において、所要の経
過措置(罰則に関する経過措置を含む。)を定
めることができる。

第六十六条中「一」を「いずれかに」に、「一
万円」を「二十万円」に改め、第七号を第八号と
し、第三号から第六号までを一号ずつ繰り下
げ、第二号の次に次の一号を加える。

三 第四十五条第二項の規定に違反して、届
出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

第六十七条中「五万円」を「十万円」に改める。

附則第九項を削り、附則第十項を附則第九項
とし、附則第十一項を附則第十項とし、附則第
十二項から第十五項までを削り、附則第十六項
を附則第十一項とし、附則第十七項を削り、附
則第十八項を附則第十二項とする。

(私立学校法の一部改正に伴う経過措置)

第五條 前條の規定の施行の際現に改正前の私立
学校法第四十五條の規定によりされている学校
法人の寄附行為変更の認可の申請であつて、改
正後の同條第一項の文部科学省令で定める事項
に係るものは、改正後の同條第二項の規定によ
りされた届出とみなす。

2 前條の規定の施行前にした行為に対する罰則
の適用については、なお従前の例による。

(税理士法の一部改正)

第六條 税理士法(昭和二十六年法律第二百三十
七号)の一部を次のように改正する。

第七條第二項中「同じ。」の下に「又は同法第
六十八條の二第一項に規定する文部科学大臣の

定める学位で財務省令で定めるもの」を加え、
同條第三項中「修士の学位」の下に「又は学校教
育法第六十八條の二第一項に規定する文部科学

大臣の定める学位で財務省令で定めるもの」を
加える。

審査報告書

有明海及び八代海を再生するための特別措置
に関する法律案

右は多数をもって可決すべきものと議決した。
よつて要領書を添えて報告する。

平成十四年十一月二十一日

農林水産委員長 三浦 一水

参議院議長 倉田 寛之殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、有明海及び八代海が、国民に
とつて貴重な自然環境及び水産資源の宝庫とし
て、その恵沢を国民がひとしく享受し、後代の
国民に継承すべきものであることにかんがみ、
国民的資産である有明海及び八代海を豊かな海
として再生するため、有明海及び八代海の再生
に関する基本方針を国が定めるとともに、当該
海域の環境の保全及び改善並びに水産資源の回
復等による漁業の振興に関し実施すべき施策に
関する計画を関係県が策定し、その実施を促進
する等特別の措置を講じようとするものであつ
て、おおむね妥当な措置と認める。

一、費用

本法律案に要する経費としては、初年度約二
十億円の見込みである。

有明海及び八代海を再生するための特別措置
に関する法律案

右の本院提出案をここに送付する。

平成十四年十一月十四日

衆議院議長 綿貫 民輔

参議院議長 倉田 寛之殿

有明海及び八代海を再生するための特別措
置に関する法律

(目的)

第一条 この法律は、有明海及び八代海が、国民
にとつて貴重な自然環境及び水産資源の宝庫と
して、その恵沢を国民がひとしく享受し、後代
の国民に継承すべきものであることにかんが
み、有明海及び八代海の再生に関する基本方針
を定めるとともに、有明海及び八代海の海域の
特性に応じた当該海域の環境の保全及び改善並
びに当該海域における水産資源の回復等による
漁業の振興に関し実施すべき施策に関する計画
を策定し、その実施を促進する等特別の措置を
講ずることにより、国民的資産である有明海及
び八代海を豊かな海として再生することを目的
とする。

(定義)

第二条 この法律において「有明海」とは、次に掲
げる直線及び陸岸によつて囲まれた海面をい
う。

- 一 長崎県瀬詰崎から熊本県天神山に至る直線
- 二 熊本県染岳から高松山三角点に至る直線
- 三 熊本県天草上島恵比須鼻から大矢野岳に至
る直線
- 四 熊本県三角灯台から中神島を経て三角岳に
至る直線

2 この法律において「八代海」とは、次に掲げる
直線及び陸岸によつて囲まれた海面をいう。

- 一 熊本県三角岳から中神島を経て三角灯台に至る直線
- 二 熊本県大矢野岳から天草上島恵比須鼻に至る直線
- 三 熊本県高松山三角点から染岳に至る直線
- 四 熊本県天草下島台場ノ鼻から鹿児島県長島大崎に至る直線
- 五 鹿児島県長島神崎鼻から鶴瀬鼻に至る直線
- 三 この法律において「関係県」とは、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県及び鹿児島県をいう。
- 四 この法律において「指定地域」とは、関係県の市町村の区域のうち、有明海及び八代海海域の環境の保全若しくは改善又は当該海域における水産資源の回復等による漁業の振興に関する施策を講ずべき地域で次条第一項の規定により指定されたものをいう。
- (地域の指定)
- 第三条 指定地域は、主務大臣が、関係県の申請に基づき、関係行政機関の長に協議して指定するものとする。
- 二 関係県は、前項の申請をしようとするときは、あらかじめ、関係市町村に協議しなければならない。
- 三 主務大臣は、第一項の指定をしたときは、その旨及びその区域を公示しなければならない。
- 四 前三項の規定は、指定地域の変更について準用する。
- (基本方針)
- 第四条 主務大臣は、有明海及び八代海海域の特性に応じた当該海域の環境の保全及び改善並びに当該海域における水産資源の回復等による

- 漁業の振興に関する施策を推進するため、有明海及び八代海の再生に関する基本方針(以下「基本方針」という。)を定めなければならない。
- 二 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 有明海及び八代海海域の環境の保全及び改善並びに当該海域における水産資源の回復等による漁業の振興に関する基本的な指針
 - 二 次条第一項の県計画の策定に関する基本的な事項
- 三 主務大臣は、基本方針を定めようとするときは、あらかじめ、関係県の意見を聴くとともに、関係行政機関の長に協議しなければならない。
- 四 主務大臣は、基本方針を定めたときは、遅滞なく、これを公表するとともに、関係県に通知しなければならない。
- 五 主務大臣は、情勢の推移により必要が生じたときは、基本方針を変更するものとする。
- 六 第三項及び第四項の規定は、基本方針の変更について準用する。
- (県計画)
- 第五条 関係県は、基本方針に基づき、当該関係県の区域内の指定地域について、有明海及び八代海海域の特性に応じた当該海域の環境の保全及び改善並びに当該海域における水産資源の回復等による漁業の振興に実施すべき施策に関する計画(以下「県計画」という。)を定めるものとする。
- 二 県計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 有明海及び八代海海域の環境の保全及び

- 改善並びに当該海域における水産資源の回復等による漁業の振興に関する方針
- 二 有明海及び八代海海域の環境の保全及び改善並びに当該海域における水産資源の回復等による漁業の振興のための次に掲げる事項
 - イ 水質等の保全に関する事項
 - ロ 干潟等の浄化機能の維持及び向上に関する事項
 - ハ 河川における流況の調整及び土砂の適正な管理に関する事項
 - ニ 河川、海岸、港湾及び漁港の整備に関する事項
 - ホ 森林の機能の向上に関する事項
 - ヘ 漁場の生産力の増進に関する事項
 - ト 水産動植物の増殖及び養殖の推進に関する事項
 - チ 有害動植物の駆除に関する事項
 - 三 前号に掲げる事項に係る次に掲げる事業の実施に関する事項
 - イ 下水道、浄化槽その他排水処理施設の整備に関する事業
 - ロ 海域の環境の保全及び改善に関する事業
 - ハ 河川、海岸、港湾、漁港及び森林の整備に関する事業
 - ニ 漁場の保全及び整備に関する事業
 - ホ 漁業関連施設の整備に関する事業
 - 四 有明海及び八代海海域の環境の保全及び改善並びに当該海域における水産資源の回復等による漁業の振興のための調査研究に関する事項
- 三 関係県は、県計画を定めようとするときは、あらかじめ、関係市町村から意見を聴かなければならない。

- 四 関係県は、県計画を定めようとするときは、主務大臣に協議し、その同意を得なければならない。
- 五 主務大臣は、前項の協議をするに当たっては、それぞれの県計画の調和を図られるよう配慮するものとする。
- 六 主務大臣は、第四項の同意をしようとするときは、関係行政機関の長に協議しなければならない。
- 七 関係県は、県計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表するとともに、関係市町村に通知しなければならない。
- 八 第三項から前項までの規定は、県計画の変更について準用する。
- (事業の実施)
- 第六条 県計画に基づく事業は、当該事業に関する法律(これに基づく命令を含む。)の規定に従い、国、地方公共団体その他の者が実施するものとする。
- (促進協議会)
- 第七条 主務大臣、関係行政機関の長及び関係県の知事(以下この条において「主務大臣等」という。)は、それぞれの県計画の調和を図りつつ、その実施を促進するために必要な協議を行うため、促進協議会を組織することができる。
- 二 前項の協議を行うための会議(次項において「会議」という。)は、主務大臣等又はその指名する職員をもって構成する。
- 三 会議において協議が調った事項については、主務大臣等は、その協議の結果を尊重しなければならない。
- 四 第二項に定めるもののほか、促進協議会の組

織及び運営に関し必要な事項は、促進協議会が定める。

5 第一項の協議を行う場合において必要と認められるときは、関係市町村及び学識経験のある者の意見を聴くものとする。

(国の補助の割合の特例)

第八条 県計画に基づいて平成十四年度から平成二十三年度までの各年度において関係県が国から補助金の交付を受けて行う漁港漁場整備法(昭和二十五年法律第三十七号)第四条に規定する漁港漁場整備事業(同条第二号に掲げるものに限る。)のうち、有明海及び八代海の海域の環境の保全及び改善を図るために行う事業で政

0.46—当該県の財政力指数が0.46を越えるときは0.46)
0.75+0.25×
0.46—す—の間の関係のうちの財政力指数が0.46を越えるときは0.46)

3 前項の式において「財政力指数」とは、地方交付税法(昭和二十五年法律第二十一号)第十四条の規定により算定した基準財政収入額を同法第十一条の規定により算定した基準財政需要額で除して得た数値で当該年度前三年度内の各年度に係るものを合算したものの三分の一の数値をいう。

4 農林水産大臣は、引上率を算定し、関係県に通知するものとする。

第十条 第八条の規定により特定事業に係る経費に対して国が通常の補助の割合を超えて補助することとなる額の交付に関し必要な事項は、政令で定める。

(地方債についての配慮)

第十一条 地方公共団体が県計画を達成するため

令で定めるもの(以下「特定事業」という。)に係る経費に対する国の補助の割合は、他の法令の規定にかかわらず、次条に定めるところにより算定するものとする。

第九条 特定事業に係る経費に対する国の補助の割合は、関係県ごとに当該特定事業に係る経費に対する通常の国の補助の割合に次の式により算定した数(小数点以下二位未満は、切り上げるものとする。第四項において「引上率」という。)を乗じて算定するものとする。
 $1+0.1 \times \text{調整率}$

2 前項の式において「調整率」とは、次の式により算定した数値をいう。

に行う事業に要する経費に充てるために起こす地方債については、法令の範囲内において、資金事情及び当該地方公共団体の財政状況が許す限り、特別の配慮をするものとする。

(資金の確保等)

第十二条 国は、県計画に基づいて行う漁業の振興のための事業その他の事業の実施に関し、必要な資金の確保その他の措置を講ずよう努めなければならない。

(下水道の整備等)

第十三条 国及び地方公共団体は、指定地域において、下水道、浄化槽その他排水処理施設の整備その他の有明海及び八代海の海域の水質の保全のために必要な措置を講ずよう努めなければならない。

2 関係県は、県計画に基づき、水質汚濁防止法

(昭和四十五年法律第三十八号)第十四条の七第一項の規定による生活排水対策重点地域の指定その他の生活排水対策の実施を推進しなければならない。

(漂流物の除去等)

第十四条 国及び地方公共団体は、有明海及び八代海の海域等において、漂流物の除去その他広域的な海域の環境の保全及び改善のために必要な措置を講ずよう努めなければならない。

(河川の流況の調整)

第十五条 河川管理者(河川法(昭和三十九年法律第六十七号)第七条(同法第百条において準用する場合を含む。))に規定する河川管理者をいう。)及び同法第四十四条第一項に規定するダムを設置する者は、有明海及び八代海の海域の環境の保全及び改善を図るため、ダムの貯留水を利用して、当該ダムの目的に支障のない範囲内において、河川の流況の調整に努めなければならない。

(森林の保全及び整備)

第十六条 国及び地方公共団体は、有明海及び八代海の海域における水産動植物の生育環境の保全及び改善を図るため、森林の保全及び整備に努めなければならない。

(水産動物の種苗の放流等)

第十七条 国及び地方公共団体は、有明海及び八代海の海域における水産動植物の増殖及び養殖の推進を図るため、水産動物の種苗の放流、養殖漁場の改善等の措置を講ずよう努めなければならない。

(調査研究の実施及び体制の整備等)

第十八条 国及び関係県は、有明海及び八代海の海域の環境の保全及び改善並びに当該海域における水産資源の回復等による漁業の振興を図るため、次に掲げる調査を行うとともに、その結果を公表するものとする。

一 干潟と有明海及び八代海の海域の環境との関係に関する調査

二 潮流、潮汐等と有明海及び八代海の海域の環境との関係に関する調査

三 有明海及び八代海の海域に流入する水の汚濁負荷量と当該海域の環境との関係に関する調査

四 有明海及び八代海の海域に流入する河川の流況と当該海域の環境との関係に関する調査

五 土砂の採取と有明海及び八代海の海域の環境との関係に関する調査

六 有明海及び八代海における赤潮、貧酸素水塊等の発生機構に関する調査

七 有明海及び八代海の海域の環境と当該海域における水産資源との関係に関する調査

八 前各号に掲げるもののほか、有明海及び八代海の海域の環境並びに当該海域における水産資源に関する調査

2 国及び関係県は、前項各号に掲げる調査の推進等を図るための総合的な調査研究の体制の整備、赤潮の防除技術の開発その他の有明海及び八代海の海域の環境の保全及び改善並びに当該海域における水産資源の回復等に関する研究開発の推進及びその成果の普及、研究者の養成等の措置並びに有明海及び八代海の海域に流入する水の汚濁負荷量の総量の削減に資する措置を講

ずるものとする。

(酸処理剤の適正な使用等)

第十九条 有明海又は八代海の海域において水産動植物の繁殖の事業を営む者は、のりの品質の向上等のために使用する酸処理剤及び肥料の適正な使用等当該海域の環境の保全について適切な配慮をしなければならない。

(自然災害の発生の防止)

第二十条 国及び地方公共団体は、自然災害の発生を防止するため、指定地域における河川、海岸、港湾、漁港、森林等の整備を推進するよう努めなければならない。

(赤潮等による漁業被害等に係る支援)

第二十一条 国及び地方公共団体は、有明海又は八代海の海域において赤潮等による漁業被害が発生した場合においては、その経営に影響を受ける水産業者その他の関係事業者に対し、必要な資金の確保又はその融通のあっせんを努めるものとする。

(赤潮等による漁業被害者の救済)

第二十二条 国は、有明海又は八代海の海域において赤潮等により著しい漁業被害が発生した場合においては、当該漁業被害を受けた漁業者の救済について必要な措置を講ずるよう配慮するものとする。

(知識の普及)

第二十三条 国及び地方公共団体は、有明海及び八代海海域の環境の保全及び改善を図るため、指定地域の住民等に対し、当該海域の環境の保全及び改善に関する知識の普及を図るよう努めなければならない。

(有明海・八代海総合調査評価委員会)

第二十四条 環境省に、有明海・八代海総合調査評価委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(委員会の所掌事務)

第二十五条 委員会は、附則第三項の規定に基づいて行う見直しに関し、次に掲げる事務をつかさどる。

一 国及び関係県が第十八条第一項の規定により行う総合的な調査の結果に基づいて有明海及び八代海の再生に係る評価を行うこと。

二 前号に規定する事項に関し、主務大臣等意見意見を述べること。

(委員の任命)

第二十六条 委員は、環境の保全及び改善又は水産資源の回復等に関し十分な知識と経験を有する者のうちから、主務大臣と協議の上、環境大臣が任命する。

(政令への委任)

第二十七条 前三条に規定するもののほか、委員会に關し必要な事項は、政令で定める。

(主務大臣)

第二十八条 この法律における主務大臣は、総務大臣、文部科学大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣及び環境大臣とする。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

(適用)

2 第八条から第十条までの規定は、平成十四年度の予算に係る国の補助金から適用し、平成十三年度までの予算に係る国の補助金で平成十四年度以降に繰り越されたものについては、なお従前の例による。

(見直し)

3 この法律は、この法律の施行の日から五年以内、この法律の施行の状況及び第十八条第一項の規定により行う総合的な調査の結果を踏まえ、必要な見直しを行うものとする。

(環境省設置法の一部改正)

4 環境省設置法(平成十一年法律第百一号)の一部を次のように改正する。

第七条中「公害健康被害補償不服審査会」を「公害健康被害補償不服審査会
有明海・八代海総合調査評価委員会」に改める。

第九条の次に次の一条を加える。

(有明海・八代海総合調査評価委員会)

第九条の二 有明海・八代海総合調査評価委員会については、有明海及び八代海を再生するための特別措置に関する法律(平成十四年法律第 号。これに基づく命令を含む。)の定めるところによる。

投票者氏名

日程第一 銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律の一部を改正する法律案(第百五十四回国会衆議院提出)

賛成者氏名

一三三名

阿南 一成君	阿部 正俊君
愛知 治郎君	青木 幹雄君
荒井 正吾君	有馬 朗人君
有村 治子君	井上 吉夫君
泉 信也君	市川 一朗君
入澤 肇君	岩城 光英君

平成十四年十一月二十二日 参議院会議録第八号 有明海及び八代海を再生するための特別措置に関する法律案 投票者氏名

岩永 浩美君	上野 公成君
魚住 汎英君	小野 清子君
尾辻 秀久君	大島 慶久君
大仁田 厚君	大野つや子君
太田 豊秋君	扇 千景君
加治屋義人君	加藤 紀文君
加納 時男君	狩野 安君
景山俊太郎君	柏村 武昭君
片山虎之助君	金田 勝年君
亀井 郁夫君	河本 英典君
木村 仁君	岸 宏一君
北岡 秀二君	久世 公義君
斎掛 哲男君	国井 正幸君
小泉 顕雄君	小斉平敏文君
小林 温君	後藤 博子君
鴻池 祥肇君	近藤 剛君
佐藤 昭郎君	佐藤 泰三君
齊藤 滋宣君	斎藤 十朗君
桜井 新君	山東 昭子君
清水嘉与子君	清水 達雄君
椎名 一保君	陣内 孝雄君
鈴木 政二君	世耕 弘成君
関谷 勝嗣君	田浦 直君
田中 直紀君	田村 公平君
田村耕太郎君	伊達 忠一君
竹山 裕君	武見 敬三君
谷川 秀善君	段本 幸男君
月原 茂昭君	常田 享詳君
鶴保 庸介君	中川 義雄君
中島 啓雄君	中島 眞人君
中曾根弘文君	中原 爽君
仲道 俊哉君	西田 吉宏君

西銘順志郎君	野上浩太郎君	伊藤 基隆君	池口 修次君	西山登紀子君	畑野 君枝君	小野 清子君	尾辻 秀久君
野沢 太三君	野間 起君	今泉 昭君	岩本 司君	八田ひろ子君	林 紀子君	大島 慶久君	大仁田 厚君
南野知恵子君	橋本 聖子君	海野 徹君	江田 五月君	筆坂 秀世君	宮本 岳志君	大野つや子君	太田 豊秋君
服部三男雄君	林 芳正君	江本 孟紀君	小川 勝也君	吉岡 吉典君	吉川 春子君	扇 千景君	加治屋義人君
福島啓史郎君	藤井 基之君	小川 敏夫君	大塚 耕平君	岩本 莊太君	大江 康弘君	加藤 紀文君	加納 時男君
保坂 三蔵君	真鍋 賢二君	岡崎トミ子君	勝木 健司君	島袋 宗康君	田村 秀昭君	狩野 安君	景山俊太郎君
舛添 要一君	松谷 蒼一郎君	神本美恵子君	川橋 幸子君	高橋紀世子君	西岡 武夫君	柏村 武昭君	金田 勝年君
松田 岩夫君	松村 龍二君	郡司 彰君	小林 元君	平野 貞夫君	平野 達男君	亀井 郁夫君	河本 英典君
松山 政司君	三浦 一水君	小宮山洋子君	奥石 東君	広野ただし君	松岡満壽男君	木村 仁君	岸 宏一君
溝手 顯正君	宮崎 秀樹君	佐藤 泰介君	佐藤 雄平君	森 ゆうこ君	山本 正和君	北岡 秀二君	久世 公義君
森下 博之君	森田 次夫君	齋藤 勳君	櫻井 充君	渡辺 秀央君	大脇 雅子君	杵掛 哲男君	国井 正幸君
森元 恒雄君	森山 裕君	榎葉賀津也君	鈴木 寛君	大田 昌秀君	洲上 貞雄君	小泉 顯雄君	小齊平敏文君
矢野 哲朗君	山内 俊夫君	高嶋 良充君	高橋 千秋君	又市 征治君	大淵 絹子君	小林 温君	後藤 博子君
山崎 力君	山崎 正昭君	谷 博之君	谷林 正昭君	黒岩 宇洋君	田嶋 陽子君	鴻池 祥肇君	近藤 剛君
山下 英利君	山下 善彦君	千葉 景子君	角田 義一君	中村 敦夫君	本岡 昭次君	佐藤 昭郎君	佐藤 泰三君
山本 一太君	吉田 博美君	辻 泰弘君	直嶋 正行君	日程第二 行政手続等における情報通信の技術の 利用に関する法律案(第百五十四回国会内閣提出)		齊藤 滋宣君	斎藤 十朗君
吉村剛太郎君	若林 正俊君	内藤 正光君	平田 健二君	日程第三 行政手続等における情報通信の技術の 利用に関する法律案(第百五十四回国会内閣提出)		桜井 新君	山東 昭子君
脇 雅史君	荒木 清寛君	長谷川 清君	福山 哲郎君	日程第四 電子署名に係る地方公共団体の認証業 務に関する法律案(第百五十四回国会内閣提出)		清水嘉与子君	清水 達雄君
魚住裕一郎君	風間 昶君	広中和歌子君	藤原 正司君	賛成者氏名	一三七名	椎名 一保君	陣内 孝雄君
草川 昭三君	木庭健太郎君	藤井 俊男君	本田 良一君	阿南 一成君	阿部 正俊君	鈴木 政二君	世耕 弘成君
沢 たまき君	白浜 一良君	堀 利和君	円 より子君	愛知 治郎君	青木 幹雄君	関谷 勝嗣君	田村 直紀君
高野 博師君	統 訓弘君	松井 孝治君	窪瀬 進君	荒井 正吾君	有馬 朗人君	田村耕太郎君	伊達 忠一君
鶴岡 洋君	遠山 清彦君	峰崎 直樹君	山下八洲夫君	泉 信也君	市川 一朗君	竹山 裕君	武見 敬三君
浜田卓二郎君	浜四津敏子君	柳田 稔君	山本 孝史君	入澤 肇君	岩井 國臣君	谷川 秀善君	段本 幸男君
日笠 勝之君	福本 潤一君	山根 隆治君	若林 秀樹君	岩城 光英君	岩永 浩美君	月原 茂晴君	常田 享詳君
森本 晃司君	山口那津男君	和田ひろ子君	若林 秀樹君	泉 信也君	岩永 浩美君	鶴保 庸介君	中川 義雄君
山下 栄一君	山本 香苗君	井上 美代君	井上 哲士君	有村 治子君	井上 吉夫君	中島 啓雄君	中島 眞人君
山本 保君	渡辺 孝男君	市田 忠義君	池田 幹幸君	岩佐 恵美君	岩井 國臣君	中曾根弘文君	中原 爽君
西川きよし君		大沢 辰美君	紙 智子君	入澤 肇君	岩永 浩美君	仲道 俊哉君	西田 吉宏君
浅尾慶一郎君		小池 晃君	小泉 親司君	岩城 光英君	岩永 浩美君	西銘順志郎君	野上浩太郎君
		大門実紀史君	富樫 練三君	上野 公成君	魚住 汎英君	野沢 太三君	野間 起君
反対者氏名	九六名						

平成十四年十一月二十二日 参議院会議録第八号 投票者氏名

南野知恵子君	橋本 聖子君	伊藤 基隆君	池口 修次君	西山登紀子君	畑野 君枝君	狩野 安君	景山俊太郎君
服部三男雄君	林 芳正君	今泉 昭君	岩本 司君	八田ひろ子君	林 紀子君	柏村 武昭君	片山虎之助君
福島啓史郎君	藤井 基之君	海野 徹君	江田 五月君	筆坂 秀世君	宮本 岳志君	金田 勝年君	亀井 郁夫君
保坂 三蔵君	真鍋 賢二君	江本 孟紀君	小川 勝也君	吉岡 吉典君	吉川 春子君	河本 英典君	木村 仁君
舛添 要一君	松谷蒼一郎君	小川 敏夫君	大塚 耕平君	大江 康弘君	島袋 宗康君	岸 宏一君	北岡 秀二君
松田 岩夫君	松村 龍二君	岡崎トミ子君	勝木 健司君	田村 秀昭君	高橋紀世子君	久世 公堯君	沓掛 哲男君
松山 政司君	三浦 一水君	神本美恵子君	川橋 幸子君	西岡 武夫君	平野 貞夫君	国井 正幸君	小泉 顯雄君
溝手 顯正君	宮崎 秀樹君	郡司 彰君	小林 元君	平野 達男君	広野ただし君	小斉平敏文君	小林 温君
森下 博之君	森田 次夫君	小宮山洋子君	奥石 東君	森 ゆうこ君	渡辺 秀央君	後藤 博子君	鴻池 祥肇君
森元 恒雄君	森山 裕君	佐藤 泰介君	佐藤 雄平君	大脇 雅子君	大田 昌秀君	近藤 剛君	佐藤 昭郎君
矢野 哲朗君	山内 俊夫君	齋藤 勤君	櫻井 充君	大淵 貞雄君	又市 征治君	佐藤 泰三君	齊藤 滋宣君
山崎 力君	山崎 正昭君	榎葉賀津也君	鈴木 寛君	大淵 絹子君	黒岩 宇洋君	斎藤 十朗君	桜井 新君
山下 英利君	山下 善彦君	高嶋 良充君	高橋 千秋君	田嶋 陽子君	中村 敦夫君	山東 昭子君	清水嘉与子君
山本 一太君	吉田 博美君	谷 博之君	谷林 正昭君	本岡 昭次君		清水 達雄君	椎名 一保君
吉村剛太郎君	若林 正俊君	千葉 景子君	シシマハライ君			陣内 孝雄君	鈴木 政二君
脇 雅史君	荒木 清寛君	辻 泰弘君	角田 義一君			世耕 弘成君	関谷 勝嗣君
魚住裕一郎君	風間 昶君	内藤 正光君	直嶋 正行君			田浦 直君	田中 直紀君
草川 昭三君	木庭健太郎君	長谷川 清君	平田 健二君			田村 公平君	田村耕太郎君
沢 たまき君	白浜 一良君	広中和歌子君	福山 哲郎君			伊達 忠一君	竹山 裕君
高野 博師君	統 訓弘君	藤井 俊男君	藤原 正司君			武見 敬三君	谷川 秀善君
鶴岡 洋君	遠山 清彦君	堀 利和君	本田 良一君			段本 幸男君	月原 茂昭君
浜田卓二郎君	浜四津敏子君	松井 孝治君	円 より子君			常田 享詳君	鶴保 庸介君
日笠 勝之君	福本 潤一君	峰崎 直樹君	築瀬 進君			中川 義雄君	中島 啓雄君
松 あきら君	森本 晃司君	柳田 稔君	山下八洲夫君			中島 眞人君	中曾根弘文君
山口那津男君	山下 栄一君	山根 隆治君	山本 孝史君			中原 爽君	仲道 俊哉君
山本 香苗君	山本 保君	和田ひろ子君	若林 秀樹君			西田 吉宏君	西銘順志郎君
渡辺 孝男君	岩本 莊太君	市田 忠義君	井上 哲士君			野上浩太郎君	野沢 太三君
西川きよし君	松岡満壽男君	井上 美代君	池田 幹幸君			野間 起君	南野知恵子君
山本 正和君		大沢 辰美君	岩佐 恵美君			橋本 聖子君	服部三男雄君
		小池 晃君	紙 智子君			林 芳正君	福島啓史郎君
		大門実紀史君	小泉 親司君			藤井 基之君	保坂 三蔵君
			富樫 練三君			真鍋 賢二君	舛添 要一君

反対者氏名

九三名

浅尾慶一郎君

朝日 俊弘君

日程第五 母子及び寡婦福祉法等の一部を改正する法律案(第百五十四回国会内閣提出、第百五十五回国会衆議院送付)

賛成者氏名

一九一名

阿南 一成君 阿部 正俊君
愛知 治郎君 青木 幹雄君
荒井 正吾君 有馬 朗人君
有村 治子君 井上 吉夫君
泉 信也君 市川 一朗君
入澤 肇君 岩井 國臣君
岩城 光英君 岩永 浩美君
上野 公成君 魚住 汎英君
小野 清子君 尾辻 秀久君
大島 慶久君 大仁田 厚君
大野つや子君 太田 豊秋君
扇 千景君 加治屋義人君
加藤 紀文君 加納 時男君

狩野 安君 景山俊太郎君
柏村 武昭君 片山虎之助君
金田 勝年君 亀井 郁夫君
河本 英典君 木村 仁君
岸 宏一君 北岡 秀二君
久世 公堯君 沓掛 哲男君
国井 正幸君 小泉 顯雄君
小斉平敏文君 小林 温君
後藤 博子君 鴻池 祥肇君
近藤 剛君 佐藤 昭郎君
佐藤 泰三君 齊藤 滋宣君
斎藤 十朗君 桜井 新君
山東 昭子君 清水嘉与子君
清水 達雄君 椎名 一保君
陣内 孝雄君 鈴木 政二君
世耕 弘成君 関谷 勝嗣君
田浦 直君 田中 直紀君
田村 公平君 田村耕太郎君
伊達 忠一君 竹山 裕君
武見 敬三君 谷川 秀善君
段本 幸男君 月原 茂昭君
常田 享詳君 鶴保 庸介君
中川 義雄君 中島 啓雄君
中島 眞人君 中曾根弘文君
中原 爽君 仲道 俊哉君
西田 吉宏君 西銘順志郎君
野上浩太郎君 野沢 太三君
野間 起君 南野知恵子君
橋本 聖子君 服部三男雄君
林 芳正君 福島啓史郎君
藤井 基之君 保坂 三蔵君
真鍋 賢二君 舛添 要一君

松谷 蒼一郎君	松田 岩夫君	本田 良一君	松井 孝治君	田村 秀昭君	西岡 武夫君	国井 正幸君	小泉 顯雄君
松村 龍二君	松山 政司君	円より子君	峰崎 直樹君	西川きよし君	平野 貞夫君	小斎平敏文君	小林 温君
三浦 一水君	溝手 顯正君	築瀬 進君	柳田 稔君	平野 達男君	広野ただし君	後藤 博子君	鴻池 祥肇君
宮崎 秀樹君	森下 博之君	山下八洲夫君	山根 隆治君	森 ゆうこ君	山本 正和君	近藤 剛君	佐藤 昭郎君
森田 次夫君	森元 恒雄君	山本 孝史君	和田ひろ子君	渡辺 秀央君	大脇 雅子君	佐藤 泰三君	斎藤 滋宣君
森山 裕君	矢野 哲朗君	若林 秀樹君	薬科 満治君	大田 昌秀君	大淵 貞雄君	斎藤 十朗君	山東 昭子君
山内 俊夫君	山崎 力君	荒木 清寛君	魚住裕一郎君	又市 征治君	大淵 絹子君	清水 達雄君	清水嘉与子君
山崎 正昭君	山下 英利君	風間 昶君	草川 昭三君	黒岩 宇洋君	田嶋 陽子君	陣内 孝雄君	椎名 一保君
山下 善彦君	山本 一太君	木庭健太郎君	沢 たまき君	黒岩 敦夫君	中村 敦夫君	陣内 孝雄君	鈴木 政二君
吉田 博美君	吉村剛太郎君	白浜 一良君	高野 博師君	鶴岡 洋君	阿部 正俊君	世耕 弘成君	関谷 勝嗣君
若林 正俊君	脇 雅史君	統 訓弘君	遠山 清彦君	日笠 勝之君	青木 幹雄君	田村 公平君	田中 直紀君
浅尾慶一郎君	朝日 俊弘君	浜四津敏子君	福本 潤一君	松 あきら君	有馬 朗人君	伊達 忠一君	田村耕太郎君
伊藤 基隆君	池口 修次君	森本 晃司君	山下 栄一君	山口那津男君	井上 吉夫君	武見 敬三君	竹山 裕君
今泉 昭君	岩本 司君	山下 保君	山本 香苗君	荒井 正吾君	市川 一朗君	段本 幸男君	谷川 秀善君
海野 徹君	江田 五月君	高橋紀世子君	松岡満壽男君	泉 信也君	岩井 國臣君	常田 享詳君	月原 茂皓君
江本 孟紀君	小川 勝也君	本岡 昭次君	井上 哲士君	入澤 肇君	岩永 浩美君	中川 義雄君	鶴保 庸介君
小川 敏夫君	大塚 耕平君	三十九名	池田 幹幸君	岩城 光英君	魚住 汎英君	中島 眞人君	中島 啓雄君
岡崎トミ子君	神本美恵子君	反対者氏名	紙 智子君	上野 公成君	尾辻 秀久君	中原 爽君	仲道 俊哉君
川橋 幸子君	郡司 彰君	井上 美代君	小泉 親司君	小野 清子君	大仁田 厚君	西田 吉宏君	西銘順志郎君
小林 元君	小宮山洋子君	市田 忠義君	富樫 練三君	大島 慶久君	太田 豊秋君	野上浩太郎君	野沢 太三君
奥石 東君	佐藤 泰介君	大沢 辰美君	小池 晃君	大野つや子君	加治屋義人君	野間 起君	南野知恵子君
佐藤 雄平君	齋藤 勤君	井上 美代君	大門実紀史君	扇 千景君	加納 時男君	橋本 聖子君	服部三男雄君
櫻井 充君	榎葉賀津也君	市田 忠義君	西山登紀子君	加藤 紀文君	景山俊太郎君	林 芳正君	福島啓史郎君
鈴木 寛君	高嶋 良充君	大沢 辰美君	八田ひろ子君	狩野 安君	亀井 郁夫君	藤井 基之君	保坂 三蔵君
高橋 千秋君	谷 博之君	紙 智子君	筆坂 秀世君	柏村 武昭君	木村 仁君	真鍋 賢二君	舛添 要一君
谷林 正昭君	千葉 景子君	小泉 親司君	吉岡 吉典君	金田 勝年君	北岡 秀二君	松谷蒼一郎君	松田 岩夫君
角田 義一君	辻 泰弘君	富樫 練三君	岩本 莊太君	河本 英典君	杵掛 哲男君	松村 龍二君	松山 政司君
直嶋 正行君	内藤 正光君	畑野 君枝君	島袋 宗康君	岸 宏一君		三浦 一水君	溝手 顯正君
平田 健二君	長谷川 清君	林 紀子君		久世 公堯君		宮崎 秀樹君	森下 博之君
福山 哲郎君	広中和歌子君	吉川 春子君				森田 次夫君	森元 恒雄君
藤原 正司君	堀 利和君	大江 康弘君				森山 裕君	矢野 哲朗君

反对者氏名

浅尾慶一郎君	朝日 俊弘君
伊藤 基隆君	池口 修次君
今泉 昭君	岩本 司君
海野 徹君	江田 五月君
江本 孟紀君	小川 勝也君
小川 敏夫君	大塚 耕平君
岡崎トミ子君	神本美恵子君
川橋 幸子君	郡司 彰君
小林 元君	小宮山洋子君
奥石 東君	佐藤 泰介君
佐藤 雄平君	齋藤 勤君
櫻井 充君	榛葉賀津也君

八〇名

風間 純君	草川 昭三君
木庭健太郎君	沢 たまき君
白浜 一良君	高野 博師君
統 訓弘君	鶴岡 洋君
遠山 清彦君	浜田卓二郎君
浜四津敏子君	日笠 勝之君
福本 潤二君	松 あきら君
森本 晃司君	山口那津男君
山下 栄一君	山本 香苗君
山本 保君	渡辺 孝男君
岩本 莊太君	大江 康弘君
島袋 宗康君	田村 秀昭君
高橋紀世子君	西岡 武夫君
西川きよし君	平野 貞夫君
平野 達男君	広野ただし君
松岡満壽男君	森 ゆうこ君
山本 正和君	渡辺 秀央君
洲上 貞雄君	又市 征治君

鈴木 寛君	高嶋 良充君
高橋 千秋君	谷 博之君
谷林 正昭君	千葉 景子君
ンルン アルティ君	辻 泰弘君
角田 義一君	内藤 正光君
直嶋 正行君	長谷川 清君
平田 健二君	広中和歌子君
福山 哲郎君	藤井 俊男君
藤原 正司君	堀 利和君
本田 良一君	松井 孝治君
円 より子君	峰崎 直樹君
篠瀬 進君	柳田 稔君
山下八洲夫君	山根 隆治君
山本 孝史君	和田ひろ子君
若林 秀樹君	薬科 満治君
井上 哲士君	井上 美代君
池田 幹幸君	市田 忠義君
岩佐 恵美君	大沢 辰美君
紙 智子君	小池 晃君
小泉 親司君	大門実紀史君
富樫 練三君	西山登紀子君
畑野 君枝君	八田ひろ子君
林 紀子君	筆坂 秀世君
宮本 岳志君	吉岡 吉典君
吉川 春子君	大脇 雅子君
大田 昌秀君	大淵 絹子君
黒岩 宇洋君	田嶋 陽子君
中村 敦夫君	本岡 昭次君

明治三十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

発行所 東京一〇五ノ四四四五丁目
二番四号 財務省印刷局
電話 03 (3587) 4294
定価 本号一部
送料 三二五円
代金 〇〇〇円